

村上市地域防災計画 (資料編)

平成25年度修正

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（資料編）

1	(1) 防災関係機関一覧	1
	(2) 医療機関一覧	3
	(3) 村上市避難所一覧	4
	(4) 災害時緊急備蓄物資等数量	10
	(5) 水防倉庫備蓄資機材一覧	12
2	(1) 消防の現況	13
	(2) 気象状況	13
	(3) ヘリポート適地の基準・ヘリポート	14
3	(1) 災害履歴	19
	(2) 災害時における応援協定	23
	(3) 村上市岩船郡医師会救護活動要領	25
4	(1) 災害発生危険箇所 地すべり危険箇所数	27
	(2) 災害発生危険箇所 急傾斜地災害関係箇所数	29
	(3) 災害発生危険箇所 土石流危険溪流箇所数	35
	(4) 災害発生危険箇所 山地災害危険箇所数	43
	(5) 災害発生危険箇所 雪崩発生危険箇所数	57
5	(1) 重要水防箇所評定基準	62
	(2) -1 河川関係重要水防箇所（国土交通省直轄河川）	64
	(2) -2 河川関係重要水防箇所（県管理）	66
	(2) -3 海岸関係重要水防箇所	69
	(3) 水上巡視を必要とする構造物	70
6	(1) 村上市が定める災害発生危険箇所	71
7	(1) 新潟県 緊急輸送道路一覧表（緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表）	72
	(2) 特殊通行規制基準	73
	(3) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	74
	(4) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	75
8	(1) 村上市防災会議条例、運営規定	76
	(2) 村上市災害対策本部条例、運営規程	78
9	(1) 各種様式	80
10	(1) 村上市震度観測点一覧	92
	(2) 放射線モニタリングポストの配備状況	93
11	協定書等	94

資料編

資料 1 (1) 防災関係機関一覧

1. 【県関係】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
新潟県防災局	危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	Tel 025-285-5511 (代) FAX 025-282-1640	(直通) 025-282-1638 (危機対策第一)
新潟県防災局	消防課	新潟市中央区新光町4-1	Tel 025-282-1664 FAX 025-282-1667	(衛星) 8-40120-6442
新潟県公安委員会 新潟県警察本部		新潟市中央区新光町4-1	Tel 025-285-0110 FAX 025-284-8939	(衛星) 8-40120-6971
村上地域振興局	企画振興部	村上市田端町6-25	Tel 0254-52-7920 FAX 0254-52-1316	(衛星) 8-401218-203
村上地域振興局	地域整備部	村上市田端町6-25	Tel 0254-52-7955 FAX 0254-53-4511	(衛星) 8-401218-704
村上地域振興局	農林振興部	村上市田端町6-25	Tel 0254-52-7938 FAX 0254-52-1606	(衛星) 8-401218-603
村上地域振興局 (村上保健所)	健康福祉部	村上市肴町10-15	Tel 0254-53-3151 FAX 0254-52-2881	
村上警察署	村上警察署	村上市南町2丁目3-18	Tel 0254-52-0110 FAX 0254-53-2171	

2. 【関係指定地方行政機関（自衛隊を含む）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
【防衛省】 陸上自衛隊	第30普通科連隊第3科	新発田市大手町6-4-16	Tel 0254-22-3151	
【海上保安庁】 第九管区海上保安本部	新潟海上保安部	新潟市中央区竜が島1丁目5番4号	Tel 025-247-0118 FAX 025-244-1004	
【農林水産省】 北陸農政局	新潟地域センター	新潟市中央区船場町2丁目3435-1	Tel 025-228-5211	
【気象庁】 東京管区気象台	新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	Tel 025-281-5871	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	村上市藤沢27-1	Tel 0254-62-3211	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 村上維持出張所	村上市新町13-1	Tel 0254-53-2942	
【林野庁】 関東森林管理局	下越森林管理署 村上支署	村上市緑町3丁目1-13	Tel 0254-53-2151	

3. 【近隣・災害協定市町村機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
関川村	総務課	関川村大字下関912番地	Tel 0254-64-1441 FAX 53-0079	(衛星) 8-412-10 (総務課)
粟島浦村	総務課	粟島浦村字日の見山1513番地11	Tel 0254-55-2111 FAX 55-2159	(衛星) 8-417-10 (総務課)
胎内市	総務課	胎内市新和町2番10号	Tel 0254-43-6111 FAX 0254-43-5502	(衛星) 8-441-10 (総務課)
鶴岡市	危機管理課	山形県鶴岡市馬場町9番25号	Tel 0235-25-2111 FAX 0235-24-9071	
見附市	企画調整課	見附市昭和町2丁目1番1号	Tel 0258-62-1700 FAX 0258-63-1006	衛星携帯 080-1068-1295
妙高市	総務課 危機管理室	妙高市栄町5番1号	Tel 0255-74-0002 FAX 0255-72-9841	衛星携帯 090-2317-9757
多賀城市	総務部 交通防災課	多賀城市中央二丁目1-1	Tel 0223-68-1141 FAX	

資料編

4. 【消防機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
村上市消防本部	消防本部	村上市塩町 12-6	TEL0254-53-0119 FAX0254-53-0690	(内線 220 警防課長)
	荒川分署	村上市大津 1669-1	TEL0254-62-3240	(内線 402)
	神林分署	村上市牧目 1224-1	TEL0254-66-7123	(内線 403)
	朝日分署	村上市岩沢 4887-4	TEL0254-72-1240	(内線 404)
	山北分署	村上市府屋 6-35	TEL0254-77-2685	(内線 405)
	関川分署	関川村大字下関 1956	TEL0254-64-2579	(内線 401)

5. 【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
東日本電信電話(株)	新潟支店 災害対策室	新潟市中央区東堀通 7 番町 1017 番地 1	TEL025-227-6802 FAX025-226-8770	
東北電力(株)	村上営業所 総務課	村上市二之町 6-36	TEL0254-52-4195	
新発田ガス(株)	村上支店	村上市山居町 1 丁目 15-24	TEL0254-53-4132	
村上郵便局		村上市田端町 6-45	TEL0254-53-2200	
東日本旅客鉄道(株)	村上駅	村上市田端町 11-11	TEL0254-53-3042	
日本赤十字社	新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12	TEL025-231-3121	
日本放送協会	新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	TEL025-230-1600	
新潟交通北(株)	本社	村上市田端町 6-37	TEL0254-53-7255	
粟島汽船(株)	貨物取扱所	村上市岩船港 1-67	TEL0254-56-7792	
新潟県医師会		新潟市中央区医学町通 2 番町 13	TEL025-223-6381	
村上市岩船郡医師会		村上市若葉町 10-7	TEL0254-52-4666	
村上市岩船郡歯科医師会		村上市松山 259-5 (村井歯科医院内)	TEL0254-52-3684	
村上市岩船郡薬剤師会		村上市田端町 10-8 (中安調剤薬局内)	TEL0254-52-7058	
村上市社会福祉協議会		村上市三之町 1 番 1 号	TEL0254-53-2111	
村上岩船福祉会		村上市上の山 2-17	TEL0254-50-2222	
下越障害福祉事務組合		新発田市中央町 5-4-7	TEL0254-26-1501	
にいがた岩船農業協同組合	本店	村上市田端町 8-5	TEL0254-52-0511	
かみはやし農業協同組合		村上市山田 930-5	TEL0254-66-8100	
村上林業協同組合		村上市八日市 9-6	TEL0254-50-2020	
いわふね森林組合		村上市羽黒町 2-38	TEL0254-52-1593	
村上市森林組合		村上市府屋 121-2	TEL0254-77-3121	
村上市岩船港漁業協同組合		村上市岩船港町 1-19	TEL0254-56-7621	
三面川鮭産漁業協同組合		村上市若葉町 15-1	TEL0254-52-3758	
三面川沿岸土地改良区		村上市山辺里 240-2	TEL0254-53-1737	
荒川沿岸土地改良区		村上市花立 458	TEL0254-62-3151	
村上商工会議所		村上市小町 4-10	TEL0254-53-4257	
山北商工会		村上市府屋 219-1	TEL0254-77-2259	
朝日商工会		村上市岩沢 5566-1	TEL0254-72-1301	
神林商工会		村上市今宿 50-14	TEL0254-66-7408	
荒川商工会		村上市羽ヶ榎 104-44	TEL0254-62-3049	
村上市建築組合	建築士会岩船 支部	村上市南町 2 丁目 8-29	TEL0254-53-0531	
新潟県建設業協会	村上支部	村上市田端町 6-55	TEL0254-53-3395	
新潟県ダンプ協会	村上支部	村上市山居町 2 丁目 6-8	TEL0254-52-4716	

資料編

資料1(2) 医療機関一覧

病院名	所在地	電話番号 FAX	使用許可病床数						診療科目	備考
			一般	療養	精神	結核	感染症	計		
瀬波病院	〒958-8555 村上市瀬波温泉 二丁目4-15	(0254) 50-1900 50-1901	46	46				92	内・外・皮・リハ	※外来のみ
県立坂町病院	〒959-3193 村上市 下鍛冶屋589	(0254) 62-3111 62-5431	150					150	内・外・泌・小・整・ 皮・産婦・耳・眼・ 神内・歯	救急告示病院 23.5.1
村上総合病院	〒958-8533 村上市田端町2-17	(0254) 53-2141 52-4362	263					263	内・外・泌・小・整・ 皮・産婦・耳・リハ・ 眼・脳外・放・歯・ 歯外	災害拠点病院 救急告示病院 22.8.1
村上 はまなす病院	〒958-0024 村上市瀬波中町 12-18	(0254) 53-2890 53-6563			222			222	内・精・神・歯	
山北会 肴町病院	〒958-0854 村上市田端町16-7	(0254) 53-2781 53-2803		105				105	内・消・歯・歯外	
村上記念病院	〒958-0034 村上市松山204-1	(0254) 52-1229 52-3556		120				120	内・泌・リハ	
山北徳洲会 病院	〒959-3942 村上市 勝木1340-1	(0254) 60-5555 60-5556	60	60				120	内・外・泌・整・皮・ リハ・眼・循・歯・歯 外	救急告示病院 22.7.3
病院数 7			519	331	222	0	0	1072		救急告示病院 3

資料編

資料1 (3) 村上市避難所一覧

- ア 拠点指定避難所 指定避難所のうち避難準備情報の発令後に開設する避難施設
- イ 指定避難所 避難者の増大及び被害状況等により必要とされる場合に開設する避難施設
- ウ 一時避難所 自治会等ごとに一時的に集合し、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる公民館等の施設。(自治会で指定)

(市指定避難所)

地区	拠点	施設名	所在地	構造・規模等 (㎡)						
				電話 0254	構造	校舎 等	体育館	計	収容 人数	備考
村上地域 (村上地区)	◎	村上小学校	三之町 2-41	53-2249	鉄筋コン	5,871	1,183	7,054	2,351	
	◎	村上南小学校	南町 2-1-11	52-4188	鉄筋コン	6,173	1,120	7,293	2,431	
		村上第一中学校	大欠 1-70	53-4155	鉄筋コン	7,132	1,792	8,924	2,974	水害除く
		第一保育園	肴町 20-3	52-3085	木造	496	155	651	217	
		第二保育園	庄内町 9-3	52-2488	木造	475	147	622	207	
		山居町保育園	飯野 3-15-4	52-4179	木造	524	158	682	227	
		村上体育館	三之町 13-25	52-6311	鉄筋コン	-	2,918	2,918	972	
		二之町児童館	二之町 1-10	53-3323	木造	247	-	247	82	
		南町児童館	南町 2-11-58	53-3077	木造	150	-	150	50	
		勤労者総合福祉センター	三之町 1-6	53-5228	鉄筋コン	545	-	545	181	
		村上高等学校体育館	田端町 7-12	53-2109	鉄筋コン	-	2,640	2,640	880	
		村上桜ヶ丘高等学校体育館	飯野桜ヶ丘10-25	52-5201	鉄筋コン	-	2,754	2,754	918	
	村上特別支援学校	山居町 2-16-29	53-0448	鉄筋コン	-	662	662	220	土砂除く	
〃 岩船地区	◎	岩船小学校	岩船上町 2-10	56-7036	鉄筋コン	5,294	857	6,151	2,050	水害除く
		岩船中学校	八日市 9-23	56-7109	鉄筋コン	4,265	965	5,230	1,743	
		岩船保育園	岩船上町 7-23	56-7124	鉄筋コン	586	279	866	288	
		岩船地域コミュニティセンター	八日市 9-8	56-7071	鉄筋コン	698	-	698	232	
〃 (瀬波地区)		あかまつ荘	瀬波温泉 1-2-8	52-6815	鉄筋コン	184	-	184	61	
	◎	瀬波小学校	瀬波上町 4-6	52-2798	鉄筋コン	4,111	960	5,071	1,690	
		勤労青少年ホーム	瀬波上町 4-1	53-2005	鉄筋コン	773	954	1,727	575	
		瀬波保育園	瀬波中町 9-9	52-4400	木造	565	129	694	231	
		浜新田公民館	浜新田 490-1		木造	-	-	-	-	
	村上中等教育学校体育館	学校町 6-8	52-5101	鉄筋コン	-	1,726	1,726	575		
〃 (山辺里地区)	◎	山辺里小学校	日下 1428	53-2288	鉄筋コン	4,946	1,031	5,977	1,992	
		山辺里第2体育館 (旧山辺里小学校)	山辺里 721 甲	53-2508	鉄筋コン	1,563	698	2,261	753	
	◎	門前谷体育館 (旧門前谷小学校)	鑄物師 330	52-3210	鉄筋コン	1,343	540	1,883	627	
		旧山辺里小学校山田分校	下山田 558-2		鉄筋コン	520	180	700	233	
		旧大栗田小・中学校	大栗田 636-2		木造	303	276	579	193	
	◎	村上東中学校体育館	山辺里 1788	53-6171	鉄筋コン	-	1,651	1,651	550	水害除く
		村上農村環境改善センター	日下 993-1	53-2715	鉄筋コン	780	-	780	260	
		山辺里地区生活改善センター	山辺里 791	52-2116	木造	180	-	180	60	
		四日市研修センター	四日市 344-1	52-6157	木造	160	-	160	53	水害除く
		鑄物師集落開発センター	鑄物師 577-3	53-5724	木造	180	-	180	60	
		門前公民館	門前 274-6	53-6526	木造	231	-	231	77	
	山辺里体育館 (旧山辺里中学校体育館)	日下 993-1		木造	-	817	817	272		
〃 (上海府地区)		旧吉浦小学校体育館	吉浦 1456-1		鉄筋コン	-	639	639	213	土砂除く
		上海府テイクアウトセンター	野瀉 2662-1	58-2210	鉄骨	402	-	402	134	
	◎	上海府小学校	柏尾 2812	58-2511	鉄筋コン	1,462	843	2,305	768	
		早川集落ふれあいセンター	早川 2618-2	58-2500	木造	69	-	69	23	土砂除く

資料編

地区	拠点	施設名	所在地	構造・規模等 (㎡)						
				電話 0254	構造	校舎 等	体育館	計	収容 人数	備考
(上海府地区)		馬下集落ふれあいセンター	馬下 1377	58-2501	木造	67	—	67	22	
		上海府保育園	吉浦 1456-1	58-2026	木造	351	—	351	117	土砂除く
		上海府地域コミュニティセンター	柏尾 2812-2	58-2001	鉄筋コン	366	—	366	122	
		間島集落開発センター	間島 518-3		木造	163	—	163	54	
		岩ヶ崎集落開発センター	岩ヶ崎 668	53-1436	木造	79	—	79	26	土砂除く
荒川地域		荒島保育園	荒島 1004	62-4192	木造	442		442	147	
		荒島集落開発センター	荒島 1712-1	62-4797	木造	186		186	62	
	◎	保内小学校	下鍛冶屋 264-2	62-2302	鉄筋コン	6,081	1,487	7,568	2,522	
		切田集落開発センター	切田 641	62-4244	木造	165		165	55	
		坂町保育園	坂町 623-170	62-3073	木造	518		518	172	
		坂町ふれあいセンター	坂町 3265-3	62-5075	木造	309		309	103	
		荒川高等学校体育館	坂町 2616-4	62-2503	鉄筋コン		2,631	2,631	877	体育館 2棟
	◎	荒川中学校	坂町 2510	62-3251	鉄筋コン	6,317	1,500	7,817	2,605	
	◎	荒川総合体育館	坂町 2533	62-3248	鉄筋コン		7,365	7,365	2,455	
		大津保育園	大津 8-1	62-3034	木造	452		452	150	
	◎	荒川地区公民館、保健センター	羽ヶ榎 104-25	62-3050	鉄筋コン	3,393		3,393	1,131	
		大津集落開発センター	大津 259-1	62-5426	木造	231		231	77	
		鳥屋集落開発センター	鳥屋 98-3	62-2305	木造	186		186	62	水害除く
	◎	金屋小学校	金屋 2014-1	62-2050	鉄筋コン	3,640	1,170	4,810	1,603	
		金屋集落開発センター	金屋 2804-2	62-5132	木造	214		214	71	
		金屋保育園	金屋 2142-1	62-2355	鉄筋コン	779		779	259	
		海老江集落開発センター	海老江 1131	62-3377	木造	236		236	78	水害除く
	名割集落開発センター	名割 955	62-5079	木造	152		152	50		
	長政公会堂	長政 228-2	62-2153	木造	150		150	50		
	日本海東北自動車道 荒川バスストップ脇	金屋字桜林地先 避難場所							津波 一時避難	
神林地域		平林小学校	平林 122	66-5009	鉄筋コン	2146	583	2729	909	水害除く
	◎	砂山小学校	塩谷 1325-135	66-5509	鉄筋コン	3998	1167	5165	1,721	
		神納小学校	有明 766-1	66-6484	鉄筋コン	2299	877	3176	1,058	
		神納東小学校	上助淵 1900	66-5316	鉄筋コン	2931	969	3900	1,300	
		西神納小学校	九日市 503	66-7312	鉄筋コン	2883	972	3855	1,285	水害除く
		平林中学校	牛屋 1063	66-5539	鉄筋コン	3491	1193	4684	1,561	水害除く
	◎	神納中学校	有明 1380	66-5313	鉄筋コン	5080	2308	7388	2,462	
		かみはやし農業協同組合 道の駅神林 穂波の里 避難場所	山田 930-5	66-8100	鉄筋コン	412	—	412	137	水害除く 防災拠点 一時避難
朝日地域	◎	小川小学校	小川 14	52-2723	鉄筋コン	2,315	718	3,033	1,011	
	◎	デイサービス長津 (旧長津小学校)	笹平 1795-1	72-1111	鉄筋コン	1,589	577	2,166	722	
		館腰保育園	下新保 325	72-1554	鉄筋コン	998		998	332	
	◎	三面小学校	中新保 56	72-1042	鉄筋コン	1,589	406	1,995	665	水害除く
		三面保育園	中新保 50-3	72-1230	鉄筋コン	599		599	199	水害除く
	◎	旧荃太小学校	荃太 840	72-1046	鉄筋コン	1,119	290	1,409	469	
	◎	朝日総合体育館	岩沢 5681	72-1445	鉄骨		3,669	3,669	1,223	
		村上市総合文化会館	岩沢 5668	72-6700	鉄筋コン	4,327		4,327	1,442	
	朝日保健センター	岩沢 160-1	72-0666	鉄筋コン	703		703	234		
	朝日中学校	岩沢 5577	72-0346	鉄筋コン	6,151	1,884	8,035	2,678		

資料編

地区	拠点	施設名	所在地	構造・規模等 (㎡)						
				電話 0254	構造	校舎 等	体育館	計	収容 人数	備考
朝日地域	◎	朝日みどり小学校	中原 2726	72-6665	鉄筋コン	3,766	949	4,715	1,571	
		高南保育園	中原 2722-1	72-1153	鉄筋コン	1,160		1,160	386	
		旧高根小学校	高根 1940	73-1075	木造	1,913	561	2,474	824	地震除く 土砂除く
	◎	猿沢小学校	猿沢 2791-甲	72-1025	鉄筋コン	3,054	930	3,984	1,328	
		猿沢保育園	上野 630	72-1170	鉄筋コン	884		884	294	
	◎	朝日みどりの里体験交流センター	猿沢 1229	72-6757	木造	479		479	159	
		朝日みどりの里休養施設	猿沢 1293		木造	417		417	139	
		朝日まほろばふれあいセンター	猿沢 1240	72-6627	木造	462		462	154	
		朝日きれい館	猿沢 2601	60-2010	鉄筋コン	2,577		2,577	859	
	◎	塩野町小学校	塩野町 78	73-1014	鉄筋コン	2,866	753	3,619	1,206	
		塩野町保育園	塩野町 56-1	73-1050	鉄筋コン	913		913	304	
		さわらびセンター 道の駅朝日 まほろば	小須戸 304	73-1133	鉄筋コン	595		595	198	
			避難場所							防災拠点 一時避難
山北地域		さんぼく会館	府屋 177-1	77-3798	鉄筋コン	1,068		1,068	356	
		山北総合体育館	府屋 177-1	77-2828	鉄筋コン	3,006	1,484	4,490	1,496	
	◎	山北中学校	府屋 655-3	77-2049	鉄筋コン	3,874	1,860	5,734	1,911	
		山北にじいろ保育園	府屋 176-5	77-2012	木造	977		977	325	
		山北コミュニティセンター	府屋 176-5		鉄筋コン	2,540	1,098	3,638	1,212	
	◎	さんぼく北小学校	堀ノ内 526	77-2069	鉄筋コン	3,423	852	4,275	1,425	
	◎	小俣ふれあいセンター	小俣 151-8		木造		849	849	283	
		雷ふれあいセンター	雷 81-1		木造	625	134	759	253	土砂除く
	◎	中継ふれあいセンター	中継 546-1		鉄筋コン	831	471	1,302	434	土砂除く
		山熊田ふれあいセンター	山熊田 259-1		鉄筋コン	825	237	1,062	354	
	◎	黒川俣ふれあいセンター	北中 861-3		鉄筋コン	2,045	476	2,521	840	土砂除く
		山北ゆり花会館	勝木 862-1	77-3991	鉄筋コン	1,716		1,716	572	
	◎	さんぼく南小学校	勝木 20-1	77-2893	鉄筋コン	3,796	760	4,556	1,518	土砂除く
		山北おおぞら保育園	勝木 730	77-2620	木造	995		995	331	土砂除く
	◎	交流の館「八幡」	勝木 1099-1	60-5050	鉄筋コン	3,757	1,215	4,972	1,657	
	◎	桑川ふれあいセンター	桑川 152-10		鉄筋コン	1,692	627	2,319	773	
		今川集落開発センター	今川 123-3		木造	133		133	44	
	脇川集落開発センター	脇川 689-1		木造	197		197	65		
◎	寒川ふれあいセンター	寒川 147		鉄筋コン	1,939	523	2,462	820	土砂除く	

※ 収容人員は1人あたり3㎡として算出

市指定避難所数（一時避難場所を除く）

	村上地域	荒川地域	神林地域	朝日地域	山北地域	計
指定避難所数 (うち拠点避難所)	44 (8)	19 (5)	8 (2)	22 (9)	19 (9)	112 (33)

資料編

(福祉避難所) ※協定により災害時の要援護者の避難施設として利用。

No.	種別	事業所	所在地	電話番号 0254-	法人名	定員
1	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームいわくすの里	上の山2番17号	50-2100	社会福祉法人村上岩船福祉会	80
2		特別養護老人ホームたかつぼ	下鍛冶屋572番地7	62-1455	社会福祉法人村上岩船福祉会	70
3		特別養護老人ホームさつき園	北新保683番地9	66-8877	社会福祉法人村上岩船福祉会	100
4		特別養護老人ホーム羽衣園	岩沢1616番地	72-0055	社会福祉法人村上岩船福祉会	70
5		特別養護老人ホームゆり花園	勝木862番地10	77-2475	社会福祉法人村上岩船福祉会	50
6	介護老人保健施設	老人保健施設杏園	猿沢2222	60-2222	医療法人佐藤医院	120
7		介護老人保健施設優和の里	勝木1340-1	60-5000	医療法人徳洲会	100
8	介護療養型医療施設	山北徳洲会病院	勝木1340-1	60-5555	医療法人徳洲会	30
9		医療法人新光会村上記念病院	松山204番地1	52-1229	医療法人新光会	60
10	短期入所	リブインハーモニー三之町ショートステイ	三之町4番28号	50-1182	リブインハーモニー株式会社	20
11		ショートステイ いいの・ひかり苑	飯野二丁目4番13号	50-0571	株式会社アサヒコーナ	30
12		かごやまの里ショートステイ	北新保571番地10	60-1610	有限会社 コスモス商事	31
13	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 よりあい	小口川133番地1	56-8283	有限会社 下越介護サービス	9
14		小規模多機能型居宅介護 ライフほうない	下鍛冶屋734番地1	62-3575	有限会社 下越介護サービス	9
15		小規模多機能ホーム みんなの家	下鍛冶屋575番地29	62-5717	NPO 法人 みんなの家	10
16	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム あさひ	猿沢2222番地	60-2223	社会福祉法人 回生会	18
17		認知症高齢者グループホーム まつかぜ	北新保683番地1	66-8882	社会福祉法人 村上岩船福祉会	9
18		認知症高齢者グループホーム たかつぼ	下鍛冶屋572番地7	62-1478	社会福祉法人 村上岩船福祉会	9
19		グループホーム しおかぜ	勝木824番地2	60-5333	株式会社 ケアネット徳洲会	9
20		ほっとむらかみグループホーム	四日市802番地1	50-1381	株式会社 ほっとしばたケアセンター	9
21		グループホーム 上海府	吉浦1074番地2	50-3570	株式会社 加治川の里	18
22		グループホームさんぼく	府屋宇西間瀬68番地	75-8910	有限会社 アシスト	9
23	有料老人ホーム	ケアハウスひまわり	猿沢2220番地	60-2220	社会福祉法人 回生会	50

資料編

期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも指定解除、又は変更の申し出が無い場合はさらに、3年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

甲 村上市三之町1番1号
村上市
村上市長 大滝 平正

乙 住 所
法人名
代表者

資料編

資料1(4) 災害時緊急備蓄物資等数量

〈備蓄目標基準・備蓄する品目〉 ※食料供給計画に記載

- ・避難者想定 人口 66,000 人 * 12% ≒ 8,000 人とする。
- ・市の備蓄目標

備蓄主体		目標備蓄量 (現物備蓄・流通備蓄含む)		
		食糧	飲料水 (2ℓ)	毛布
自助 共助	家庭・自治会 自主防災会	発生初日 3食分	1人 1本	1人 1枚
公助	市 (流通備蓄含む)	4～5食目 2食分 16,500食 (2,500食/1万人)	5,280本 (800本/1万人)	1,980枚 (300枚/1万人)
	県・他市町村	6～8食目 3食分		
	県外	3日目以降		

※ 備蓄割合は H17.10 に新潟県防災局で示された市町村備蓄目標量により算定

〈物資・資機材等備蓄倉庫〉

施設名	所在地	管理等	電話番号	備考
村上市防災備蓄庫	三之町1-1	総務課	53-2111	備蓄食料等
村上市水防倉庫	羽黒町2-38	総務課		水防資材
旧山辺里小学校	山辺里721-甲	生涯学習課	53-2508	避難所資材
旧神納中央保育園	有明669	財政課		避難所資材
荒川支所防災備蓄庫	山口 444	荒川支所地域振興課	62-3101	
荒川支所庁舎内倉庫	山口 444	荒川支所地域振興課	62-3101	
荒川支所水防倉庫	山口 414 番地 1	荒川支所地域振興課	62-3101	水防資材
神林支所 電話交換室、旧CP室、機械室	岩船駅前 56	神林支所地域振興課	66-6111	
神納中学校敷地内備蓄倉庫	有明	神林支所地域振興課		
朝日支所防災備蓄倉庫	岩沢 5777	朝日支所地域振興課		
朝日支所水防倉庫	岩沢 4887-4	朝日支所地域振興課		水防資材
旧山北分校内資材倉庫	府屋176-5	山北支所地域振興課	77-3111	資材
旧山北分校敷地内備蓄倉庫	府屋176-5	山北支所地域振興課	77-3111	備蓄食料
第二分庁舎裏資材倉庫	府屋177-1	山北支所地域振興課	77-3111	資材
山北支所庁舎脇資材倉庫	府屋232	山北支所地域振興課	77-3111	資材
道の駅朝日 まほろば		国土交通省羽越河川国道事務所	62-3211	一部借用

資料編

備蓄物資等数量

平成 25 年 10 月現在

区 分	品 目	規格等	数量	備 考	
救護用品	救助用担架	四つ折り	15		
	救急箱	災害多人数 (20人) 用 " (50人) 用	10 2		
生活用品	毛布		2,918		
	ティッシュペーパー		450		
	フェイスタオル		1,740		
	バスタオル		250		
	大人用おむつ		39,480	(1,260 包)	
	簡易トイレ		3,100		
	紙コップ		5,000		
	皿・容器	紙製・木製・プラ	4,750		
	ゴミ袋	1 0 k g	100		
	使い捨てカイロ		箱入り	30	
			個	600	
	防塵マスク		2,400		
	木炭	箱	10		
	シャンプー	1 L 入り	426		
	ウエットティッシュ		144		
寝袋		70			
資機材	大型灯油暖房機	式	2		
	投光機・発電機	式	5		
	緊急畳	枚	20	(ロール)	
	アルミマット		96		
	マイヤーカーペット		46		
	プライバシーウォール	組	8		
	ワンタッチルーム		12		
	アコーデイオンスクリーン	組	20		
	ポリバケツ		240		
	ビニールポリタンク		200		
	炊き出しバーナー	一式	5		
	カセットコンロ	式	74		
	テント	張			
	防災テント	張	2		
食料品	アルファ米	食	9,200		
	クラッカー、乾パン	食	8,300		
	カロリーメイト	食	4,200		
	水	本	3,920	2 ㍓換算	
	惣菜缶詰	食	5,700		

資料編

資料1 (5) 水防倉庫備蓄資機材一覧

(資料：水防計画 新潟県 平成25年度)

資機材名	単 位	市保有	振興局保有
布袋類	枚	46,245	14,100
むしろ	枚		120
縄	K g	551	96
杭木類	本	1,177	240
鉄製杭	本	1,167	200
鉄線	K g	981	270
蛇籠	本		10
ビニールシート	枚	362	102
T型マット	枚		10
ロープ	本	82	13
異形ブロック	(2 t) 個		37
〃	(4 t) 個		202
泡中和剤	缶	5	
吸着マット	枚	154	
スコップ	丁	714	49
掛矢	丁	91	10
ハンマー	丁	56	10
ツルハシ	丁	61	5
鍬	丁		4
オノ	丁		2
鎌	丁	40	9
ペンチ	丁	63	13
鋸	丁	64	14
ナタ	丁	101	10
シノ	丁	74	15
カッター	丁	70	5
照明器具	台	9	2
一輪車	台	17	5
鳶口	丁	8	
鋤簾	丁	1	
鉄パイプ	本	40	59
ビニールパイプ	本	2	
板類	枚		4
リヤカー	台	1	
マサカリ	丁	11	
救命胴衣	枚	99	7
ジャンボ土のう	袋		400
オイルフェンス	m	6	

資料編

資料 2(1) 消防の現況

消防力の現況

平成 25 年 4 月 1 日現在

消防本部、署	消防職員数	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助工作車
平成25年	141	7	1	1	8	1
消防団	消防団員数	消防ポンプ車	積載車ポンプ		可搬式ポンプ	
平成25年	2,283	10	119		73	

(資料：消防本部)

資料 2(2) 気象状況

年	年平均 気温℃	年降水量 mm	日最大 降水量mm	平均風速 m/s	最大風速 m/s	最大風速 時風向	備 考
1989	12.7	2,166	87	1.5	6	E NE	
1990	13.3	1,933	69	1.5	9	E	
1991	12.6	2,257	57	1.5	11	W SW	
1992	12.3	1,746	59	1.7	9	W SW	
1993	11.8	2,346	159	1.6	9	E	
1994	13.2	1,777	79	1.6	9	E	
1995	12.3	2,437	103	1.5	7	S W	
1996	11.8	2,066	60	1.4	6	S W	
1997	12.6	2,560	135	1.5	11	N NE	
1998	13.3	2,412	93	2.3	12	W	
1999	13.1	2,210	117	2.4	9	W SW	
2000	12.9	2,116	151	2.5	10	W	
2001	12.5	1,839]	134]	2.5	10	W	
2002	12.8	2,426	142	2.3	12	W	
2003	12.6	2,066	67	2.1	9	N W	
2004	13.3	2,605	174	2.1	9	W	
2005	12.4	2,542	122	2.2	11	W N W	
2006	12.5	2,085	84	2.1	9	W N W	
2007	13.1	2,401	105	2.2	9	W	
2008	12.9	2,011.5	62.5	2.1	9.0]	W N W	
2009	12.9	2,024.0	50.0	2.0	7.6	W N W	
2010	13.2	2,031.0	103.5	1.9	9.7	N W	
2011	12.6	1,882.5	107.0	1.9	8.5	N W	
2012	12.8	2,164.5	58.5	2.0	8.2	W N W	
平均	12.7	2,185.4	—	1.9	—	—	89～12平均

※下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合及び観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

2008年以降の降水量及び風速は、統計手法の変更により単位が変更。

]の付いているものは、統計期間に一部欠損測があるものです。

地点：村上 緯度 北緯 38 度 13.6 分 経度 東経 139 度 28.7 分 (資料：気象庁)

資料編

資料2(3) ヘリポート適地の基準・ヘリポート

区分	ヘリポート選定の目安	左の基準に対応可能機種
小型		<p><u>陸上自衛隊</u> OH-1 機体長 13.40m OH-6 機体長 9.30m</p> <p><u>県警察本部</u> はるかぜ 機体長 13.00m</p> <p><u>新潟大学医歯学総合病院維持課</u> <u>新潟県ドクターヘリ</u> 機体長 13.00m</p>
中型		<p><u>陸上自衛隊</u> UH-1 J 機体長 17.44m UH-60 J A 機体長 19.76m</p> <p><u>海上自衛隊</u> UH-60 J A 機体長 19.76m</p> <p><u>航空自衛隊</u> UH-60 J A 機体長 19.76m</p> <p><u>海上保安庁</u> らいちょう 機体長 16.65m 日本海 機体長 17.40m</p> <p><u>県警察本部</u> こしかぜ 機体長 17.12m ときかぜ 機体長 17.12m</p> <p><u>県危機対策課</u> はくちょう 機体長 16.00m</p>
大型		<p><u>陸上自衛隊</u> CH-47 J A 機体長 30.18m</p> <p><u>海上自衛隊</u> MH-53E 機体長 30.20m</p> <p><u>航空自衛隊</u> CH-47 J 機体長 30.18m</p>

(注) この基準は、国土交通省及び防衛庁の定めた(認めた)基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するため目安として定めたものである。(同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。)

《選定に当たって考慮すべき事項》

- 1 勾配は十分に平坦であり、最大勾配は5% (4.5°) 以下であること。
- 2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ばすような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。
- 3 広さが基準以下の場合にはヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。
- 4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。
- 5 冬季積雪の多い場所は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

資料編

村上市臨時ヘリポート

番号	施設名 (場所名)	所在地	長さ×幅 (m)	施設の管理者 又は責任者	管理者等の電話 及びFAX番号	離着陸可能			備考
						大	中	小	
1	村上小学校 グラウンド	三之町2-41	90×100	校長	0254-53-2249(代) 0254-53-2250			○	グラウンド中央 松の木あり 東側 送電線あり
2	村上南小学校 グラウンド	南町二丁目1-11	130×100	校長	0254-52-4188 0254-52-4288		○		南側 団地あり
3	村上第一中学校 グラウンド	大欠1-70	80×140	校長	0254-53-4155 0254-53-7366		○		北側 バックネットあり
4	村上高等学校 グラウンド	田端町7-12	130×120	校長	0254-53-2109 0254-53-3401		○		ナイター設備あり
5	村上桜ヶ丘高等学校 グラウンド	飯野桜ヶ丘10-25	60×120	校長	0254-52-5201 0254-53-6810			○	バックネットあり
6	村上中等教育学校 グラウンド	学校町6-8	90×100	校長	0254-52-5101		○		東側 電線あり
7	岩船小学校 グラウンド	岩船上町2-10	70×100	校長	0254-56-7036 0254-56-7842			○	南側 バックネットあり
8	岩船中学校 グラウンド	八日市9-10	80×100	校長	0254-56-7109 切替え		○		
9	瀬波小学校 グラウンド	瀬波上町4-6	50×80	校長	0254-52-2798 0254-53-6652			○	北側 JRの架線あり
	山辺里小学校 グラウンド	日下1428	70×70	校長	0254-53-2288 0254-53-5200		○		バックネットあり
10	旧山辺里小学校 グラウンド	山辺里721甲	60×110	教育長	0254-52-2338 切替え			○	
11	旧門前谷小学校 グラウンド	鑄物師330	50×60	教育長	0254-52-3210 切替え			○	
12	村上東中学校 グラウンド	山辺里1788	70×80	校長	0254-53-6171 0254-53-6172		○		
13	上海府小学校 グラウンド	柏尾2812	40×90	校長	0254-58-2511 切替え			○	北側 バックネットあり

資料編

14	大栗田小・中学校 グラウンド	大栗田636-2	30×50	校 長	0254-64-0539 切替え			○	
15	三面川東河川公園	村上5448-2	100×40	市 長	0254-52-6311(代) 0254-53-3840			○	
16	村上市鮭公園	塩町4990	140×50	市 長	0254-53-2111(代) 0254-53-3840	○			中州公園に着陸可能
17	村上市宮野球場	天神岡98-14	90×80	教育長	0254-52-6311(代) 0254-53-3840		○		
18	岩船運動公園	八日市901-1	100×150	教育長	0254-52-6311(代) 0254-53-3840	○			南側 バックネットあり
19	村上多目的 グラウンド	天神岡1161-2	80×80	教育長	0254-52-6311(代) 0254-53-3840		○		
20	保内小学校 グラウンド	下鍛冶屋264-2	100×60	校 長	0254-62-2302 0254-62-5553			○	東側バックネットあり 北側 隣接住宅あり
21	荒川中学校 グラウンド	坂町2510	140×75	校 長	0254-62-3251 0254-62-3252		○		東、南、西側防球ネット又は防砂ネットあり
22	荒川高等学校 グラウンド	坂町2616-4	120×110	校 長	0254-62-2503 0254-62-1220	○			西側バックネットあり
23	金屋小学校 グラウンド	金屋2014-1	100×70	校 長	0254-62-2050 0254-62-6587		○		北側バックネットあり
24	荒川多目的 グラウンド	梨木234-2	170×120	教育長	0254-62-3050 0254-62-3174	○			北、南側バックネットあり
25	荒川地区公民館 駐車場	羽ヶ榎104-25	80×60	教育長	0254-62-3050 0254-62-3174			○	
26	平林小学校 グラウンド	平林122番地	50×60	校 長	0254-66-5009 0254-66-5495			○	
27	砂山小学校 グラウンド	塩谷1325-135	80×110	校 長	0254-66-5509 0254-66-5658	○			
28	神納小学校 グラウンド	有明766-1	80×50	校 長	0254-66-6484 0254-66-6484		○		
29	神納東小学校 グラウンド	上助渕661-1	70×60	校 長	0254-66-5316 0254-66-5384		○		

資料編

30	西神納小学校 グラウンド	九日市503	60×100	校 長	0254-66-7312 0254-66-8131		○		
31	平林中学校 グラウンド	牛屋1063	90×120	校 長	0254-66-5539 0254-66-5542	○			
32	神納中学校 グラウンド	有明1380	100×150	校 長	0254-66-5313 0254-66-5553	○			
33	農村環境改善センター 駐車場	今宿63	50×50	市 長	0254-66-6111 0254-66-6110			○	
34	七湊多目的運動広場 グラウンド	七湊1713-1	130×110	教育長	0254-66-8110 0254-66-8112		○		
35	総合運動公園多目的 グラウンド	九日市501	100×170	教育長	0254-66-8110 0254-66-8112	○			
36	小川小学校 グラウンド	小川 14	70×40	校 長	0254-52-2723 (0254-52-4327)			○	
37	旧長津小学校 グラウンド	笹平 1795-1	40×40	教育長	0254-72-0111 (0254-72-6403)			○	
38	三面小学校 グラウンド	中新保 56	70×50	校 長	0254-72-1042 (0254-72-6175)			○	
39	朝日多目的 グラウンド	岩沢 5616	150×100	教育長	0254-72-0111 (0254-72-6403)	○			ナイター設備あり 自衛隊指定
40	朝日球場	岩沢 5685	100×100	教育長	0254-72-0111 (0254-72-6403)	○			
41	朝日中学校 グラウンド	岩沢 5577	150×100	校 長	0254-72-0346 (0254-72-0853)	○			
42	朝日みどり小学校 グラウンド	中原 2726	90×60	校 長	0254-72-1024 (0254-72-6958)		○		
43	旧高根小学校 グラウンド	高根 1940	110×70	市 長	0254-72-0111 (0254-72-6403)			○	ナイター設備あり
44	猿沢小学校 グラウンド	猿沢 2791-甲	90×60	校 長	0254-72-1025 (0254-72-1735)		○		
45	塩野町小学校 グラウンド	塩野町 78	100×50	校 長	0254-73-1014 (0254-73-1721)		○		
46	旧塩野町中学校 グラウンド	小須戸 304	80×50	市 長	0254-72-0111 (0254-72-6403)		○		

資料編

47	蒲萄スキー場 第1駐車場	蒲萄 338-1	70×70	市長	0254-72-0111 (0254-72-6430)		○		
48	山北中学校 グラウンド	府屋655-3	90×60	教育長	0254-77-2049 0254-77-2152			○	校舎側 バックネットあり
49	さんぼく北小学校 グラウンド	堀ノ内526	50×40	教育長	0254-77-2069 0254-77-3255			○	
50	さんぼく南小学校 グラウンド	勝木20-1	40×40	教育長	0254-77-2893 0254-77-2517			○	校舎側 バックネットあり
51	黒川俣ふるさとふれあい センターグラウンド	北中861-3	60×40	教育長	0254-77-4052 0254-77-3996			○	北側 バックネットあり
52	桑川ふるさとふれあいセ ンターグラウンド	桑川152-10	90×80	教育長	0254-77-4052 0254-77-3996		○		校舎側 バックネットあり
53	山北球場	府屋160	130×90	教育長	0254-77-4052 0254-77-3996		○		北側 バックネットあり
54	山北多目的グラウンド	府屋160	190×100	教育長	0254-77-4052 0254-77-3996		○		南北にバックネットあり ナイター設備あり
55	村上市ドクターヘリ離 着陸場	山辺里2234	60×66	市長	0254-53-7223 0254-53-5990	○	○	○	

資料編

3 (1) 災害履歴 地震災害

年月日	災害名等	内容	地域
昭和 39 年 6 月 16 日	新潟地震	震源は新潟県下越沖、マグニチュード 7.5 であった。この地震は、新潟、山形、秋田の各県を中心に被害があり、死者 26 名、全壊家屋 1,960 戸、半壊 6,640 戸、浸水 15,298 戸などとなったものである。そのた道路、船舶等の被害も甚大であった。 この地震では、予想以上の流砂現象がみられ、津波が発生し、日本海沿岸一帯を襲い新潟県沿岸では波高 4 m に達した。そして震源付近の粟島が 1 m 隆起した。 旧 5 市町村とも災害救助法の適用を受けた。	県内全域
		全壊世帯 55 世帯、半壊世帯 124 世帯、部分損壊 3,567 世帯、床上浸水 28 世帯、床下浸水、45 世帯	村上
		全壊世帯 28 世帯、半壊世帯 67 世帯、部分損壊 167 世帯	荒川
		全壊世帯 126 世帯、半壊世帯 538 世帯、部分損壊 604 世帯	神林
		全壊世帯 33 世帯、半壊世帯 324 世帯、部分損壊 2,636 世帯	朝日
		全壊世帯 109 世帯、半壊世帯 151 世帯、部分損壊 763 世帯、床上浸水 10 世帯、床下浸水 60 世帯	山北
昭和 58 年 5 月 26 日	日本海中部地震	震源は秋田沖、マグニチュード 7.7 であった。	

風水害

年月日	災害名等	内容	地域
昭和 21 年 6 月	集中豪雨	荒川増水により佐々木堤防決壊、羽越本線不通	荒川
昭和 32 年 7 月	集中豪雨	金屋川増水により床上浸水多数	荒川
昭和 33 年 7 月 27 日	水害	雨量 250 ミリを記録。被害総額 2 億円を越える。	朝日
昭和 33 年 7 月 28 日	水害（災害救助法、県災害救助条例適用）	台風 11 号がもたらした豪雨により大川、勝木川が増水。	山北
昭和 34 年 7 月 22 日	水害	荒川、小俣、中継の 3 河川の各所で氾濫した。堤防を破り、橋梁、家屋を押し流して耕地に侵入し、大きな被害を及ぼした。特に大川下流の惨状は著しいものとなった。	山北
昭和 36 年 9 月 16 日	台風 18 号 第 2 室戸台風	住家全壊、半壊、一部損壊、非住家被害、漁船被害、電話不通等の被害を生じた。	村上 朝日
昭和 41 年 7 月 17 日	7.17 豪雨災害	住家一部破損、床上浸水、床下浸水、非住家、田畑簡水、河川、道路、橋梁の被害を生じた。また、石川堤防決壊によりガス管が流出し市営ガスが供給不能となる。 荒川破堤、国道 113 号線・米坂線不通 死者 17 名（神林）	村上 荒川 神林
昭和 42 年 8 月 28 日	8.28 水害	荒川の堤防破堤により住宅、農地に甚大な被害を受け、死者 17 名に及んだ。ことに福田集落は農業用水との合流点にあるため過去にも常に洪水の危険にさらされ、S41.7.17 水害においても、建物、農地に大きな被害を受けたため連年災害となった。 村内の被害は、家屋の流失 23 戸、全壊 85 戸、半壊 423 戸、一部破損及び浸水家屋 1385 戸、農地の流	神林

資料編

		出、埋没 436ha、冠水 1,338ha 被害総額 55 億 9700 万円であった。	
		山寄りの小河川から流下した土石流と荒川の破堤、荒川頭首工の損壊により長政用水路及び鳥川は溢水し、家屋の流失、耕地の埋没等大きな被害を受けた。ことに貝附、花立集落は荒川と急峻な山地に挟まれた地点に位置していたために土石流入、家屋の全壊等激甚な被害を被った。 町内の被害は、死者行方不明者 1 名、家屋流失 19 戸、全壊家屋 206 戸、半壊 308 戸、一部破損 147 戸、浸水家屋 1,404 戸、農地の流失、埋没 850ha、冠水田畑 474ha、被害総額は 120 億 9,700 万円であった。	荒川
昭和 44 年 7 月 31 日	集中豪雨	住家床下浸水 33 棟、田畑冠水 253ha、道路 7 箇所、河川 10 箇所、橋梁、鉄道、崖崩れ等の被害	村上
		梅雨末期の気圧配置が続き、下越地方を中心に大雨となり、村上での日雨量が 30 日に 105 ミリ、31 日に 62 ミリを記録、このため神林の中小河川で被害が発生した。	神林
昭和 44 年 8 月 6 日	豪雨	住家床下浸水 15 棟、田畑冠水 18.4ha、道路、河川、橋梁等の被害	村上
昭和 45 年 2 月 1 日	台湾坊主による波浪災害	台風級に発達した低気圧「台湾坊主」による風雨のため、海岸沿いに強い風と高波が押し寄せ、桑川、脇川、出戸、碁石を中心に道路が決壊し家屋浸水の被害も発生した。	山北
昭和 48 年 8 月 29 日	局地豪雨水害 (災害救助法、 県災害救助条例 適用)	山地の崩壊により沢々から土石流が発生し、家屋の倒壊など大きな被害となった。上大鳥、板屋沢、塔下の 3 集落に避難勧告を行った。 被害は、特に小俣川、中継川流域に集中し、田畑冠水をはじめ、崖崩れ、道路や橋の流出などの被害が出た。また、寝屋地内裏山急傾斜地が一部崩壊、亀裂発生のため 4 世帯に避難勧告を行った。	山北
昭和 51 年 8 月 6 日	集中豪雨	住家床下浸水 26 棟、非住家 14 棟、河川 1 箇所、地すべり 2 箇所	村上
		三面川の堤防決壊。被害額 4 億 8,840 万円	朝日
昭和 51 年 9 月 1 日	豪雨	住家床下浸水 20 棟、非住家 2 棟、道路 3 箇所等の被害	村上
昭和 51 年 10 月 29 日	強風波浪	住家床上浸水 2 棟、床下浸水 2 棟、道路 9 箇所、河川埋塞 18 箇所、海岸堤防 3 箇所、船舶 30 隻等の被害があった。	村上
昭和 53 年 6 月 26 日	豪雨	住家床下浸水 4 棟、崖崩れ 6 箇所、道路 7 箇所、河川 11 箇所、田畑冠水 80ha 等の被害があった。	村上
		梅雨前線の影響で下越地方を中心に大雨となり、村上での日雨量が 25 日に 110 ミリ、26 日に 62 ミリ 27 日に 71 ミリを記録、このため神林でも中小河川流域で被害が発生した。	神林
昭和 53 年 8 月 17 日	豪雨	住家床下浸水 64 棟、道路 2 箇所、河川 3 箇所、田畑冠水 102ha 等の浸水。	村上
昭和 54 年 7 月 28 日	豪雨	住家床下浸水 23 棟、道路、河川、崖崩れ、地すべり 1 箇所等の被害があった。	村上
昭和 54 年 9 月 4 日	台風 12 号	住家床下浸水 18 棟の被害があった。	村上
昭和 56 年 6 月 22 日	豪雨	住家床下浸水 16 棟、崖崩れ 6 箇所、道路 4 箇所、	村上

資料編

		河川 30 箇所、田畑冠水 123ha の被害があった。	
		日本海を通過した低気圧、台風 5 号くずれの熱帯低気圧の影響で県北の山沿いでは日雨量が 200 ミリを越え村上でも 140 ミリを記録した。	神林
昭和 56 年 7 月 22 日	豪雨	住家床下浸水 90 棟の被害があった。	村上
昭和 62 年 8 月 29 日	豪雨	床下浸水 8 棟の被害があった。	朝日
平成 7 年 8 月 10 日	豪雨水害	下越北部を襲った集中豪雨により、大川、勝木川とその支流である沢々が増水し、家屋の床上浸水や耕地の冠水、道路護岸の決壊及び河川護岸の洗掘等の大きな被害を受けた。床上浸水による被害が多かった大谷沢集落の住民に避難勧告を行った。また、県道陥没の復旧作業中の事故による死者が出た。	山北
平成 16 年 7 月 17 日	梅雨前線豪雨	県内では 7 月 13 日中越地方を中心に甚大な被害をもたらした。	県内
		7 月 17 日荒川町災害対策本部設置。被害は町内全域に及ぶ。住家床上浸水 1 棟、床下浸水 8 棟、非住家床下浸水 34 棟、道路法面崩壊、隆起、一部流出 8 箇所、河川法面崩壊、矢板倒壊、護岸崩壊 4 箇所、田への冠水 45ha、浸水 130a、畑への浸水 5ha、土砂崩れ 2 箇所	荒川
平成 17 年 8 月 11 日	集中豪雨	床上浸水 3 棟、床下浸水 52 棟、最大日雨量 330 ミリ、時間雨量 66 ミリを記録。被害総額 76 億円を越える。	朝日
		家屋の床上浸水や耕地の冠水及び土砂流入、道路護岸及び河川護岸の決壊等の大きな被害を受けたほか、桑川では山腹が崩壊し空き家の別荘が倒壊した。また勝木川では立島地内の頭首工が流出し甚大な被害を受けた。	山北

火災

年月日	発生場所	内容	地域
昭和 32 年 8 月 22 日	蒲萄	94 棟焼失、1 名死亡、被災者 468 名	朝日
昭和 39 年 4 月 29 日	早稲田	6 棟全焼、1 棟半焼、り災者 4 世帯 20 名、負傷者 3 名	朝日
昭和 39 年 5 月 9 日	荒沢	10 棟全焼、り災者 7 世帯 48 名、負傷者 1 名ほか林野 70a を焼く	朝日
昭和 45 年 4 月 7 日	佐々木	7 戸焼失、1 名死亡	荒川
昭和 49 年 7 月 31 日	坂町	損害額 (当時) 46,001 千円	荒川
平成 4 年 12 月 13 日	藤沢	住宅、倉庫、144,713 千円	荒川
平成 12 年 12 月 24 日	府屋	山北町森林組合の製材工場など 5 棟が (約 3,300 m ²) が全焼した。	山北
平成 13 年 11 月 18 日	佐々木	廃タイヤ粉碎工場 27,432 千円	荒川
平成 14 年 11 月 23 日	坂町	畳工場 72,162 千円	荒川
平成 16 年 4 月 16 日	府屋	山林火災。焼失面積 196,300 m ² と大規模なもので、新潟県、山形県、宮城県の防災ヘリコプターをはじめ自衛隊機の災害派遣要請を行う中で 2 日間にわたり消火活動を行った。	山北
平成 20 年 4 月 5 日	塩町	全焼 8 棟 (住宅 5 棟 非住宅 3 棟)、部分焼 2 棟、り災者 5 世帯 21 名、負傷者なし	村上

資料編

雪害

年月日	災害名	内容	地域
昭和 32 年 1 月	豪雪	豪雪のため国鉄不通	荒川
昭和 38 年 2 月 10 日	豪雪	柳生戸集落が豪雪で孤立	朝日
昭和 59 年 1 月～3 月	大雪	住家損壊、負傷者、住家の孤立、公共施設の破損	村上 荒川 朝日
昭和 59 年 12 月～3 月	豪雪	住家一部破損 6 棟、非住家被害 15 棟、負傷者 5 名。このほか積雪による住家の孤立、公共施設の破損。	村上
		雪害対策本部設置	荒川
平成 18 年 1 月 6 日	豪雪	死亡者 1 名、負傷者 5 名	朝日

資料編

資料3(2) 災害時における応援協定等

【相互応援協定等締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
県内市町村、消防の一部事務組合等	新潟県広域消防相互応援協定 (平成2年1月1日)	大規模火災、特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大や多数の人命救助を要する等県下の消防の応援
村上市、関川村、粟島浦村	災害時における相互援助協定 (平成8年4月1日) (平成12年9月5日改定)	災害時の応急対策のため、食糧、資機材の提供、職員等の派遣を行うもの
見附市、妙高市	災害時相互応援協定 (平成8年8月30日) (平成23年8月30日再協定)	災害時の応急対策のため、食糧、資機材の提供、職員等の派遣を行うもの
新発田地域広域事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀野市	ごみ処理施設相互応援協定書 (平成16年4月1日) (平成20年4月1日改定)	ごみ処理施設が自然災害その他不測の事態の発生により処理ができなくなった場合、相互の協力により処理する
新潟県、県内の市町村・一部事務組合・広域連合	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定 (平成18年10月23日)	地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物、その他被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物の処理を行うもの
山形県鶴岡市	消防相互応援協定 (平成20年4月1日)	火災防御、救助・捜索、風水害防御、その他応援を必要とする災害防御等
多賀城市	災害時相互応援協定 (平成24年10月10日)	災害時の応急対策のため、食糧、資機材の提供、職員等の派遣を行うもの

民間団体等からの応援協力体制

協定の相手方	協定名称	応援の内容
村上郵便局、市内特定郵便局	災害時相互協力協定 (平成10年1月13日)	災害時の郵政事業に係わる相互援護、避難場所提供、情報収集に関する協力協定
神林郵便局	災害時における相互応援協力に関する協定 (平成10年4月10日)	災害時の応急活動に係る活動要員協力等
旧朝日内郵便局	災害時相互協力協定 (平成10年12月25日)	災害時の郵政事業に係わる相互援護、避難場所提供、情報収集に関する協力協定
北越生コンクリート協同組合	消火活動に関する応援協定書 (平成16年9月6日)	火災等災害現場における消火活動に活用する消防水利の充水作業等を行う
三国コココーラ・ボトリング株式会社	災害時における救援物資の提供等に関する協定 (平成17年2月3日)	自動販売機内の機内在庫商品を無償提供、自動販売機メッセージボードの無償利用
イオン株式会社 ジャスコ村上東店	災害時の防災活動協力に関する協定 (平成18年6月2日)	災害時の応急活動に係る活動要員の派遣、飲料水、資機材、店舗の避難所としての提供等
村上市建設業協会	災害時の応援業務に関する協定 (平成20年12月1日)	災害対策用資機材の提供・斡旋、市管理の施設被害状況調査・障害物の除去・被害の応急処置等
かみはやし農業協同組合	村上市の災害時における防災活動協力に関する協定 (平成21年3月1日)	災害時の応急活動に係る活動要員の派遣、飲料水、資機材、避難所としての提供等
(社)新潟県測量設計業協会	災害時の応援業務に関する協定 (平成21年4月1日)	災害時の被災状況の調査、高級対策、災害復旧のための測量及び設計に関する応援等
信越ペプシコーラ販売株式会社	災害時における救援物資の供給に関する協定 (平成21年5月1日)	自動販売機内の機内在庫商品を無償提供、備蓄飲料水の提供等
NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定 (平成21年7月6日)	災害時の応急活動に係る活動用資材、生活必需品の供給、仮避難所、飲料水等の提供等
村上電気工事協同組合	災害時の応援業務に関する協定 (平成21年9月1日)	災害時の建築電気設備資機材の提供、建築電気設備に関する応急対策工事等
村上スタンド部会	災害時における支援活動等に関する協定 (平成21年11月20日)	災害時の緊急通行車両への優先的な給油、当該給油取扱所を一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供する等
(株)サクマ	災害時における支援活動等に関する協定 (平成23年9月1日)	災害時の緊急通行車両への優先的な給油、当該給油取扱所を一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供する等
東北電力(株) 村上営業所	災害時の協力に関する協定 (平成22年3月15日)	大規模な停電等が発生した場合、停電地域等の情報の提供及び電力設備の復旧等
村上市岩船郡砂利協同組合	村上市の災害時における応援業務に関する協定 (平成23年4月1日)	災害時のパトロール及び情報収集、応急対策、災害復旧に必要な重機及び大型ダンプトラックの提供等

資料編

㈱アクティオ	災害時における物資供給に関する協定（平成 23 年 6 月 1 日）	災害時における物資（レンタル機械・日常生活雑貨品等）の供給等
社団法人 新潟県エルピーガス協会村上支部	災害時における LP ガス供給に関する協定（平成 23 年 7 月 1 日）	災害時における LP ガスの供給及び運搬等
株式会社 伊藤園	災害時における救援物資の供給に関する協定（平成 25 年 3 月 29 日）	自動販売機内の機内在庫商品の無償提供等
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部 新潟県部会	災害時の応援業務に関する協定（平成 25 年 4 月 1 日）	災害時における下水道及び集落排水管路施設の被害状況調査のほか、特に必要な応援業務
一般社団法人 新潟県農業土木技術協会	災害時の応援業務に関する協定（平成 25 年 8 月 1 日）	災害時における農地・農業用施設等の被害状況の調査、応急対策、復旧のための測量及び設計等
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定（平成 25 年 11 月 20 日）	災害に備え、村上市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ村上市の行政機能の低下を軽減させるための取組みを行う

【放送に関する締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
FMラジオ新潟	災害時緊急情報放送に関する協定（平成 17 年 12 月 21 日）	災害時の被害情報や避難所情報など緊急情報放送を FM ラジオで行うもの

【情報交換に関する締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
国土交通省北陸地方整備局	災害時の情報交換に関する協定（平成 23 年 3 月 1 日）	災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に各種情報の交換等を行い、迅速かつ円滑な災害対策を実施するもの

【原子力発電所に関する締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
東京電力株式会社	東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定（平成 25 年 1 月 9 日） （平成 25 年 7 月 8 日改定）	原子力発電所連絡会の設置と事故等に関する連絡を行うもの

資料編

資料3(3) 村上市岩船郡医師会救護活動要領

(一) 趣旨

災害は突如、時と場所を選ばず襲って来る。救護活動は緊急を要し、任務の遂行には多くの困難が予想されます。従って平素周到な準備をしておかねばなりません。村上市岩船郡医師会は新潟県医師会救護活動要綱並びに同細則に基づいて、次の様に定める。

(二) 救護活動体制の整備

(イ) 当郡市地区を次の四班に区分し、夫々に班長、副班長を置く。

1. 山北班（山北町全域）
2. 村上班（旧朝日村，旧村上市，旧神林村全域）
3. 荒川班（旧荒川町，関川村全域）
4. 病院班（村上総合病院，坂町病院，瀬波病院，肴町病院，村上ほまなす病院，村上記念病院，山北徳洲会病院）

尚、境界地区については隣接班協同してその任に当るものとする。

(ロ) 各班は複数の医師と若干名の看護婦をもって構成し、班長は班員を常時確認しておかねばならない。

(ハ) 救護資材は医師会館に保管するが、実働に当っては各人災害の種類に応じて整備するものとする。

医師会の表示旗、腕章等は医師会館に保管するものとする。

(三) 救護活動の開始及び終結

災害発生時は、県医師会長、関係市町村長、保健所長、その他関係諸団体の要請により会長が出動を指示する。急を要し、通信社絶等やむを得ざる場合は、班長独自の判断により救護活動を実施するが、速やかに之を会長に報告し承認を得なければならない。終結は会長の指示による。

(四) 診療

診療は原則として第一次救急処置のみとする。但し災害の為長期にわたり無医地区の状態にある時はこの限りでない。重症者は速やかに、二次病院に収容する。搬送は各市町村に協力を求める。出動中の記録は正確に記載し、報告の資料並びに後日の証拠とする。

(五) 連絡事項

災害現場と会長、或は関係団体との連絡は既設通信網による外、救護無線等を利用し密接に連絡する。各班長は救護活動終結後速やかに会長に報告し、会長は之を県医師会長に報告する。

(六) 身分補償及び費用弁償

救護活動要員の身分補償及び費用弁償については別に定める。

(七) 班の編成

会長は総会に於いて班を編成し、班長及び副班長を指名し、之を県医師会長に報告する。救護班の構成、及び救護資材は別紙とす。

以 上

附則 救護要請時の対応

- (一) 委員長は直ちに救護本部を設置する。本部は医師会館とする。但し状況によっては変更する事もあり得る。
- (二) 第一次集合
本部設置と同時に全理事は集合し、イ) 救護班出動の順序、ロ) 通信連絡方法、ハ) 資材の補給方法、ニ) 関係諸団体との連携方法等について協議決定する。
- (三) 第二次集合
病院班の各院長は集合し、患者の収容体制を協議確認する。
- (四) 出動救護班の報告をうけ、次の体制を協議準備する。
- (五) 終結後は各資材を点検準備する。

資料編

資料4 災害発生危険箇所

(1) 地すべり危険箇所数

(新潟県防災計画)

区分	地すべり危険箇所								
	所管	国土交通省			林野庁		農林水産省		
		地区名	箇所数	面積 (ha)	保全対象		箇所数	民有林 面積	箇所数
						人家			
村上	2	13.2	27	2			1	5.1	
荒川									
神林	1	27.1	59	1	1	5.7	1	8.8	
朝日	2	90.6	35	2	4	183.7	9	1276.05	2
山北	5	200.5	268	6	4	149.2	6	552.01	2
計	10	331.4	389	11	9	338.6	17	1831.18	4

(注)

1 国土交通省所管分について

- (1) 「平成10年度地すべり危険箇所調査表」(砂防課)による。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。

2 林野庁所管分について

- (1) 「山地災害危険地区一覧表」(新潟県治山課・平成24年度末現在)による。
- (2) 「地すべり等防止法」第3条の規定により指定された箇所及びその他の危険箇所である。
- (3) 内訳は、上記「山地災害危険地区一覧表」記載のとおり。

3 農林水産省農林水産部所管分について

- (1) 「地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表」(農林水産部)平成21年による。
- (2) 内訳は上記「一覧表」の「B-5市町村別指定地域一覧表」及び「B-6要指定地域一覧表」記載のとおり。

地すべり危険箇所(国土交通省所管)

整理番号	箇所名	地区名	大字小字等 地名	面積(ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
212.01	大栗田	村上	大栗田	7.6	13	2
212.02	山居山	村上	南町2丁目	5.6	14	0
583.01	山田	神林	山田	27.1	59	1
584.01	寺尾	朝日	寺尾	7.6	10	1
584.02	薦川	朝日	薦川	83.0	25	1
585.01	向	山北	向	45.1	15	1
585.02	立島	山北	松木平	32.7	29	0
585.03	大沢	山北	大沢	9.2	24	1
585.04	雷	山北	雷	97.8	32	3
585.05	大毎南	山北	大毎	15.7	168	1

資料編

地すべり危険箇所（林野庁）

整理番号	地区名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
583-0001	神 林	山田	北平	5.70	13	0
584-0001	朝 日	蒲萄	峠山	43.19	14	0
584-0002	朝 日	大須戸	梨ノ木	31.40	0	0
584-0003	朝 日	高根	菖蒲池	19.11	0	0
584-0004	朝 日	高根	駒ヶ岳	90.00	0	0
585-0001	山 北	上大蔵	小沢	34.96	17	0
585-0002	山 北	下大蔵	田ノ平上	5.00	11	0
585-0003	山 北	大毎	瀬戸	49.50	4	0
585-0004	山 北	大毎	上大代	59.72	0	0

地すべり危険箇所（農村振興局所管）

箇所番号	箇所名	地区名	大字小字等地名	面積(ha)	保全対象
25	蒲萄	朝 日	蒲萄	19.11	2
26	杉ノ森	山 北	大毎	29.13	
27	間垣	山 北	大沢	129.26	
84	小松	山 北	大毎	100.02	
96	ノゲト	朝 日	蒲萄	68.90	
113	荒沢	朝 日	荒沢	62.30	
136	越渡沢	朝 日	高根	35.48	
236	荒沢第二	朝 日	荒沢	80.97	
270	矢吹	朝 日	蒲萄	45.79	
300	長池	朝 日	蒲萄	116.00	
304	大毎	山 北	大毎・北中	57.50	2
331	大向	朝 日	高根	86.72	
(382)	下山田	村 上	下山田	5.10	
(519)	川部	神 林	川部	8.80	
(520)	中部	山 北	大毎	198.10	
(561)	中浜	山 北	中浜	38.00	
(563)	松ノ木平	朝 日	高根	750.00	

箇所番号（ ）表示は法規制なし

資料編

(2) 急傾斜地災害関係危険箇所数

区分	急傾斜地崩壊危険箇所						
所管	国土交通省						
地区名	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	
	箇所数	保全対象数		箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
		人家戸数	災害時要援護者関連施設		人家戸数		人家戸数
村上	21	247	1	6	13	14	
荒川	3	36		1	4		
神林	15	117		8	24		
朝日	14	90		7	12		
山北	55	490	2	18	45		
計	108	980	3	40	98	14	

(注) <急傾斜地崩壊危険箇所関係>

1 国土交通省所管分について

- (1) 平成 11 年度から平成 14 年度に実施した新潟県内の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果による（砂防課）。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。
- (3) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」とは、被害想定区域内に人家が 5 戸以上又は 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所。
- (4) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」とは、被害想定区域内に人家が 1～4 戸ある箇所。
- (5) 「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ」とは、被害想定区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。
- (6) 「災害時要援護者関連施設」とは、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、**障害福祉サービス事業所**、医療提供施設、幼稚園等をいう。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

斜面	箇所番号	箇所名	地区名	大字	小字	保全対象	
						人家戸数	災害時要援護者関連施設
自然	I-212.001(0001)	馬下 1	村上	馬下	裏山	30	
自然	I-212.002(0002)	早川	村上	早川	浦田	1	
自然	I-212.007(0007)	菅沼	村上	菅沼	居平	8	
自然	I-212.008(0008)	二之町	村上	二之町	羽黒口	26	
自然	I-212.009(0009)	羽黒町 1	村上	羽黒町		19	
自然	I-212.010(0010)	宮ノ前 1	村上	岩ヶ崎	宮ノ前	4	
自然	I-212.011(0011)	岩ヶ崎	村上	岩ヶ崎	坂ノ下	15	
自然	I-212.012(0012)	源十郎	村上	羽下ヶ淵	源十郎平	25	
自然	I-212.013(0013)	タテノ淵	村上	羽下ヶ淵	タテノ淵	17	
自然	I-212.014(0014)	瀬波温泉 1	村上	浜新田	青山	40	

資料編

自然	I -212. 015 (0015)	馬下 2	村 上	馬下	裏山	16	
自然	I -212. 016 (0016)	羽黒町 2	村 上	羽黒町		13	
自然	I -212. 017 (0017)	宮ノ前 2	村 上	岩ヶ崎	宮ノ前	11	
自然	I -212. 020 (0020)	小路端	村 上	大月	小路端	6	
自然	I -212. 023 (0023)	カハ谷	村 上	三日市	カハ谷	8	
自然	I -212. 025 (1771)	野潟 1	村 上	野潟			
自然	I -212. 026 (1772)	羽黒町 3	村 上	羽黒町		3	
自然	I -212. 027 (1773)	馬下 3	村 上	馬下			
自然	I -212. 028 (1774)	柏尾 1	村 上	柏尾			
自然	I -212. 029 (1775)	南町 1	村 上	南町			
自然	I -212. 030 (1776)	吉浦 3	村 上	吉浦		5	1
自然	I-583. 001 (0056)	七湊西山	神 林	七湊	西山	7	
自然	I -583. 002 (0057)	城ノ下	神 林	南大平	城ノ下	8	
自然	I -583. 003 (0058)	湯ノ沢南部	神 林	葛籠山	湯ノ沢	14	
自然	I -583. 004 (0059)	小岩内	神 林	小岩内	永居	7	
自然	I -583. 006 (0061)	服部山	神 林	上助渚	服部山	5	
自然	I -583. 007 (0062)	八幡山	神 林	上助渚	八幡山	14	
自然	I -583. 010 (0065)	飯岡	神 林	飯岡	下屋敷	11	
自然	I -583. 012 (0067)	野田山	神 林	松沢	野田山	5	
自然	I -583. 015 (0070)	湯ノ沢北部	神 林	葛籠山	湯ノ沢	18	
自然	I -583. 016 (0071)	家の前 2	神 林	山田	家の前	6	
自然	I -583. 022 (0077)	屋敷添	神 林	山田	屋敷添	5	
自然	I -583. 024 (0079)	河内	神 林	河内	長峯	8	
自然	I -583. 025 (1780)	桃川	神 林	桃川			
自然	I -583. 026 (1781)	下助渚 1	神 林	下助渚		1	
自然	I -583. 027 (1782)	指合 2	神 林	指合		8	
自然	I-584. 001 (0080)	瑞雲	朝 日	笹平	江添	6	
自然	I -584. 003 (0082)	千縄	朝 日	千縄	上屋敷	12	
自然	I -584. 006 (0085)	関口	朝 日	関口	寺山	9	
自然	I -584. 008 (0087)	寺尾	朝 日	寺尾	桐木沢	11	
自然	I -584. 009 (0088)	宮ノ下	朝 日	宮ノ下	番屋	13	
自然	I-584. 011 (0090)	荒沢	朝 日	荒沢	西山下	5	
自然	I -584. 012 (0091)	大須戸	朝 日	大須戸	大行	8	
自然	I -584. 013 (0092)	蒲萄屋敷	朝 日	蒲萄			

資料編

自然	I -584.014 (0093)	蒲萄川下	朝 日	蒲萄	川下	2	
自然	I -584.015 (1783)	荒沢 2	朝 日	荒沢		1	
自然	I -584.016 (1784)	関口 2	朝 日	関口		7	
自然	I -584.017 (1785)	大場沢	朝 日	大場沢			
自然	I -584.018 (1786)	高根 3	朝 日	高根		10	
自然	I-585.001 (0094)	舩ノ内	山 北	舩ノ内	伊呉野	8	
自然	I -585.002 (0095)	岩崎	山 北	岩崎	白岩	10	
自然	I -585.004 (0097)	堀ノ内	山 北	堀ノ内	村浦	9	
自然	I -585.005 (0098)	温出	山 北	温出	屋敷添	14	
自然	I -585.006 (0099)	大谷沢	山 北	大谷沢	向山	18	
自然	I -585.007 (0100)	西沢	山 北	西沢	西沢	5	
自然	I -585.008 (0101)	杉平	山 北	杉平	山崎	7	
自然	I -585.009 (0102)	遅郷	山 北	遅郷	瀬ノ上	5	
自然	I -585.010 (0103)	岩石 1	山 北	岩石	家ノ前	14	
自然	I-585.011 (0104)	岩石 2	山 北	岩石	川下原	8	
自然	I -585.012 (0105)	塔ノ下	山 北	塔ノ下	屋敷添	16	
自然	I -585.013 (0106)	荒川口	山 北	荒川口	山添	9	
自然	I -585.014 (0107)	朴平	山 北	朴平	屋敷添	6	
自然	I -585.015 (0108)	小俣	山 北	小俣	加口田	10	
自然	I -585.016 (0109)	大代	山 北	大代	家ノ上	1	
自然	I -585.017 (0110)	雷	山 北	雷	宮ノ沢	6	
自然	I -585.019 (0112)	中継	山 北	中継	新屋		
自然	I -585.020 (0113)	山熊田	山 北	山熊田	岩野	6	
自然	I -585.021 (0114)	大沢	山 北	大沢	家ノ上	5	
自然	I -585.022 (0115)	大毎	山 北	大毎	鳥坂	6	
自然	I -585.024 (0117)	サルツホ	山 北	中津原	サルツホ	7	
自然	I -585.025 (0118)	鵜泊	山 北	鵜泊	屋敷添	31	
自然	I -585.026 (0119)	寝屋	山 北	寝屋	寝屋平	58	
自然	I -585.027 (0120)	出戸	山 北	寝屋	出戸	21	
自然	I -585.028 (0121)	碁石	山 北	碁石	諏訪前	10	
自然	I -585.029 (0122)	勝木	山 北	勝木	アラタ	2	1
自然	I -585.030 (0123)	間瀬	山 北	間瀬	入ノ平	8	
自然	I -585.031 (0124)	大蔵	山 北	大蔵	屋敷	13	

資料編

自然	I -585.032 (0125)	立島	山 北	立島	宮田	11	
自然	I -585.033 (0126)	長坂	山 北	長坂	家ノ前	9	
自然	I -585.035 (0128)	下大鳥	山 北	下大鳥	家ノ前	6	
自然	I -585.036 (0129)	北田中	山 北	北田中	家ノ前	5	
自然	I -585.037 (0130)	芦谷	山 北	芦谷	家ノ上	14	
自然	I -585.038 (0131)	寒川 1	山 北	寒川	大久保	11	
自然	I -585.039 (0132)	越後寒川	山 北	寒川	浜山	13	
自然	I -585.040 (0133)	寒川 2	山 北	寒川	浜山	10	
自然	I -585.041 (0134)	脇川	山 北	脇川	松影	29	
自然	I -585.042 (0135)	今川	山 北	今川	天神下	19	
自然	I -585.043 (0136)	板貝	山 北	板貝	上山	6	
自然	I -585.044 (0137)	笹川	山 北	笹川	坂ノ上	17	
自然	I -585.045 (0138)	北中	山 北	北中	上山	5	
自然	I -585.046 (1787)	府屋 1	山 北	府屋			
自然	I -585.047 (1788)	府屋 2	山 北	府屋		2	1
自然	I -585.048 (1789)	中継 2	山 北	中継			
自然	I -585.049 (1790)	勝木 2	山 北	勝木		3	
自然	I -585.050 (1791)	立島 2	山 北	立島		3	
自然	I -585.051 (1792)	北赤谷 1	山 北	北赤谷		5	
自然	I -585.052 (1793)	北田中 2	山 北	北田中			
自然	I -585.053 (1794)	寒川 3	山 北	寒川			
自然	I -585.054 (1795)	寒川 4	山 北	寒川			
自然	I -585.055 (1796)	今川 2	山 北	今川			
自然	I -585.056 (1797)	浜新保 1	山 北	浜新保		1	
自然	I -585.057 (1798)	浜新保 2	山 北	浜新保			
人工	I-582.001 (0141)	貝附 1	荒 川	荒島	大山	10	
人工	I -582.002 (0142)	上貝附	荒 川	荒島	前山	14	
人工	I -582.003 (0143)	花立	荒 川	花立	山ノ下	12	
人工	I-584.001 (0089)	下中島	朝 日	下中島	元林	6	
人工	I-585.001 (0096)	古館	山 北	古館	古館	7	
人工	I-585.002 (2356)	雷 2	山 北	雷		1	

資料編

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

斜面	箇所番号	箇所名	地区名	大字	小字	保全対象
						人家戸数
自然	Ⅱ-212.001 (0004)	間島	村 上	間島	小口甲	2
自然	Ⅱ-212.002 (1686)	南町二丁目	村 上	南町二丁目		3
自然	Ⅱ-212.003 (2379)	下山田 2	村 上	下山田		1
自然	Ⅱ-212.004 (2380)	菅沼 2	村 上	菅沼	居平	4
自然	Ⅱ-212.005 (2381)	菅沼 3	村 上	菅沼	居平	2
自然	Ⅱ-212.006 (2382)	大月 1	村 上	大月		1
自然	Ⅱ -583.001 (0068)	家の前 1	神 林	山田	家の前	4
自然	Ⅱ -583.002 (0069)	小岩内東	神 林	小岩内	永居	4
自然	Ⅱ -583.003 (0073)	飯岡 2	神 林	飯岡	上屋敷	3
自然	Ⅱ -583.004 (2386)	殿岡	神 林	殿岡		3
自然	Ⅱ -583.005 (2387)	志田平	神 林	志田平		4
自然	Ⅱ -583.006 (2388)	南大平	神 林	南大平		3
自然	Ⅱ -583.007 (2389)	下助渕 2	神 林	下助渕		2
自然	Ⅱ -584.001 (2390)	大須戸 2	朝 日	大須戸	大行	1
自然	Ⅱ -584.002 (2391)	大須戸 3	朝 日	大須戸		1
自然	Ⅱ -584.003 (2392)	荒沢 3	朝 日	荒沢		4
自然	Ⅱ -584.004 (2393)	高根 2	朝 日	高根		1
自然	Ⅱ -584.005 (2394)	布部 2	朝 日	布部		2
自然	Ⅱ -584.006 (0081)	小揚	朝 日	小揚		2
自然	Ⅱ -584.007 (2395)	山ノ花	朝 日	笹平	山ノ花	1
自然	Ⅱ -585.001 (0111)	興屋	山 北	興屋	興屋	2
自然	Ⅱ -585.002 (2396)	中継 3	山 北	中継		3
自然	Ⅱ -585.003 (2397)	下大蔵	山 北	下大蔵	大蔵	3
自然	Ⅱ -585.004 (2398)	板屋沢	山 北	板屋沢		3
自然	Ⅱ -585.005 (2399)	桑川	山 北	桑川		3
自然	Ⅱ -585.006 (2400)	中浜	山 北	中浜		3
自然	Ⅱ -585.007 (2401)	勝木 3	山 北	勝木		2
自然	Ⅱ -585.008 (2402)	遠矢崎	山 北	遠矢崎		3
自然	Ⅱ -585.009 (2403)	垣之内	山 北	垣之内		1
自然	Ⅱ -585.010 (2404)	板屋沢 2	山 北	板屋沢		3
自然	Ⅱ -585.011 (0127)	北赤谷 2	山 北	北赤谷		4
自然	Ⅱ -585.012 (2405)	上大鳥	山 北	上大鳥		3

資料編

自然	Ⅱ -585.013 (2406)	中津原	山 北	中津原		1
自然	Ⅱ -585.014 (2407)	荒川 1	山 北	荒川		1
自然	Ⅱ -585.015 (0116)	荒川 2	山 北	荒川		3
自然	Ⅱ -585.016 (2408)	山熊田 2	山 北	山熊田		3
自然	Ⅱ -585.017 (2409)	桑川 2	山 北	桑川		1

急傾斜地崩壊危険箇所 Ⅲ

斜面	箇所番号	箇所名	地区名	大字	小字
自然	Ⅲ-212.001 (3951)	門前 1	村上	門前	
自然	Ⅲ-212.002 (3952)	下山田 3	村上	下山田	
自然	Ⅲ-212.003 (3953)	吉浦 4	村上	吉浦	
自然	Ⅲ-212.004 (3954)	吉浦 5	村上	吉浦	
自然	Ⅲ-212.005 (3955)	吉浦 6	村上	吉浦	
自然	Ⅲ-212.006 (3956)	柏尾 2	村上	柏尾	
自然	Ⅲ-212.007 (3957)	野潟 2	村上	野潟	
自然	Ⅲ-212.008 (3958)	大月 2	村上	大月	
自然	Ⅲ-212.009 (3959)	馬下 4	村上	馬下	
自然	Ⅲ-212.010 (3960)	早川 2	村上	早川	
自然	Ⅲ-212.011 (3961)	間島 2	村上	間島	
自然	Ⅲ-212.012 (3962)	松山 1	村上	松山	
自然	Ⅲ-212.013 (3963)	松山 2	村上	松山	
自然	Ⅲ-212.014 (3964)	新町	村上	新町	

資料編

(3) 土石流危険渓流箇所

所管	国土交通省							
	土石流危険渓流Ⅰ			土石流危険渓流Ⅱ		土石流危険渓流Ⅲ		
	地区名	箇所数	保全対象数		箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
			人家戸数	災害時要援護者関連施設				
人家戸数								
村上	34	297		12	30	28		
荒川	4	14		2	4	3		
神林	17	148		8	20	8		
朝日	43	698	7	21	41			
山北	95	1,000	7	30	61			
計	193	2,157	14	73	156	39		

(注)

<土石流危険渓流関係>

1 国土交通省所管分について

- (1) 平成 11 年度から平成 14 年度に実施した新潟県内の土石流危険渓流に関する調査結果による(砂防課)。
- (2) 内訳は、上記調査表記載とおり。
- (3) 「土石流危険渓流Ⅰ」とは、土石流危険区域内に人家が 5 戸以上又は 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある区域に流入する渓流。
- (4) 「土石流危険渓流Ⅱ」とは、土石流危険区域内に人家が 1～4 戸ある区域に流入する渓流。
- (5) 「土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ」とは、土石流危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる区域に流入する渓流。
- (6) 「災害時要援護者関連施設」とは、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園等をいう。

土石流危険渓流Ⅰ

渓流番号	渓流名	地区名	地名	保全対象	
				人家戸数	災害時用援護者関連施設
212-Ⅰ-001	寺の沢	村上	馬下	3	
212-Ⅰ-002	大横寺沢	村上	馬下	10	
212-Ⅰ-003	滝沢	村上	馬下	9	
212-Ⅰ-004	早川小沢	村上	早川		
212-Ⅰ-005	早川	村上	早川	8	
212-Ⅰ-006	ひの沢	村上	吉浦	7	
212-Ⅰ-007	吉浦沢	村上	吉浦	23	
212-Ⅰ-008	浦沢	村上	吉浦	52	
212-Ⅰ-009	白沢川	村上	吉浦	7	
212-Ⅰ-010	白沢川	村上	間島	19	
212-Ⅰ-011	断木沢	村上	間島	19	
212-Ⅰ-012	境川	村上	野潟	10	
212-Ⅰ-013	陳竹沢	村上	野潟	4	
212-Ⅰ-014	十二沢	村上	野潟	8	
212-Ⅰ-015	花扶桑沢	村上	大月		
212-Ⅰ-016	北ノ川	村上	大月	32	
212-Ⅰ-017	南沢	村上	大月	5	

資料編

212- I -018	滝/前沢	村上	滝の前	12
212- I -019	岩沢	村上	下渡	1
212- I -020	火の沢	村上	下渡	1
212- I -021	糸沢	村上	下山田	8
212- I -022	山田沢	村上	下山田	
212- I -023	十二沢	村上	上山田	6
212- I -024	栃/木沢	村上	大栗田	5
212- I -025	座禅沢	村上	鋳物師	7
212- I -026	浦田山沢	村上	瀬波温泉	
212- I -027	下/沢	村上	瀬波温泉	3
212- I -028	北狐沢	村上	瀬波温泉	
212- I -029	狐沢	村上	瀬波温泉	
212- I -030	臥牛沢	村上	本町	5
212- I -031	羽黒沢	村上	羽黒町	9
212- I -032	山居一の沢	村上	山居町	10
212- I -033	山居三の沢	村上	山居町	6
212- I -034	山居二の沢	村上	山居町	8
582- I -001	上江沢川	荒川	花立	8
582- I -002	ムジナ沢	荒川	梨/木	6
582- I -003	梨木沢川	荒川	梨/木	
582- I -004	梨の木川	荒川	梨/木	
583- I -001	トンビ沢	神林	上助渚	3
583- I -002	入り沢	神林	山屋	2
583- I -003	庵/入沢	神林	山屋	7
583- I -004	鳥越沢	神林	山屋	5
583- I -005	二/沢	神林	滝/沢	6
583- I -006	大平小沢	神林	南大平	9
583- I -007	細沢	神林	南大平	9
583- I -008	打越	神林	河内	6
583- I -009	二之沢	神林	河内	3
583- I -010	二之小沢	神林	河内	3
583- I -011	屋敷添	神林	山田	10
583- I -012	五十刈	神林	松沢	5
583- I -013	家の下	神林	松沢	14
583- I -014	湯の沢 1	神林	平林	13
583- I -015	湯の沢 2	神林	葛籠山	22
583- I -016	大小沢	神林	小岩内	13
583- I -017	小岩内大沢	神林	小岩内	18
584- I -001	水神沢	朝日	蒲萄	5
584- I -002	池の平川	朝日	蒲萄	9
584- I -003	長坂沢	朝日	蒲萄	6
584- I -004	蒲萄川	朝日	蒲萄	8
584- I -005	沢入沢	朝日	蒲萄	13
584- I -006	ジンタキ沢	朝日	蒲萄	5
584- I -007	北沢	朝日	寺尾	10
584- I -008	宮の沢	朝日	宮/下	13

資料編

584- I -009	内山沢	朝日	下中島	24	
584- I -010	大堀沢	朝日	鶉渡路	24	1
584- I -011	大平沢	朝日	鶉渡路	58	1
584- I -012	一之沢	朝日	鶉渡路	7	
584- I -013	薬師沢	朝日	上野	29	
584- I -014	天照寺川	朝日	猿沢	17	1
584- I -015	前の沢	朝日	猿沢	9	1
584- I -016	中ぐるわ沢	朝日	猿沢	6	
584- I -017	前の川	朝日	猿沢	14	
584- I -018	松原蔵の沢	朝日	猿沢		
584- I -019	柴尻川	朝日	松原	10	
584- I -020	寺小路川	朝日	板屋越	68	1
584- I -021	大沢	朝日	板屋越	77	1
584- I -022	男川	朝日	早稲田	16	
584- I -023	沢入	朝日	大須戸	4	
584- I -024	オグリ沢	朝日	大須戸	5	
584- I -025	大須戸沢	朝日	大須戸	5	
584- I -026	東泉寺川	朝日	大須戸	6	
584- I -027	東泉寺川 2	朝日	大須戸	8	
584- I -028	どうじ沢	朝日	小須戸	12	
584- I -029	荒沢川	朝日	荒沢	6	
584- I -030	水上沢	朝日	高根	67	
584- I -031	中山沢	朝日	高根	29	
584- I -032	関口沢内川	朝日	関口	20	
584- I -033	黒田川	朝日	黒田	9	
584- I -034	シシ沢	朝日	薦川	10	
584- I -035	二子島沢	朝日	三面	1	
584- I -036	西沢	朝日	岩崩	14	
584- I -037	しいなし沢	朝日	荃太	19	
584- I -038	じみ沢	朝日	小揚	9	
584- I -039	うその沢	朝日	小揚	8	
584- I -040	石住沢	朝日	上中島	6	
584- I -041	だんの前沢	朝日	笹平	9	
584- I -042	だんの沢	朝日	笹平	8	
584- I -043	二の沢	朝日	釜坑・笹平	15	1
585- I -001	上の沢	山北	中浜	13	
585- I -002	寺沢川	山北	堀之内		
585- I -003	うぐいす沢	山北	温出	20	
585- I -004	宮の沢 1	山北	杉平	12	
585- I -005	宮の沢 2	山北	杉平	15	
585- I -006	シシワ沢	山北	岩石	9	
585- I -007	小岩付沢	山北	岩石	7	
585- I -008	家の沢	山北	小俣	44	1
585- I -009	寺の沢	山北	小俣	7	
585- I -010	宮の沢 1	山北	雷	24	
585- I -011	宮の沢 2	山北	雷	24	

資料編

585- I -012	クワエ沢	山北	雷	23	
585- I -013	無沢	山北	雷	8	
585- I -014	向沢	山北	雷	8	
585- I -015	送滝沢	山北	雷	8	
585- I -016	大代沢	山北	大代	5	
585- I -017	砂沢	山北	大代	15	
585- I -018	無沢	山北	遅郷	5	
585- I -019	滝の沢	山北	遅郷	7	
585- I -020	瀬の上沢	山北	遅郷	6	
585- I -021	十二ヶ沢	山北	塔の下	13	
585- I -022	オシノ木川	山北	山熊田	8	
585- I -023	水沢	山北	中継	35	
585- I -024	四十手川	山北	中継	51	1
585- I -025	芋沢川	山北	中継	51	1
585- I -026	たかな畑沢	山北	中継	1	
585- I -027	興屋沢	山北	中継	7	
585- I -028	おそば沢	山北	中継		
585- I -029	茶が沢	山北	荒川口	12	
585- I -030	寺の沢	山北	朴平	4	
585- I -031	水上沢	山北	朴平	19	
585- I -032	地藏様の沢	山北	荒川	8	
585- I -033	トィタ沢	山北	荒川口	6	
585- I -034	セキダ沢	山北	荒川口	5	
585- I -035	中ノ沢	山北	荒川口	7	
585- I -036	宮の沢	山北	荒川口	12	
585- I -037	西ノ沢	山北	大谷沢	26	
585- I -038	北西ノ沢	山北	大谷沢	8	
585- I -039	府屋沢川	山北	府屋	3	1
585- I -040	南沢	山北	府屋	3	1
585- I -041	寺沢	山北	府屋	10	
585- I -042	姥沢	山北	勝木	6	1
585- I -043	小田沢	山北	勝木	17	
585- I -044	トチノ木沢	山北	勝木	7	
585- I -045	カウマ沢	山北	下大蔵	1	
585- I -046	家ノ沢	山北	下大蔵	15	
585- I -047	竹入沢	山北	下大蔵	10	
585- I -048	大蔵川	山北	上大蔵	11	
585- I -049	村中沢	山北	垣之内	3	
585- I -050	峠ノ沢 2	山北	下大鳥	6	
585- I -051	ヒメカサ沢	山北	下大鳥	6	
585- I -052	小沢	山北	下大鳥	13	
585- I -053	飲沢	山北	上大鳥	11	
585- I -054	水上沢 1	山北	中津原	6	
585- I -055	大林沢川	山北	北黒川	14	
585- I -056	マキノ沢	山北	北黒川	9	
585- I -057	山田沢 1	山北	北中	15	

資料編

585- I -058	山田沢 2	山北	北中	9	
585- I -059	大毎川	山北	大毎	7	
585- I -060	沢口	山北	中津原	11	
585- I -061	梵字沢	山北	北田中		
585- I -062	香積寺川	山北	北田中		
585- I -063	長右門沢	山北	北田中	8	
585- I -064	北赤谷川	山北	北赤谷	9	
585- I -065	板屋沢川	山北	板屋沢	19	
585- I -066	布沢	山北	板屋沢	8	
585- I -067	遠矢崎川	山北	遠矢崎	6	
585- I -068	宮田沢	山北	立島	7	
585- I -069	立島沢川 1	山北	立島	8	
585- I -070	立島沢川 2	山北	立島	4	
585- I -071	間瀬川	山北	間瀬	9	
585- I -072	村の沢	山北	鶉泊	16	
585- I -073	大沢川	山北	大沢	6	
585- I -074	沈の内沢	山北	大沢	6	
585- I -075	沈み内西沢	山北	大沢	6	
585- I -076	男沢	山北	越沢	23	
585- I -077	楯の峯沢	山北	越沢	19	
585- I -078	戸沢	山北	寒川	1	1
585- I -079	糸ヶ沢	山北	寒川	4	
585- I -080	えどが沢	山北	寒川	16	
585- I -081	大窪沢	山北	寒川	3	
585- I -082	滝/前沢	山北	寒川	5	
585- I -083	稲耕内右枝沢	山北	脇川	12	
585- I -084	稲耕内沢	山北	脇川	12	
585- I -085	大日沢	山北	脇川	11	
585- I -086	今川駅の沢	山北	今川	5	
585- I -087	天神沢	山北	今川	1	
585- I -088	神宮沢	山北	板貝	6	
585- I -089	笹川	山北	笹川	12	
585- I -090	北桑川沢	山北	桑川	5	
585- I -091	はちまん沢	山北	桑川		
585- I -092	白岩沢	山北	桑川	7	
585- I -093	駅/沢	山北	桑川	2	
585- I -094	村の沢	山北	浜新保	5	
585- I -095	家の上沢	山北	浜新保	13	

土石流危険溪流Ⅱ

溪流番号	溪流名	地区名	地名	保全対象	
				人家戸数	
212-Ⅱ-001	無谷川	村上	馬下	2	
212-Ⅱ-002	無谷南沢	村上	馬下	2	
212-Ⅱ-003	中の沢	村上	早川	1	
212-Ⅱ-004	新保川	村上	早川	1	
212-Ⅱ-005	大日川	村上	吉浦	4	
212-Ⅱ-006	甥沢	村上	野潟	3	

資料編

212-II-007	雲寺沢	村上	羽下ヶ渚	3
212-II-008	上ノ沢	村上	上山田	3
212-II-009	吉田沢	村上	上山田	3
212-II-010	大栗田沢	村上	大栗田	1
212-II-011	四ノ沢	村上	大栗田	4
212-II-012	臥牛南沢	村上	本町	3
582-II-001	滝の沢川	荒川	貝附	1
582-II-002	割山沢川	荒川	荒島	3
583-II-001	牛沢	神林	上助渚	2
583-II-002	鳥越南沢	神林	山屋	2
583-II-003	宮の沢	神林	里本庄	2
583-II-004	一ノ沢	神林	指合	3
583-II-005	一之沢	神林	河内	4
583-II-006	伝五郎沢	神林	川部	1
583-II-007	川部沢	神林	川部	2
583-II-008	高野沢	神林	小岩内	4
584-II-001	水神北沢	朝日	蒲萄	3
584-II-002	タテノ沢	朝日	蒲萄	1
584-II-003	オバタケ沢	朝日	蒲萄	4
584-II-004	桜清水	朝日	猿沢	2
584-II-005	小倉沢	朝日	桧原	3
584-II-006	五林沢	朝日	大須戸	1
584-II-007	ボウ沢	朝日	大須戸	4
584-II-008	上沢	朝日	大須戸	2
584-II-009	コシガエ沢	朝日	大須戸	2
584-II-010	コシガエ北沢	朝日	大須戸	1
584-II-011	大行沢 1	朝日	大須戸	1
584-II-012	大行北沢	朝日	大須戸	1
584-II-013	大行沢 3	朝日	大須戸	1
584-II-014	小栗沢	朝日	大須戸	1
584-II-015	天の沢	朝日	荒沢	2
584-II-016	関口沢	朝日	関口	1
584-II-017	薦川	朝日	薦川	3
584-II-018	布部沢	朝日	布部	1
584-II-019	じょう沢	朝日	小揚	2
584-II-020	角沢川	朝日	小揚	2
584-II-021	宮の前の沢	朝日	笹平	3
585-II-001	中浜沢 1	山北	中浜	3
585-II-002	法妙川	山北	中浜	1
585-II-003	中の沢川	山北	中浜	1
585-II-004	府屋沢	山北	府屋	1
585-II-005	宮の沢 3	山北	杉平	1
585-II-006	水上沢	山北	岩石	2
585-II-007	清水沢	山北	小俣	4
585-II-008	水上沢	山北	小俣	4
585-II-009	芦ノ平沢	山北	中継	1

資料編

585-II-010	中継川左支川	山北	中継	1
585-II-011	コンザ南の沢	山北	中継	1
585-II-012	コンザの沢	山北	中継	3
585-II-013	下ノ沢	山北	中継	3
585-II-014	西山沢	山北	朴平	2
585-II-015	地藏南の沢	山北	荒川	2
585-II-016	大谷川	山北	大谷沢	3
585-II-017	ウルシ沢	山北	府屋	1
585-II-018	中の俣沢	山北	府屋	4
585-II-019	府屋下川	山北	府屋	1
585-II-020	峠ノ沢 1	山北	下大鳥	4
585-II-021	水上沢 2	山北	中津原	2
585-II-022	大毎沢	山北	大毎	1
585-II-023	ィワデの沢	山北	北赤谷	2
585-II-024	芦屋板屋沢	山北	寒川	1
585-II-025	枝ノ沢	山北	脇川	4
585-II-026	板貝沢	山北	板貝	1
585-II-027	神宮東沢	山北	板貝	2
585-II-028	神宮西沢	山北	板貝	2
585-II-029	笹下川	山北	笹川	1
585-II-030	笹川支川 3	山北	笹川	2

土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

溪流番号	溪流名	地区名	地名
212-J-001	馬下北沢	村上	馬下
212-J-002	馬下南沢	村上	馬下
212-J-003	馬下沢川	村上	早川
212-J-004	早川北沢	村上	早川
212-J-005	早川中沢	村上	早川
212-J-006	早川南沢	村上	早川
212-J-007	吉浦沢	村上	吉浦
212-J-008	柏沢北沢	村上	柏尾
212-J-009	柏沢南沢	村上	柏尾
212-J-010	間島沢	村上	間島
212-J-011	間島南沢	村上	間島
212-J-012	大月北沢	村上	大月
212-J-013	大月中沢	村上	大月
212-J-014	大月南沢	村上	大月
212-J-015	岩崎沢	村上	岩崎
212-J-016	大平川	村上	羽下ヶ渚
212-J-017	羽下ヶ渚東沢	村上	羽下ヶ渚
212-J-018	羽下ヶ渚	村上	羽下ヶ渚
212-J-019	宮の沢	村上	下渡
212-J-020	下渡沢	村上	下渡
212-J-021	下山田沢	村上	下山田

資料編

212-J-022	上山田北沢	村上	上山田
212-J-023	上山田南沢	村上	上山田
212-J-024	赤沢一の沢	村上	赤沢
212-J-025	鑄物東沢	村上	鑄物師
212-J-026	鑄物西沢	村上	鑄物師
212-J-027	三日市沢	村上	三日市
212-J-028	七湊沢	村上	七湊
582-J-001	田の沢川	荒川	花立
582-J-002	黒坪川	荒川	荒島
582-J-003	春木山大沢川	荒川	梨ノ木
583-J-001	里本庄沢	神林	里本庄
583-J-002	指合西沢	神林	指合
583-J-003	南大平東沢	神林	指合
583-J-004	南大平東沢	神林	南大平
583-J-005	南大平西沢	神林	南大平
583-J-006	川郎西沢	神林	川部
583-J-007	川郎東沢	神林	川部
583-J-008	小岩内沢	神林	小岩内

資料編

(4) 山地災害（山腹崩壊・崩壊土砂流出）危険地区数

所管	林野庁							
区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
地区名	箇所数		計	民有林 面積(ha)	箇所数		計	民有林 面積(ha)
	国有林	民有林			国有林	民有林		
村上		22	22	53.0	1	59	60	182.9
荒川	2	5	7	9.0	2	2	4	0.2
神林	2	17	19	30.0		33	33	35.7
朝日	1	21	23	71.0		117	117	193.2
山北	1	96	97	314.0		236	236	484.3
計	6	161	167	477.0	3	447	450	896.3

(注) <山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流出危険箇所関係）>

1 林野庁所管分について

- (1) 「山地災害（山腹崩壊・崩壊土砂流出）危険地区数」（新潟県治山課・平成 24 年度末現在）による。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。

山腹崩壊危険地区

整理番号	地区名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
212-0001	村上	馬下	大小浦（オオコウラ）	3.00	0	0
212-0002	村上	馬下	ワキノ平（ワキノタイラ）	2.00	6	0
212-0004	村上	大月	小滝（コタキ）	2.00	0	0
212-0005	村上	羽下ヶ渕	火打山（ヒウチヤマ）	1.00	28	0
212-0006	村上	浜新田	青山（アオヤマ）	3.00	39	0
212-0008	村上	羽黒町	瑞宝寺山（ズイホウジヤマ）	2.00	16	0
212-0009	村上	羽黒町	愛宕山（アタゴヤマ）	2.00	30	0
212-0010	村上	本町		3.00	10	0
212-0011	村上	本町		4.00	15	0
212-0012	村上	下山田	家ノ後（イエノウシロ）	10.00	34	0
212-0013	村上	赤沢	田沢七（タザワ）	1.00	16	0
212-0014	村上	赤沢	田沢二（タザワ）	1.00	1	0
212-0015	村上	赤沢	田沢七（タザワ）	1.00	0	0
212-0016	村上	吉浦	月夜出（ツキヨダシ）	1.00	0	0
212-0017	村上	下渡	上平（ウエタイラ）	3.00	9	1
212-0018	村上	羽下ヶ渕	タテノフチ（タテノフチ）	3.00	19	0
212-0020	村上	下渡	入ノ沢（イリノサワ）	2.00	6	0
212-0021	村上	岩船浦田山		1.00	1	1
212-0022	村上	羽下ヶ渕	東野（ヒガシノ）	3.00	0	0
212-0023	村上	早川	寺坂（テラサカ）	1.00	34	0
212-0024	村上	本町	臥牛山（ガギユウザン）	3.00	81	2
212-0025	村上	村上	羽黒町（ハグロマチ）	1.00	25	0
582-0001	荒川	梨木	谷内（タニウチ）	1.00	25	0
582-0002	荒川	切田	横釜（ヨコガマ）	1.00	12	0

資料編

582-0003	荒川	貝附	モンキツ (モンキツ)	1.00	0	0
582-0004	荒川	貝附	山ノ下 (ヤマノシタ)	5.00	0	0
582-0005	荒川	花立	山ノ下 (ヤマノシタ)	1.00	1	1
583-0002	神林	下助淵	山元 (ヤマモト)	1.00	4	0
583-0003	神林	山谷	山添 (ヤマゾエ)	1.00	20	0
583-0004	神林	里本庄	後山 (ウシロヤマ)	4.00	30	1
583-0005	神林	南大平	城ノ沢 (ジョウノサワ)	1.00	30	0
583-0006	神林	飯岡	山ノ館 (ヤマノタテ)	1.00	5	0
583-0007	神林	松沢	館野 (タテノ)	1.00	23	0
583-0008	神林	桃川	滝ノ沢 (タキノサワ)	2.00	0	0
583-0009	神林	河内	上平 (カミヒラ)	6.00	12	0
583-0010	神林	桃川	野地山 (ヤチヤマ)	1.00	5	0
583-0011	神林	南大平		1.00	10	0
583-0012	神林	南大平	川向 (カワムカイ)	1.00	5	0
583-0013	神林	志田平	後山 (ウシロヤマ) ほか	1.00	20	0
583-0014	神林	平林	保呂羽山 (ホロハサン)	2.00	2	0
583-0015	神林	七湊	蛭田 (ヒルタ)	3.00	2	0
583-0016	神林	飯岡	熊野山 (クマノヤマ)	1.00	7	0
583-0017	神林	南大平	葛平 (クヅヒラ)	2.00	0	0
583-0018	神林	松沢	堤平 (ツツミダイラ)	1.00	0	0
584-0001	朝日	大須戸	五倫 (ゴリン)	10.00	23	0
584-0002	朝日	大須戸	沢田 (サワダ)	6.00	64	0
584-0003	朝日	大須戸	滝ノ沢 (タキノサワ)	2.00	0	0
584-0004	朝日	荒沢	東山下 (ヒガシヤマシタ)	3.00	40	0
584-0005	朝日	薦川	雁沢 (カリサワ)	2.00	0	0
584-0006	朝日	薦川	日陰 (ヒカゲ)	1.00	0	0
584-0007	朝日	宮ノ下	岩山 (イワヤマ)	6.00	40	0
584-0008	朝日	寺尾	大ハゲ (オオハゲ)	3.00	20	0
584-0009	朝日	大場沢	熊登 (クマト)	2.00	0	0
584-0010	朝日	荒沢	東山下 (ヒガシヤマシタ)	1.00	40	0
584-0012	朝日	千縄	フタ滝山	3.00	30	0
584-0013	朝日	小揚	八ツ橋 (ヤツハシ)	14.00	2	0
584-0014	朝日	高根	小ヶ崎 (コガサキ)	1.00	0	1
584-0015	朝日	高根	小山 (オヤマ)	2.00	20	0
584-0016	朝日	荒沢	スケタ (スケタ)	1.00	5	0
584-0017	朝日	岩崩	鷺ヶ巣 (ワシガス)	2.00	0	1
584-0018	朝日	大須戸	前東山 (マエヒガシヤマ)	2.00	9	0
584-0019	朝日	荒沢	西山下 (ニシヤマシタ)	3.00	20	1
584-0021	朝日	布部	上山六 (ウエヤマ)	2.00	0	0
584-0022	朝日	寺尾	大沢 (オオサワ)	1.00	16	1
584-0023	朝日	大場沢	城の下 (ジョウノシタ)	4.00	2	0
585-0001	山北	堀ノ内	向山 (ムコウヤマ)	1.00	6	0
585-0003	山北	岩石	西山 (ニシヤマ)	1.00	30	1
585-0004	山北	小俣	稲場 (イナバ)	2.00	0	0
585-0005	山北	小俣	稲場 (イナバ)	6.00	60	0
585-0006	山北	小俣	稲場 (イナバ)	6.00	60	0

資料編

585-0007	山北	雷	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	6.00	25	0
585-0008	山北	雷	向山 (ムカエヤマ)	7.00	25	0
585-0009	山北	雷	大平 (オオヒラ)	1.00	0	0
585-0010	山北	雷	大平 (オオヒラ)	1.00	0	0
585-0013	山北	中継	ウロイ渕 (ウロイブチ)	4.00	0	0
585-0014	山北	中継	興屋 (コウヤ)	5.00	30	0
585-0015	山北	中継	大平野 (オオダイラノ)	5.00	30	0
585-0016	山北	山能田	通り前 (トウリマエ)	2.00	20	0
585-0017	山北	朴平	家ノ下 (イエノシモ)	5.00	30	0
585-0018	山北	荒川	盆鉢	8.00	0	0
585-0019	山北	荒川	二本漆 (ニホンウルシ)	6.00	10	0
585-0020	山北	荒川	家ノ上 (イエノウエ)	7.00	15	0
585-0021	山北	荒川口	下平 (シモヒラ)	3.00	6	0
585-0022	山北	勝木	箱壁山 (ハコダテヤマ)	3.00	3	0
585-0023	山北	勝木	大平 (オオヒラ)	1.00	15	1
585-0024	山北	勝木	小田 (コダ)	3.00	5	1
585-0025	山北	下大蔵	カヤノ木平 (カヤノキヘ)	3.00	100	1
585-0026	山北	垣之内	道上 (ミチウエ)	3.00	4	0
585-0027	山北	下大鳥	サン平 (サンタイラ)	14.00	45	0
585-0028	山北	上大鳥		4.00	15	1
585-0029	山北	上大鳥	上大鳥 (カミオオトリ)	1.00	0	0
585-0030	山北	上大鳥	上大鳥 (カミオオトリ)	1.00	0	0
585-0031	山北	上大鳥	上大鳥 (カミオオトリ)	1.00	0	0
585-0032	山北	上大鳥	上大鳥 (カミオオトリ)	2.00	0	0
585-0033	山北	中津原	宮ノ台 (ミヤノダイ)	4.00	0	0
585-0034	山北	寒川	笹花 (ササバナ)	4.00	0	0
585-0035	山北	中津原	北山 (キタヤマ)	12.00	0	0
585-0036	山北	北中	荒田 (アラタ)	4.00	5	0
585-0037	山北	北中	長瀬 (ナガセ)	12.00	0	0
585-0038	山北	北中	赤沢 (アカサワ)	3.00	0	0
585-0039	山北	中津原	板木沢 (イタキサワ)	3.00	0	0
585-0040	山北	中津原	板木沢 (イタキサワ)	1.00	0	0
585-0041	山北	中津原	板木沢 (イタキサワ)	3.00	5	0
585-0042	山北	北田中	山崎 (ヤマザキ)	4.00	30	0
585-0043	山北	間瀬	家ノ上 (イエノウエ)	4.00	25	0
585-0044	山北	寝屋	出戸ノ浜 (デトノハマ)	3.00	30	0
585-0045	山北	寝屋	出戸ノ浜 (デトノハマ)	4.00	30	0
585-0046	山北	鵜泊	ライ落 (ライオトシ)	3.00	0	0
585-0047	山北	芦谷	鉄道林 (テツドウリン)	5.00	0	0
585-0048	山北	寒川	大窪 (オオクボ)	1.00	50	0
585-0049	山北	寒川	家ノ裏 (イエノウラ)	1.00	30	0
585-0050	山北	越沢	ダンダラ (ダンダラ)	7.00	0	0
585-0051	山北	大沢	神社沢 (シヤガミザワ)	2.00	0	0
585-0052	山北	大沢	神社沢 (シヤガミザワ)	2.00	0	0
585-0053	山北	大沢	神社沢 (シヤガミザワ)	2.00	0	0
585-0054	山北	大沢	丸倉 (マルクラ)	3.00	0	0

資料編

585-0055	山北	大沢	コワ清水	5.00	15	0
585-0056	山北	脇川	松景 (マツカゲ)	3.00	15	0
585-0057	山北	脇川	家ノ上 (イエノウエ)	4.00	50	0
585-0058	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	5.00	0	0
585-0059	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	3.00	0	0
585-0060	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	5.00	0	0
585-0061	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	3.00	0	0
585-0062	山北	浜新保	家の山 (イエノヤマ)	2.00	30	0
585-0063	山北	浜新保	家の山 (イエノヤマ)	3.00	15	0
585-0065	山北	岩石	岩渕 (イワブチ)	3.00	0	0
585-0066	山北	下大島	カニ平 (カニタイラ)	2.00	7	0
585-0067	山北	寝屋	出戸ノ浜 (デトノハマ)	2.00	30	0
585-0068	山北	寝夜	神平	1.00	20	0
585-0070	山北	岩崎	白岩 (シライワ)	2.00	6	0
585-0071	山北	杉平	上山六 (ウエヤマ)	3.00	10	0
585-0072	山北	岩石	西山 (ニシヤマ)	2.00	20	1
585-0073	山北	岩石	ウソウ (ウソウ)	4.00	0	0
585-0075	山北	塔の下		5.00	20	0
585-0076	山北	鵜泊	榎峠 (エノキトウゲ)	2.00	0	0
585-0077	山北	芦谷	向平 (ムコウダイラ)	4.00	0	0
585-0078	山北	芦谷	家ノ上 (イエノウエ)	3.00	13	0
585-0079	山北	笹川	上ノ山 (ウエノヤマ)	2.00	10	0
585-0080	山北	大谷沢	西ノ沢 (ニシノサワ) ほか	2.00	10	0
585-0081	山北	大毎	間垣 (マガキ)	1.00	177	0
585-0082	山北	桑川	北沢 (キタサワ)	2.00	10	0
585-0083	山北	山熊田	通り前 (トウリマエ) ほか	2.00	26	0
585-0084	山北	荒川口	向山 (ムカイヤマ)	1.00	0	0
585-0085	山北	府屋	府屋沢 (フヤサワ)	1.00	0	1
585-0086	山北	寒川	上野 (ウエノ)	3.00	1	1
585-0087	山北	大谷沢	ワキノ沢 (ワキノサワ)	2.00	1	0
585-0088	山北	下大蔵	田ノ平上 (タノヒラウエ)	4.00	15	0
585-0089	山北	塔下	坂見平 (サカミダイラ)	7.00	0	0
585-0090	山北	雷	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	1.00	2	1
585-0091	山北	芦谷	家ノ上 (イエノウエ)	2.00	0	1
585-0092	山北	上大島		1.00	0	0
585-0093	山北	山熊田	岩野 (イワノ)	1.00	0	0
585-0094	山北	脇川	稲耕地 (イナコウチ)	1.00	12	0
585-0095	山北	寒川	大窪 (オオクボ)	1.00	2	1
585-0096	山北	寒川	大休 (オオヤスミ)	1.00	0	0
585-0097	山北	寒川	尼ヶ沢 (アマガサワ)	1.00	1	0
585-0098	山北	北中	宮田 (ミヤタ)	3.00	5	1
585-0099	山北	北中	上ノ山 (ウエノヤマ)	7.00	40	1
585-0100	山北	大毎	腰前 (コシマエ)	1.00	3	0
585-0101	山北	温出	宮ノ郷 (ミヤノゴウ)	1.00	0	0
585-0102	山北	岩崎	白岩 (シライワ)	1.00	1	0

資料編

崩壊土砂流出危険地区

整理番号	地区名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
212-0001	村上	馬下	南ハゲ沢 (ミナミハゲサワ)	4.80	0	1
212-0002	村上	馬下	大小浦 (オオコウラ)	0.18	0	1
212-0003	村上	馬下	八幡沢 (ハチマンサワ)	2.64	0	1
212-0004	村上	馬下	ワキノ平 (ワキノヒラ)	0.36	5	1
212-0005	村上	馬下	大横路 (オオヨコジ)	1.68	4	1
212-0006	村上	馬下	裏ノ山 (ウラノヤマ)	0.18	10	1
212-0007	村上	馬下	梨木沢 (ナシキサワ)	7.20	0	1
212-0008	村上	馬下	榎沢 (エノキサワ)	0.09	0	1
212-0009	村上	馬下	下足長山 (シメジカヤマ)	1.92	0	1
212-0010	村上	早川	椿川 (ツバキガワ)	5.52	0	1
212-0011	村上	早川	ホカ沢 (ホカサワ)	1.27	0	1
212-0012	村上	早川	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	19.89	10	1
212-0013	村上	早川	新保沢 (シンボサワ)	1.20	2	1
212-0014	村上	吉浦	ヒノ沢 (ヒノサワ)	11.31	3	1
212-0015	村上	吉浦	太田 (オオタ)	3.36	3	1
212-0016	村上	吉浦	ウラノ沢 (ウラノサワ)	5.04	30	1
212-0017	村上	吉浦	白沢 (シラサワ)	0.90	0	1
212-0018	村上	柏尾	小蛇沢 (コヘビサワ)	13.68	0	1
212-0019	村上	柏尾	上の山 (ウエノヤマ)	0.54	10	2
212-0020	村上	柏尾	フカ沢 (フカサワ)	34.71	10	1
212-0021	村上	柏尾	ヒトハネ山 (ヒトハネヤマ)	2.70	0	1
212-0022	村上	間島	劔山沢 (ツルキヤマサワ)	1.65	0	1
212-0023	村上	間島	日ノ沢 (ヒノサワ)	2.88	30	1
212-0024	村上	野潟	上山沢 (ウエヤマサワ)	16.77	10	1
212-0025	村上	野潟	十二沢 (ジュウニサワ)	4.32	0	1
212-0026	村上	大月	花見沢 (ハナミサワ)	3.84	10	1
212-0027	村上	大月	追付沢 (オツツケサワ)	5.76	4	1
212-0028	村上	大月	立岩 (タテイワ)	0.03	0	1
212-0029	村上	大月	白岩 (シロイワ)	0.81	0	1
212-0030	村上	岩ヶ崎	滝ノ上 (タキノウエ)	1.50	0	0
212-0031	村上	岩ヶ崎	トヒガ沢 (トヒガサワ)	4.56	10	1
212-0032	村上	羽下ヶ渚	大平山 (オオダイラヤマ)	5.76	5	1
212-0033	村上	羽下ヶ渚	沢田 (サワダ)	0.72	0	1
212-0034	村上	羽下ヶ渚	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	0.37	12	1
212-0035	村上	下渡	岩沢 (イワサワ)	0.61	3	0
212-0036	村上	下渡	火ノ沢 (ヒノサワ)	0.29	16	1
212-0037	村上	下渡	姥ヶ懐 (ウバガフトコロ)	0.10	0	0
212-0038	村上	上山田	ヨシ田 (ヨシダ)	0.18	3	0
212-0039	村上	小谷	大丸山 (オオマルヤマ)	0.12	0	0
212-0040	村上	鑄物師	和田沢 (ワダサワ)	0.06	3	0
212-0041	村上	門前	後谷 (ウシロダニ)	0.36	10	0
212-0042	村上	門前	大谷 (オオタニ)	3.60	10	0
212-0043	村上	赤沢	オオザワ山	2.07	5	0

資料編

212-0044	村 上	門前	向ヒ山 (ムカヒヤマ)	1.20	0	0
212-0045	村 上	大栗田	椿沢 (ツバキサワ)	0.24	5	0
212-0046	村 上	大栗田	裏林 (ウラバヤシ)	0.30	5	0
212-0048	村 上	赤沢	雨池 (アマイケ)	1.95	5	1
212-0049	村 上	菅沼	運上沢 (ウンジョウザワ)	1.13	25	0
212-0050	村 上	大月	花見沢 (ハナミサワ)	0.30	10	0
212-0051	村 上	上山田	ヨシ田 (ヨシダ)	0.12	3	0
212-0052	村 上	門前	川原 (カワラ)	0.90	0	0
212-0053	村 上	羽下ヶ淵	中平 (ナカタイラ)	0.36	8	0
212-0054	村 上	下渡	坂ノ木	0.05	0	0
212-0055	村 上	羽下ヶ淵	東野 (ヒガシノ)	0.12	0	0
212-0056	村 上	下渡	シライタカミノヤマ	0.16	1	0
212-0057	村 上	野潟	ヲソ沢 (オソザワ)	0.16	4	1
212-0058	村 上	大月	道ヶ崎南沢 (ドウガサキナサワ)	0.27	0	0
212-0059	村 上	鑄物師	和田沢 (ワダサワ)	0.06	0	0
212-0060	村 上	柏尾	上の山 (ウエノヤマ)	0.06	0	1
582-0001	荒 川	貝附	寺ノ沢 (テラノサワ)	0.11	0	1
582-0002	荒 川	花立	中島 (ナカジマ)	0.10	0	0
583-0001	神 林	里本庄	主膳田 (シュゼンダ)	0.90	20	0
583-0002	神 林	南大平	滝ノ沢 (タキノサワ)	0.36	0	0
583-0003	神 林	南大平	日ノ沢 (ヒノサワ)	0.54	0	0
583-0004	神 林	南大平	城ノ沢 (ジョウノサワ)	0.12	13	0
583-0005	神 林	桃川	北山 (キタヤマ)	1.50	60	1
583-0006	神 林	桃川	檜木沢 (ナラノキザワ)	3.00	0	0
583-0007	神 林	河内	上平 (カミヒラ)	1.20	4	0
583-0008	神 林	河内	上ヶ瀬沢 (カミカセサワ)	0.54	5	1
583-0009	神 林	河内	上ヶ瀬沢 (カミカセサワ)	0.72	5	0
583-0010	神 林	河内	姫田沢 (ヨメタサワ)	4.50	0	0
583-0011	神 林	桃川	ボタ坂 (ボタザカ)	0.24	0	0
583-0012	神 林	桃川	峠 (トウゲ)	0.18	0	0
583-0013	神 林	桃川	峠 (トウゲ)	0.18	0	0
583-0014	神 林	桃川	峠 (トウゲ)	0.06	0	0
583-0015	神 林	桃川	論地 (ロンチ)	2.10	0	0
583-0016	神 林	桃川	滝ノ沢 (タキノサワ)	0.18	0	0
583-0017	神 林	桃川	下フツベ沢 (シモフツベザワ)	2.88	0	0
583-0018	神 林	桃川	根古屋 (ネゴヤ)	3.60	0	0
583-0019	神 林	桃川	一ノ沢 (イチノサワ)	1.08	0	0
583-0020	神 林	桃川	六段 (ロクダン)	0.60	11	0
583-0021	神 林	桃川	水林 (ミズバヤシ)	1.11	0	0
583-0022	神 林	川部	桜峰 (サクラミネ)	1.08	0	1
583-0023	神 林	川部	十二ノ山 (ジュウニノヤマ)	0.45	25	1
583-0024	神 林	小岩内	大小沢 (オオコサワ)	0.10	15	1
583-0026	神 林	小岩内	中ノ沢 (ナカノサワ)	0.90	0	1
583-0027	神 林	小岩内	下小沢 (シモコサワ)	0.45	20	1
583-0028	神 林	南大平	中尾沢 (ナカオザワ)	0.09	0	0
583-0029	神 林	川部	大石沢 (オオイシサワ)	2.25	25	0

資料編

583-0030	神 林	葛籠山	山添 (ヤマゾエ)	0.09	22	1
583-0031	神 林	南大平	小田沢 (オダザワ)	3.09	0	0
583-0032	神 林	南大平	獅子沢 (シシザワ)	0.30	0	0
583-0034	神 林	桃川	六段 (ロクダン)	0.30	0	0
583-0035	神 林	平林	山添 (ヤマゾエ)	1.05	2	0
584-0001	朝 日	蒲萄	ヒラタ平 (ヒラタダイラ)	1.50	0	0
584-0002	朝 日	蒲萄	川下 (カワシモ)	0.96	40	0
584-0003	朝 日	蒲萄	西山 (ニシヤマ)	0.45	40	0
584-0004	朝 日	蒲萄	廣久郎 (ヒロクロウ)	6.00	7	0
584-0005	朝 日	蒲萄	川下 (カワシモ)	0.06	9	0
584-0006	朝 日	蒲萄	西山 (ニシヤマ)	0.09	1	0
584-0007	朝 日	蒲萄	池ノ平 (イケノタイラ)	2.76	11	0
584-0008	朝 日	大須戸	組無返り (クナシガエリ)	0.72	0	0
584-0009	朝 日	塩野町	合谷 (ゴウダニ)	6.90	0	0
584-0010	朝 日	高根	与右エ門沢 (ヨエモンザワ)	1.20	0	0
584-0012	朝 日	高根	駒ヶ嶽 (コマガタケ)	1.35	0	0
584-0013	朝 日	高根	四郎右エ門 (シロウエモン)	0.45	0	0
584-0014	朝 日	小須戸	キメノ沢 (キメノサワ)	0.72	20	0
584-0015	朝 日	北大平	モグラ沢口 (モグラザワチ)	3.12	5	0
584-0016	朝 日	高根	ヨシ谷 (ヨシダニ)	0.75	0	0
584-0017	朝 日	高根	ヨシ谷 (ヨシダニ)	0.84	0	0
584-0018	朝 日	高根	山口 (ヤマグチ)	3.00	0	0
584-0019	朝 日	高根	小山 (オヤマ)	1.20	30	0
584-0020	朝 日	高根	小ヶ崎 (コガサキ)	0.45	0	0
584-0021	朝 日	高根	藤倉 (フジクラ)	6.00	0	0
584-0022	朝 日	関口	小カツラ沢 (コカツラザワ)	0.18	0	0
584-0023	朝 日	関口	沢内 (サワウチ)	6.96	30	1
584-0024	朝 日	黒田	スノ脇 (スノワキ)	4.08	10	0
584-0025	朝 日	高根	試田 (ココロビタ)	6.72	0	0
584-0026	朝 日	高根	仮田沢 (カリタザワ)	0.63	0	0
584-0027	朝 日	薦川	桃木沢 (モモキザワ)	0.45	0	0
584-0028	朝 日	薦川	桃木沢 (モモキザワ)	1.35	0	0
584-0029	朝 日	薦川	赤倉 (アカクラ)	0.72	0	0
584-0030	朝 日	薦川	赤倉 (アカクラ)	1.26	0	0
584-0031	朝 日	薦川	ツキノキ (ツキノキ)	1.20	0	0
584-0032	朝 日	薦川	中畑 (ナカバタケ)	0.54	0	0
584-0033	朝 日	薦川	沢入 (サワイリ)	0.90	0	0
584-0034	朝 日	薦川	山田 (ヤマダ)	0.90	0	0
584-0035	朝 日	薦川	シシ沢 (シシザワ)	1.68	30	0
584-0036	朝 日	薦川	雁沢 (カリサワ)	1.05	0	0
584-0037	朝 日	布部	川向 (カワムカイ)	0.45	0	0
584-0038	朝 日	布部	上山 (ウエヤマ)	1.20	0	0
584-0039	朝 日	早稲田	柳沢 (ヤナギサワ)	3.36	0	0
584-0040	朝 日	板屋越	山額 (サンガク)	3.36	0	0
584-0041	朝 日	板屋越	山額 (サンガク)	2.16	6	0
584-0042	朝 日	桧原	シバシリ (シバシリ)	4.32	7	0

資料編

584-0043	朝 日	猿沢	ニレ沢 (ニレサワ)	3.78	65	1
584-0044	朝 日	猿沢	葎沢 (ムグラサワ)	1.08	20	1
584-0045	朝 日	猿沢	新蔵沢 (シンゾウザワ)	4.32	15	2
584-0046	朝 日	上野	スガダイラ	1.89	20	0
584-0047	朝 日	鶺鴒渡路	落シ (オトシ)	1.35	30	2
584-0048	朝 日	下中島	内山 (ウチヤマ)	4.50	14	0
584-0049	朝 日	宮ノ下	大平 (オオヒラ)	0.96	12	1
584-0050	朝 日	寺尾	谷沢山 (タニサワヤマ)	0.96	16	0
584-0051	朝 日	布部	古蔵 (コゾウ)	4.50	0	0
584-0052	朝 日	布部	赤溝 (アカミヅ)	0.36	0	0
584-0053	朝 日	布部	二夕滝山 (フタタキヤマ)	6.30	4	0
584-0054	朝 日	岩崩	沼田 (ヌマタ)	1.68	0	0
584-0055	朝 日	岩崩	片田 (カタダ)	0.96	0	0
584-0056	朝 日	岩崩	坂ノ上 (サカノウエ)	0.36	8	0
584-0057	朝 日	荃太	高石 (タカイシ)	8.19	4	0
584-0058	朝 日	荃太	南沢 (ミナミザワ)	1.32	31	0
584-0059	朝 日	小揚	後山 (ウシロヤマ)	0.36	14	0
584-0060	朝 日	小揚	高窓 (タカマド)	0.27	20	0
584-0061	朝 日	小揚	高窓 (タカマド)	0.36	20	0
584-0062	朝 日	笹平	カラム沢 (カラムザワ)	2.70	4	0
584-0063	朝 日	釜杭	ワンゴ (ワンゴ)	1.56	12	0
584-0065	朝 日	柳生戸	家向 (イエムカイ)	0.63	8	0
584-0066	朝 日	塩野町	合谷 (ゴウダニ)	1.26	0	0
584-0067	朝 日	塩野町	合谷 (ゴウダニ)	0.90	0	0
584-0068	朝 日	塩野町	アユノサワ	0.75	0	0
584-0069	朝 日	塩野町	三ツ谷 (ミツダニ)	0.60	0	0
584-0070	朝 日	大須戸	長者越 (チョウジャゴエ)	1.44	50	0
584-0071	朝 日	高根	須戸俣川	6.00	0	0
584-0072	朝 日	高根	藤沢 (トウゾウ)	4.20	0	0
584-0073	朝 日	高根	大ドヤ (オオドヤ)	7.50	0	0
584-0074	朝 日	高根	赤田 (アカダ)	3.86	1	0
584-0075	朝 日	関口	板沢	3.00	0	0
584-0076	朝 日	薦川	日倉 (ヒクラ)	7.35	30	0
584-0077	朝 日	桧原	タナ畑 (タナバタケ)	0.30	4	0
584-0079	朝 日	薦川	堤沢 (ツツミザワ)	0.24	0	0
584-0080	朝 日	葡萄	マキ (マキ)	3.96	0	0
584-0081	朝 日	鶺鴒渡路	タカナリヤ	0.66	5	0
584-0082	朝 日	鶺鴒渡路	大平 (オオヒラ)	0.54	5	0
584-0083	朝 日	上野	林添 (ハヤシヅエ)	0.15	0	0
584-0084	朝 日	上野	新沢 (シンザワ)	0.15	0	0
584-0085	朝 日	猿沢	ニレ沢 (ニレサワ)	0.15	0	1
584-0086	朝 日	猿沢	山下 (ヤマシタ)	0.09	2	0
584-0087	朝 日	桧原	坊山 (ボウヤマ)	0.36	0	0
584-0088	朝 日	薦川		0.36	0	0
584-0089	朝 日	薦川	滝沢 (タキサワ)	1.08	2	0
584-0090	朝 日	薦川		0.18	2	0

資料編

584-0091	朝 日	薦川		0.48	1	0
584-0092	朝 日	岩崩	沼田 (ヌマダ)	0.75	0	0
584-0093	朝 日	新屋	山沢 (ヤマザワ)	0.60	0	0
584-0094	朝 日	石住	沢の入 (サワノイリ)	0.36	5	0
584-0095	朝 日	小揚	後山 (アトヤマ)	0.06	14	0
584-0096	朝 日	高根	滝の上 (タキノウエ)	0.06	0	0
584-0097	朝 日	石住	中束 (ナカマラケ)	0.30	0	0
584-0098	朝 日	大須戸	馬頭前 (バトウマエ)	0.36	20	0
584-0099	朝 日	小揚	妙道 (ミョウドウ)	0.21	20	0
584-0100	朝 日	小揚	高窓 (タカマド)	0.27	32	0
584-0101	朝 日	高根	三ツ俣 (ミツマタ)	0.63	0	0
584-0102	朝 日	高根	四郎右ヱ門 (シロウエモン)	0.81	0	0
584-0103	朝 日	大須戸	上沢 (カミサワ)	0.27	4	0
584-0104	朝 日	高根	溜池 (タメイケ)	1.55	0	0
584-0105	朝 日	高根	小ヶ崎 (コガサキ)	0.06	0	0
584-0106	朝 日	高根	深沢 (フカサワ)	0.13	0	0
584-0107	朝 日	大須戸	上沢 (カミサワ)	0.12	6	1
584-0108	朝 日	高根	大ドヤ (オオドヤ)	3.99	0	0
584-0109	朝 日	大須戸	米ヶ沢 (ヨネガサワ)	1.67	1	0
584-0110	朝 日	布部	松山 (マツヤマ)	1.11	75	3
584-0111	朝 日	寺尾	大ハゲ (オオハゲ)	0.08	5	0
584-0112	朝 日	石住	淵の平 (フチノヒラ)	0.06	0	0
584-0113	朝 日	石住	向山 (ムカイヤマ)	0.09	1	0
584-0114	朝 日	小揚	上の山 (ウエノヤマ)	0.16	0	0
584-0115	朝 日	笹平	ハヘシリ (ハヘシリ)	0.06	2	0
584-0116	朝 日	笹平	ハヘシリ (ハヘシリ)	0.06	6	0
584-0117	朝 日	釜杭	段の沢 (ダンノサワ)	0.09	8	0
584-0118	朝 日	高根	与右ヱ門沢 (ヨエモンザワ)	2.72	0	0
584-0119	朝 日	高根	赤倉山 (アカクラヤマ)	0.25	0	0
584-0120	朝 日	高根	赤倉山 (アカクラヤマ)	0.37	0	0
585-0001	山 北	中浜	法名 (ホウミョウ)	4.83	0	1
585-0002	山 北	中浜	戸ノ入 (トノイリ)	3.15	30	1
585-0003	山 北	中浜	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	0.42	8	1
585-0004	山 北	府屋	寺沢 (テラサワ)	0.63	3	1
585-0005	山 北	杉平	下山 (シモヤマ)	0.15	0	0
585-0006	山 北	杉平	下山 (シモヤマ)	0.12	18	0
585-0007	山 北	杉平	上山 (カミヤマ)	0.27	14	0
585-0008	山 北	岩石	西山 (ニシヤマ)	1.05	15	0
585-0009	山 北	岩石	家ノ前 (イエノマエ)	1.47	5	0
585-0010	山 北	岩石	大岩石 (オオガンジキ)	2.40	1	0
585-0011	山 北	岩石	岩淵 (イワブチ)	6.60	0	0
585-0012	山 北	岩石	ウソウ (ウソウ)	2.25	0	0
585-0013	山 北	小俣	稲場 (イナバ)	0.96	21	0
585-0014	山 北	小俣	大水上 (オオミズカミ)	5.04	0	0
585-0015	山 北	小俣	長瀬 (ナガセ)	0.75	0	0
585-0016	山 北	小俣	土蔵 (ツチクラ)	6.30	0	0

資料編

585-0017	山北	雷	北山 (キタヤマ)	0.09	0	0
585-0018	山北	雷	川間 (カワマ)	1.89	0	0
585-0019	山北	雷	徳名沢 (トクナザワ)	0.75	0	0
585-0020	山北	雷	大平 (オオヒラ)	0.09	10	0
585-0024	山北	雷	大平 (オオヒラ)	0.06	0	0
585-0025	山北	雷	ウルシザワ	1.68	0	1
585-0026	山北	大代	ウルシダイ	1.68	0	0
585-0027	山北	大代	家ノ上 (イエノウエ)	2.16	0	0
585-0028	山北	大代	垣ノ内 (カキノウチ)	1.20	13	1
585-0029	山北	大代	熊口 (クマガチ)	1.44	0	0
585-0030	山北	小俣	マキ (マキ)	0.48	0	0
585-0031	山北	小俣	二ツ橋 (フタツバシ)	0.09	0	0
585-0032	山北	小俣	菖蒲平 (ショウブダイラ)	4.29	0	0
585-0033	山北	小俣	当ノ越 (トウノコシ)	1.89	10	0
585-0034	山北	遅郷	家ノ廻り (イエノマワリ)	1.08	9	0
585-0035	山北	中継	小ウト (コウト)	2.10	0	0
585-0036	山北	中継	狐畑 (キツネハタ)	4.62	10	0
585-0037	山北	中継	カフナ淵 (カフナブチ)	0.60	0	0
585-0038	山北	中継	ニレ沢 (ニレザワ)	0.12	0	0
585-0039	山北	中継	ニレ沢 (ニレザワ)	0.12	0	0
585-0040	山北	中継	ニレ沢 (ニレザワ)	3.36	0	0
585-0041	山北	中継	跡見坂 (アトミザカ)	0.05	0	0
585-0042	山北	中継	芦ノ平 (アシノタイラ)	0.54	0	0
585-0043	山北	中継	芦ノ平 (アシノタイラ)	0.75	0	0
585-0044	山北	中継	樽欠 (タルカケ)	17.82	0	0
585-0045	山北	中継	小ヒノ沢 (コヒノサワ)	1.35	0	0
585-0046	山北	中継		13.80	0	0
585-0047	山北	山熊田	通り前 (トオリマイ)	23.25	17	0
585-0048	山北	山熊田	フカフナ (フカフナ)	2.10	0	0
585-0049	山北	山熊田	シラタニ	5.46	0	0
585-0050	山北	中継	荒沢 (アラサワ)	3.60	0	0
585-0051	山北	中継	白須平 (シラスタイラ)	2.21	0	0
585-0052	山北	中継	芋沢 (イモザワ)	2.16	16	0
585-0053	山北	中継	アラヤ (アラヤ)	0.18	3	0
585-0054	山北	中継	カタチ (カタチ)	0.27	1	0
585-0055	山北	中継	長手沢 (ナガテザワ)	1.62	0	0
585-0056	山北	中継	大平野 (オオダイラノ)	0.18	10	0
585-0057	山北	中継	アラロ (アラクチ)	0.75	0	0
585-0058	山北	中継	ウロイ淵 (ウロイブチ)	0.06	0	0
585-0059	山北	朴平	コガワムカイ	0.06	0	0
585-0060	山北	朴平	ノエノシリ	0.06	2	0
585-0061	山北	朴平	イエノシノ	0.15	3	0
585-0062	山北	朴平	家ノ上 (イエノウエ)	0.18	0	0
585-0063	山北	朴平	蔵平 (クラダイラ)	0.30	0	0
585-0064	山北	朴平	トヤノ沢 (トヤノサワ)	0.45	0	0
585-0065	山北	朴平	山崎 (ヤマザキ)	0.18	0	0

資料編

585-0066	山北	荒川	境ノ沢 (サカイノザワ)	1.05	0	0
585-0067	山北	荒川	芋沢 (イモザワ)	1.26	0	0
585-0068	山北	荒川	サザイ谷 (サザイタニ)	0.45	0	0
585-0069	山北	荒川	小出沢 (コイデサワ)	0.05	0	0
585-0070	山北	荒川	西ノ沢 (ニシノサワ)	0.60	0	0
585-0071	山北	朴平	大田蔵 (オオタクラ)	0.84	0	0
585-0072	山北	朴平	田蔵 (タクラ)	0.06	0	0
585-0073	山北	朴平	ジャクツレ (ジャクツレ)	0.84	0	0
585-0074	山北	朴平	サカツメ (サカツメ)	0.54	0	0
585-0075	山北	荒川口	アケ (アケ)	2.88	8	0
585-0076	山北	荒川口	アケ (アケ)	0.45	4	0
585-0077	山北	荒川口	中沢 (ナカノサワ)	0.96	4	0
585-0078	山北	荒川口	ヲソノ淵 (ヲソフチ)	2.52	0	0
585-0079	山北	塔ノ下	坂見平 (サカミダイラ)	0.90	0	0
585-0080	山北	大谷沢	大蔵沢 (オオクラザワ)	2.16	0	0
585-0081	山北	大谷沢	西ノ沢 (ニシノサワ)	0.45	14	0
585-0082	山北	府屋	弓ヶ沢 (ユミガサワ)	2.40	3	1
585-0083	山北	府屋	西間瀬 (ニシマゼ)	1.80	6	1
585-0084	山北	府屋	漆沢 (ウルシザワ)	3.75	6	1
585-0085	山北	府屋	漆沢 (ウルシザワ)	0.90	0	1
585-0086	山北	府屋	前田 (マイダ)	9.90	0	1
585-0087	山北	碁石	桃木沢 (モモキザワ)	8.55	0	0
585-0088	山北	勝木	小田 (コダ)	0.45	25	1
585-0089	山北	上大蔵	小沢 (コザワ)	6.30	10	0
585-0090	山北	垣之内	山サキ (ヤマサキ)	0.36	5	0
585-0091	山北	垣之内	小鳥 (コトリ)	0.60	0	0
585-0092	山北	下大鳥	小沢 (コザワ)	1.05	10	0
585-0093	山北	下大鳥	サン平 (サンタイラ)	1.89	13	0
585-0094	山北	上大鳥	沢向 (サワムカイ)	2.16	14	0
585-0095	山北	上大鳥	笹沢 (ザルサワ)	1.89	0	0
585-0096	山北	上大鳥	ウノ渚 (ウノブチ)	0.63	0	0
585-0097	山北	中津原	梨子木平 (ナシノキダイラ)	1.68	0	0
585-0098	山北	中津原	サルツボ (サルツボ)	1.20	8	0
585-0099	山北	中津原	渚向 (フチムカイ)	1.89	0	0
585-0100	山北	北黒川	越沢 (コイサワ)	0.36	0	0
585-0101	山北	北黒川	大林 (オオバヤシ)	1.35	20	0
585-0102	山北	北黒川	黒滝 (クロタキ)	0.75	0	0
585-0103	山北	北中	木積場 (キツミバ)	6.60	0	0
585-0104	山北	北中	木積場 (キツミバ)	9.00	0	0
585-0105	山北	北中	髭ノ沢 (ヒゲノサワ)	2.10	0	0
585-0106	山北	北中	山田沢 (ヤマダサワ)	0.90	15	0
585-0107	山北	大沢	間欠 (マガキ)	0.90	12	0
585-0108	山北	大沢	明神前 (ミョウジンマエ)	0.18	0	0
585-0109	山北	大沢	社上沢 (シャガミザワ)	0.18	0	0
585-0110	山北	大沢	霜降平 (シモフリダイラ)	0.18	0	0
585-0111	山北	北中	蕨平 (ワラビダイラ)	4.20	0	0

資料編

585-0112	山北	中津原	川原口 (カワラグチ)	6.00	0	0
585-0113	山北	中津原	上ノ山 (ウエノヤマ)	0.45	0	0
585-0114	山北	中津原	沢口 (サワグチ)	0.60	19	0
585-0115	山北	北田中	元屋敷 (モトヤシキ)	10.35	0	1
585-0116	山北	北田中	家ノ上 (イエノウエ)	0.75	11	0
585-0117	山北	北赤谷	伊勢堂 (イセドウ)	5.70	12	0
585-0118	山北	北赤谷	十二下 (ジュウニシタ)	0.18	12	0
585-0119	山北	北赤谷	伊勢堂 (イセドウ)	0.06	0	0
585-0120	山北	板屋沢	姥沢 (ウバサワ)	2.10	19	1
585-0121	山北	板屋沢	伊勢堂 (イセドウ)	1.05	8	0
585-0122	山北	遠矢崎	ヒソ	2.31	13	0
585-0123	山北	間瀬	家ノ上 (イエノウエ)	0.60	11	0
585-0124	山北	鶺鴒泊	向山 (ムカイヤマ)	0.81	12	1
585-0125	山北	鶺鴒泊	行塚 (ユキヅカ)	1.20	0	1
585-0126	山北	鶺鴒泊	ライ落 (ライオトシ)	0.75	0	1
585-0127	山北	芦谷	桐平 (キリヒラ)	5.70	0	1
585-0128	山北	寒川	イチヤ谷 (イチヤタニ)	0.90	0	1
585-0129	山北	越沢	古越沢 (フルゴエサワ)	2.10	0	0
585-0130	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	1.20	0	0
585-0131	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	9.75	0	0
585-0132	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	0.54	0	0
585-0133	山北	越沢	桑ノ木平 (クワノキダイラ)	1.20	0	0
585-0134	山北	越沢	桑ノ木平 (クワノキダイラ)	0.48	0	0
585-0135	山北	越沢	男沢 (オトコザワ)	0.18	30	0
585-0136	山北	越沢	西ノ平 (ニシノダイラ)	0.60	30	0
585-0137	山北	越沢	六ノ沢 (ロクノサワ)	0.60	0	0
585-0138	山北	越沢	六ノ沢 (ロクノサワ)	0.27	0	0
585-0139	山北	越沢	熊ヶ沢 (クマガサワ)	0.18	0	0
585-0140	山北	越沢	六ノ沢 (ロクノサワ)	0.18	0	0
585-0141	山北	越沢	六ノ沢 (ロクノサワ)	0.27	0	0
585-0142	山北	越沢	六ノ沢 (ロクノサワ)	0.18	0	0
585-0143	山北	寒川	笹花 (ササバナ)	0.27	0	0
585-0144	山北	寒川	隠屋 (カクレヤ)	7.20	0	0
585-0145	山北	寒川	尼ヶ沢 (アマガサワ)	2.64	0	0
585-0146	山北	寒川	盗人沢 (ヌスツザワ)	0.63	0	0
585-0147	山北	寒川	戸沢 (トザワ)	0.75	0	0
585-0148	山北	寒川	家ノ裏 (イエノウラ)	0.18	6	0
585-0149	山北	寒川	家ノ裏 (イエノウラ)	0.14	15	0
585-0150	山北	寒川	大窪 (オオクボ)	0.63	14	1
585-0151	山北	脇川	松影 (マツカゲ)	2.10	0	1
585-0152	山北	脇川	稲耕地 (イナコウチ)	1.56	14	1
585-0153	山北	脇川	枝ノ沢 (エダノサワ)	0.30	4	1
585-0154	山北	脇川	十二平 (ジュウニダイラ) 留ノ上 (トメノウエ)	25.74	0	1
585-0155	山北	脇川	宝屋 (ホウヤ)	1.98	0	1
585-0156	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	0.75	0	1
585-0157	山北	今川	銀杏ノ木沢 (イチョウノサワ)	31.62	0	1

資料編

585-0158	山北	板貝	天王沢 (テンオウサワ) 神宮沢 (ジングウサワ)	20.40	22	1
585-0159	山北	板貝	住沢 (スミサワ)	0.27	0	1
585-0160	山北	板貝	住沢 (スミサワ)	0.18	0	1
585-0161	山北	笹川	向山 (ムコウアヤ) 前ノ山 (マエノヤマ)	19.80	15	1
585-0162	山北	桑川	北沢 (キタサワ)	0.12	0	1
585-0163	山北	桑川	梁ヶ沢 (ハリガサワ)	2.04	12	1
585-0164	山北	桑川	白岩沢 (シライワサワ)	0.36	10	1
585-0165	山北	浜新保	茶園 (チャエレン)	23.79	18	1
585-0166	山北	雷	坂ノ上 (サカノウエ)	0.54	30	
585-0167	山北	雷	峠下 (トウゲシタ)	0.84	0	0
585-0169	山北	小俣	十二ノ前 (ジュウニノマエ)	0.48	0	0
585-0170	山北	小俣	十二ノ前 (ジュウニノマエ)	0.90	0	0
585-0171	山北	小俣	赤坂 (アカサカ)	1.05	0	0
585-0172	山北	下大蔵	カヤノキ平 (カヤノキヘ)	1.08	15	0
585-0173	山北	長坂	家ノ越 (イエノコシ)	0.18	6	0
585-0174	山北	下大鳥		0.27	6	0
585-0175	山北	北中	木積場 (キツミバ)	0.84	0	0
585-0176	山北	北中	木積場 (キツミバ)	0.60	0	0
585-0177	山北	北中	木積場 (キツミバ)	0.45	0	0
585-0178	山北	北中	木積場 (キツミバ)	0.84	0	0
585-0179	山北	北中	木積場 (キツミバ)	1.05	0	0
585-0180	山北	北中	木積場 (キツミバ)	0.90	0	0
585-0181	山北	大毎	吉祥嶽 (キチジョウタケ)	3.00	50	0
585-0182	山北	立島	水上 (ミズカミ)	0.75	0	1
585-0183	山北	越沢	洗沢	2.10	0	0
585-0184	山北	越沢	洗沢	8.40	0	0
585-0185	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	0.36	0	0
585-0186	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	0.36	0	0
585-0187	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	0.24	0	0
585-0188	山北	寒川		1.68	0	0
585-0189	山北	塔ノ下	家ノ後口 (イノシロ)	0.36	23	1
585-0190	山北	勝木	カウマ (カウマ)	0.18	15	1
585-0191	山北	芦谷	家ノ上 (イエノウエ)	0.24	21	0
585-0192	山北	越沢	ヒソノ沢 (ヒソノサワ)	2.25	0	0
585-0193	山北	堀之内	上ノ山 (ウエノヤマ)	0.09	5	0
585-0194	山北	杉平	上山 (カミヤマ)	0.60	2	0
585-0195	山北	遅郷	セノ上 (セノウエ)	0.09	9	0
585-0196	山北	遅郷	セノ上 (セノウエ)	0.08	5	0
585-0197	山北	山熊田	橋向 (ハシムコウ)	0.90	16	1
585-0198	山北	中継	水ヶ沢 (ミズガサワ)	0.18	8	0
585-0199	山北	中継	大平野 (オオダイラノ)	0.36	0	0
585-0200	山北	荒川	川平 (コウデイ)	0.27	0	0
585-0201	山北	荒川	沢入 (サワイリ)	0.15	3	0
585-0202	山北	荒川口	小峠 (コトウゲ)	0.18	11	0
585-0203	山北	荒川口	松葉沢 (マツワサワ)	0.09	11	0

資料編

585-0204	山北	府屋	西間瀬 (ニシマゼ)	0.24	0	0
585-0205	山北	下大島	小沢 (コザワ)	0.24	5	0
585-0206	山北	北中	萩ノ平 (ハギノタイラ)	0.23	0	0
585-0207	山北	北中	木積場 (キツミバ)	0.18	0	0
585-0208	山北	北中	赤沢 (アカサワ)	2.88	0	0
585-0209	山北	上大蔵	カマ沢 (カマザワ)	0.12	0	0
585-0210	山北	立島	松木平 (マツキダイラ)	0.24	0	0
585-0211	山北	立島	庄司ヶ沢 (ショウジガサワ)	0.84	6	0
585-0212	山北	立島	別当沢 (ベツトウサワ)	0.30	2	0
585-0213	山北	立島	川内沢 (カノウチサワ)	0.03	0	0
585-0214	山北	間瀬	白石 (シロイシ)	0.15	0	0
585-0215	山北	間瀬	深沢 (フカサワ)	0.21	0	0
585-0216	山北	間瀬	堤 (ツツミ)	0.30	0	0
585-0217	山北	寝屋	相ノ沢 (アイノサワ)	0.21	0	0
585-0218	山北	板貝	住沢 (スミサワ)	0.27	2	0
585-0219	山北	板貝	住沢 (スミサワ)	0.12	3	1
585-0220	山北	浜新保	宮ノ上 (ミヤノウエ)	0.68	10	1
585-0221	山北	中津原	沢口 (サワグチ)	0.24	7	0
585-0222	山北	桑川	チセイレン	3.60	18	1
585-0223	山北	北中	木積場 (キツミバ)	1.26	0	0
585-0224	山北	立島	竹ノ沢 (タケノサワ)	0.06	5	0
585-0225	山北	山熊田	大日沢 (ダイニチザワ)	1.26	17	0
585-0226	山北	大沢		1.11	0	0
585-0227	山北	雷		0.45	27	0
585-0228	山北	朴平	中面沢 (ナカツザワ)	0.54	32	0
585-0229	山北	下大蔵	家ノ沢 (イエノサワ)	0.07	6	0
585-0230	山北	朴平	家ノ下 (イエノシモ)	0.08	22	1
585-0231	山北	雷	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	0.09	22	2
585-0232	山北	上大島		0.04	0	0
585-0233	山北	中津原	シンサハ (シンサハ)	0.11	0	0
585-0234	山北	北中	赤沢 (アカサワ)	0.15	0	0
585-0235	山北	北中	荒田 (アラタ)	0.06	0	0
585-0236	山北	北黒川	大里平 (オオサトダイラ)	0.12	3	0
585-0237	山北	寒川	シラデザワ	0.07	0	0
585-0238	山北	寒川	シラデザワ	0.08	0	0
585-0239	山北	寒川	シラデザワ	0.10	0	0
585-0241	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	0.10	0	0

資料編

(5) なだれ発生危険箇所数

地区名	国土交通省				林野庁		
	雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
	箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
村上	20	442	4	12	3		1
荒川	3	48					1
神林	5	48					8
朝日	24	232	6	8			12
山北	72	1180	4	11	1		10
計	124	1950	14	31	4	1	32

(注)

<雪崩危険箇所関係>

1 国土交通省所管分について

- (1) 「平成 12 年度調査（平成 16 年度公表）雪崩危険箇所調査表」（砂防課）による。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。
- (3) 「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が 5 戸以上又は 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所
- (4) 「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が 1～4 戸ある箇所。
- (5) 「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

2 林野庁所管分について

- (1) 「なだれ危険箇所調査（平成 24 年度末現在）：治山課」による。
- (2) 国有林内のなだれ危険箇所および、民有林内のなだれ危険箇所を上記調査表に記載。

雪崩危険箇所Ⅰ（国土交通省所管）

箇所番号	危険箇所名	市町村	地名	保全対象
				人家戸数
212. 01	愛宕山 1	村 上	羽黒町	25
212. 02	青山 1	村 上	浜新田	27
212. 03	馬下	村 上	農山	39
212. 04	早川	村 上	浦田	13
212. 05	吉浦 1	村 上	宮脇	24
212. 06	間島	村 上	小口甲	11
212. 07	下山田	村 上	朱沢	8
212. 08	二之町	村 上	二之町	141
212. 09	源十郎 1	村 上	源十郎	28
212. 10	宮ノ前	村 上	岩ヶ崎	14
212. 11	吉浦 2	村 上	吉浦	10
212. 13	大月	村 上	大月	20
212. 14	源十郎 2	村 上	源十郎	14
212. 15	源十郎 3	村 上	源十郎	16
212. 16	羽下ヶ淵 1	村 上	羽下ヶ淵	15
212. 18	羽下ヶ淵 3	村 上	羽下ヶ淵	6
212. 19	下渡	村 上	下渡	6
212. 20	青山 2	村 上	浜新田	8
212. 21	青山 3	村 上	浜新田	17
212. 23	羽黒町	村 上	羽黒町	
582. 01	貝附 1	荒 川	大山	19
582. 02	貝附 2	荒 川	大山	20
582. 03	貝附 3	荒 川	大山	9

資料編

583. 01	小岩内	神 林	永居	7
583. 05	家/前	神 林	山田	8
583. 07	城/下	神 林	城/下	16
583. 08	湯/沢	神 林	湯/沢	9
583. 09	指合	神 林	指合	8
584. 01	笹平 1	朝 日	瑞雲	19
584. 02	高根	朝 日	笹林 (高根)	
584. 03	関口 1	朝 日	寺山 (関口)	5
584. 04	川下	朝 日	蒲萄	11
584. 06	千縄	朝 日	千縄	31
584. 08	薦川	朝 日	薦川	6
584. 09	寺尾 1	朝 日	寺尾	17
584.10	宮/下	朝 日	宮/下	28
584.11	下中島	朝 日	下中島	18
584.12	荒沢 1	朝 日	荒沢	8
584.13	屋敷添	朝 日	蒲萄	5
584.14	荒沢 2	朝 日	荒沢	11
584.15	関口 2	朝 日	寺山 (関口)	12
584.16	関口 3	朝 日	寺山 (関口)	6
584.17	北大平 1	朝 日	北大平	8
584.19	小揚 2	朝 日	小揚	9
584.20	小揚 3	朝 日	小揚	5
584.21	小揚 4	朝 日	小揚	11
584.22	寺尾 2	朝 日	寺尾	6
584.23	猿沢 1	朝 日	猿沢	
584.24	猿沢 2	朝 日	猿沢	
584.26	岩崩	朝 日	岩崩	
584.27	茎太	朝 日	茎太	4
584.28	高根 2	朝 日	高根	12
585. 01	山熊田 1	山 北	岩野	22
585. 02	荒川口 1	山 北	荒川口	14
585. 03	荒川 1	山 北	荒川	12
585. 04	北田中	山 北	北田中	12
585. 05	伊具野	山 北	カキノ内	9
585. 07	温出	山 北	屋敷添	9
585. 09	笹川 1	山 北	坂/上	27
585.10	杉平	山 北	山崎	23
585.11	遅郷	山 北	瀬/上	10
585.12	岩石 1	山 北	家/前	16
585.13	塔/下 1	山 北	屋敷添	12
585.14	朴平 1	山 北	屋敷添	21
585.15	小俣 1	山 北	加口田	21
585.16	大代 1	山 北	家ノ上	5
585.17	中津原 1	山 北	サルツボ	9
585.18	興屋	山 北	興産	5
585.19	中継 1	山 北	新里	18
585.20	大沢	山 北	家ノ上	9
585.22	鵜泊	山 北	屋敷添	28
585.23	寝屋	山 北	寝屋平	61
585.24	出戸	山 北	出戸	32
585.25	碁石	山 北	碁石	8
585.26	勝木	山 北	アラタ	20

資料編

585. 27	間瀬	山北	入ノ平	8
585. 28	大蔵	山北	屋敷	15
585. 29	立島	山北	宮田	12
585. 30	長坂	山北	家ノ前	9
585. 31	北赤谷 1	山北	トビサワ	10
585. 32	下大鳥	山北	家ノ前	6
585. 33	芦谷	山北	家ノ上	15
585. 34	寒川 1	山北	浜山	50
585. 35	今川	山北	天神下	35
585. 36	板貝	山北	上山	18
585. 37	雷	山北	雷	22
585. 38	脇川 1	山北	脇川	43
585. 39	大谷沢 2	山北	向山	8
585. 40	大谷沢 3	山北	向山	22
585. 42	塔ノ下 3	山北	屋敷添	9
585. 43	岩石 2	山北	家の前	9
585. 44	小俣 2	山北	加口田	41
585. 45	大代 2	山北	家の上	10
585. 46	荒川口 2	山北	荒川口	16
585. 47	朴平 2	山北	朴平	27
585. 48	中継 2	山北	中継	2
585. 49	中継 3	山北	中継	20
585. 50	中継 4	山北	中継	11
585. 51	山熊田 2	山北	山熊田	15
585. 53	山熊田 4	山北	山熊田	12
585. 54	下大蔵	山北	下大蔵	16
585. 55	板屋沢 1	山北	板屋沢	11
585. 56	板屋沢 2	山北	板屋沢	10
585. 58	北赤谷 2	山北	北赤谷	8
585. 59	中津原 2	山北	中津原	14
585. 60	荒川 2	山北	荒川	8
585. 61	寒川 2	山北	浜山	13
585. 62	寒川 3	山北	浜山	14
585. 63	脇川 2	山北	脇川	25
585. 64	笹川 2	山北	笹川	13
585. 65	桑川 1	山北	桑川	16
585. 66	桑川 2	山北	桑川	4
585. 67	桑川 3	山北	桑川	13
585. 68	浜新保 1	山北	浜新保	11
585. 69	浜新保 2	山北	浜新保	31
585. 70	越沢	山北	越沢	58
585. 71	下大蔵 2	山北	下大蔵	12
585. 72	下大鳥 2	山北	下大鳥	6
585. 73	垣ノ内	山北	垣ノ内	3
585. 75	荒川口 3	山北	荒川口	12
585. 76	上大蔵	山北	上大蔵	5
585. 77	上大鳥	山北	上大鳥	14
585. 78	半太平	山北	中継	8
585. 80	雷 2	山北	雷	7

資料編

雪崩危険箇所Ⅱ（国土交通省所管）

箇所番号	危険箇所名	地区名	地名	保全対象
				人家戸数
212.12	吉浦3	村上	宮脇	2
212.17	羽下ヶ淵2	村上	羽下ヶ淵	3
212.22	愛宕山2	村上	羽黒町	4
212.25	大栗田	村上	大栗田	3
584.05	小揚1	朝日	小揚	3
584.25	中小屋	朝日	蒲萄	1
584.29	三面	朝日	三面	1
584.30	薦川2	朝日	薦川	1
584.31	薦川3	朝日	薦川	1
584.32	布部	朝日	布部	1
585.08	大谷沢1	山北	向山	2
585.57	板屋沢3	山北	板屋沢	4
585.74	岩石3	山北	岩石	3
585.79	北黒川	山北	北黒川	2

雪崩危険箇所Ⅲ（国土交通省所管）

箇所番号	危険箇所名	地区名	地名
212.24	下渡2	村上	下渡
212.26	大平1	村上	大平
212.27	大平2	村上	大平
585.52	山熊田3	山北	山熊田

雪崩危険箇所（林野庁）

箇所番号		危険箇所名	地区名	所有区分			施工状況	
市町村	調査			国	民	他	治山	その他
212	1	羽黒町	村上		○		未成	
582	1	見附 福事沢	荒川町		○			
583	1	飯岡 上屋敷	神林		○			
583	2	飯岡 上の山	神林		○			完成
583	4	小岩内 永居	神林		○			
583	5	河内 姫田沢	神林		○		一部既成	未完成
583	6	南大平 城ノ下	神林		○			
583	7	南大平 川向	神林		○			
583	8	志田平 屋敷添	神林		○			
583	9	河内 上平	神林		○		一部既成	
584	1	荒沢 南山	朝日		○		既成	
584	2	猿田 横溝	朝日		○			
584	3	高根 ヨシ谷	朝日		○		一部既成	完成
584	4	関口 石坂	朝日		○		一部既成	
584	5	薦川 雁沢	朝日		○		未成	
584	12	笹平 ハヘシリ	朝日		○			
584	13	小揚 八ツ橋	朝日		○		既成	
584	14	小揚 角沢	朝日		○			完成
584	20	薦川 日陰	朝日		○		未成	
584	21	関口 寺沢	朝日		○		既成	
584	22	高根 笹林	朝日		○			

資料編

584	23	大須戸 上沢	朝日		○		一部既成	
585	2	雷 大平	山北		○		未成	
585	5	岩石 ウソウ	山北		○			未完成
585	7	中継 興屋	山北		○		未成	
585	27	大代 熊口	山北		○			完成
585	29	雷 宮ノ沢	山北		○		未成	未完成
585	30	山熊田 岩野	山北		○		未成	完成
585	33	塔ノ下 大淵	山北		○			
585	34	荒川口 越ノ下	山北		○			未完成
585	35	中継 川平	山北		○			完成
585	36	中継 跡見坂	山北		○			

資料5 重要水防箇所評定基準

(1) 重要水防箇所評定基準

(1) - 1 河川関係

区分種別	重要度			要注意区間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	A区間で特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面		現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり		法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工箇所。 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で所要の対策が未施工の箇所。	
漏水		漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所です。所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡				新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は、旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。	

(「平成25年度新潟県水防計画」による)

資料編

(1) - 2 海岸関係

種別 \ 区分	水防上 最も重要な区間 A	次に 重要な区間 B	やや 危険な区間 C
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域。	堤防高は計画堤防高である注意を要する区域。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの、又はその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置講じられた実績があるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域。
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 波消等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前が面洗掘の危険がある場合。	汀線が安定して洗掘の恐れがないと考えられるが注意を要する区域。
堤体の強度	施工してから年数がたち全体的に破損し又過去に大きな破損の実績があるもの。	施工してから年数がたち堤体に破損があるもの。 又は、その恐れが十分あるもの。	近年施工したものであるが注意を要する区域。

(「平成 25 年度新潟県水防計画」による)

資料編

(2) - 1 河川関係重要水防箇所 (国土交通省直轄河川)

① 荒川の重要水防箇所 (右岸)

河川名	箇所番号	位置			河口からの距離			管理団体	重要度		要留意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
		都市	町村	大字	距離		A		B					
					(自○km±○m)	～				至○km±○m)				
荒川	R1	村上		塩谷	-0.25km	～	-0.25km+206m	村上市		206m		H,W.L 堤 流下能力不足	堀川逆流、越水 堤防決壊	蛇籠張工 積み土のう工
	R2	村上		塩谷	-0.25km+206m	～	0.0km	村上市		85m		H,W.L 堤	堀川逆流、越水	蛇籠張工、 積み土のう工
	R3	村上		塩谷	0.0km	～	0.75km	村上市		772m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R4	村上		塩谷	0.75km	～	1.0km	村上市		251m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	R5	村上		塩谷～ 荒川縁	1.0km	～	1.75km	村上市		799m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R6	村上		荒川縁 新田	1.75km	～	3.0km	村上市		1,248m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	R7	村上		葛籠山	4.25km		4.5km+230m	村上市		491m		水衝部、洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
	R8	村上		葛籠山 ～川部	4.75km		4.75km+150m	村上市			150m	破堤跡		
	R9	村上		川部	5.5km		6.25km	村上市			758m	破堤跡		
	R10	村上		川部	8.0km		8.0km+88m	村上市		88m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	R11	岩船	関川	大島	10.25km+14m	～	10.25km+100m	関川村		86m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	R12	岩船	関川	大島	10.25km+100m	～	10.75km+200m	関川村		562m		流下能力不足 法崩れ	堤防決壊	積み土のう工 蛇籠張工、木流し工
	R13	岩船	関川	大島	10.75km+200m	～	10.75km+246m	関川村		46m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R14	岩船	関川	大島	10.75km+246m	～	10.75km+321m	関川村		75m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	R15	岩船	関川	大島	10.75km+321m	～	11.0km	関川村		298m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R16	岩船	関川	大島～ 小見前	11.0km	～	13.25km+200m	関川村		2,394m		漏水	堤防決壊	積み土のう工
	R17	岩船	関川	小見前 新田	13.25km+200m	～	13.75km	関川村			313m	破堤跡		
	R18	岩船	関川	高瀬	16.5km+10m		17.25km	関川村		629m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	R19	岩船	関川	高瀬	17.25km		17.5km	関川村		239m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R20	岩船	関川	高瀬	18.25km		18.5km	関川村			236m	破堤跡		
右岸 小計									箇所 m	16箇所 8,269m	4箇所 1,457m	20箇所 9,726m		

資料編

② 荒川の重要水防箇所（左岸）

河川名	箇所番号	位置				管理団体	重要度		要留意区間	現況	予想される危険	対策水防工法		
		郡市	町村	大字	河口からの距離		A	B						
					(自○km±○m)								～	至○km±○m)
荒川	L1	村上		海老江～鳥屋	0.25km	～	2.75km	村上市		2,461m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L2	村上		大津～佐々木	3.5km+100m	～	4.0km	村上市		400m		水衝部・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
	L3	村上		大津～佐々木	4.0km	～	4.25km	村上市		261m		水衝部・洗掘 流下能力不足	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工 積み土のう工
	L4	村上		荒島	6.25km	～	7.5km	村上市		1,281m	破堤跡			
	L5	村上		荒島	7.75km	～	7.75km+188m	村上市		188m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L6	村上		貝附	9.25km+150m	～	9.75km+67m	村上市		394m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L7	村上岩船	関川	貝附～大島	9.75km+132m	～	11.25km	村上市 関川村		1,402m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L8	村上岩船	関川	小見～上関	14.25km	～	14.75km	関川村		452m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L9	村上岩船	関川	上関	15.25km	～	15.75km	関川村		493m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L10	村上岩船	関川	上関	16.5km+50m	～	17.25km	関川村		819m		水衝部・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
	L11	村上岩船	関川	上関	17.25km	～	17.5km	関川村		367m		流下能力不足 水衝部・洗掘	堤防決壊	積み土のう工 蛇籠張工、木流し工
	L12	村上岩船	関川	上関～下川口	17.5km	～	17.75km	関川村		441m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L13	村上岩船	関川	上関～下川口	17.75km+99m	～	17.75km+217m	関川村		118m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
左岸小計								箇所 m	12箇所 7,796m	1箇所 1,281m		13箇所 9,077m		
荒川合計								箇所 m	28箇所 16,065m	5箇所 2,738m		33箇所 18,803m		

※ 平成 23 年度の横断測量データを活用

資料編

(2) - 2 河川関係重要水防箇所 (県管理)

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	区域箇所 図No.	
				郡市	町村	大字		重点区間	A	B					
一級河川															
33	荒川	2	烏川	村上		坂町 十文字	堤防高 (流下能力)			右 790 左 790		越水	積み土のう工	③	
							(小計)			(2) 1,580					
				村上		坂町 春木山	堤防高 (流下能力)			右 1,245 左 1,105		越水	積み土のう工	④	
		6	春木山 大沢川				(小計)			(2) 2,350					
				村上		牛屋	堤防高 (流下能力)			左 395		越水	積み土のう工	⑤	
				村上		松沢	堤防高 (流下能力)			右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工	⑥	
							(小計)			(3) 3,595					
		19	桂川	岩船	関川	桂	堤防高 (流下能力)	右 100 左 110	右 100 左 110		越水	積み土のう工	⑦		
							(小計)	(2) 210	(2) 210						
		20	太田沢川	岩船	関川	高田	堤防断面				左 450	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工、	⑧	
							(小計)				(1) 450				
		23	藤沢川	岩船	関川	中東	堤防高 (流下能力)				右 170	越水	積み土のう工	⑨	
							(小計)				(1) 170				
		24	中東川	岩船	関川	中東	堤防高 (流下能力)				右 190 左 240	越水	積み土のう工	⑩	
(小計)									(2) 430						
27	赤谷川	岩船	関川	赤谷	堤防高 (流下能力)				右 590 左 520	越水	積み土のう工	⑪			
					(小計)				(2) 1,110						
二級河川															
2	大川	1	大川	村上		堀之内 温出	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘			右 750		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	⑫	
				村上		大谷沢	水衝・洗掘			左 80	越水 欠壊	木流し工	⑬		
				村上		温出	水衝・洗掘			右 390	欠壊	木流し工	⑭		
							(小計)			(3) 1,220					
		2	大谷川	村上	大谷沢	堤防高 (流下能力)				右 440 左 560	越水	積み土のう工	⑮		
						(小計)				(2) 1,000					
		3	小俣川	村上	岩石	堤防高 (流下能力)				右 400	越水	積み土のう工	⑯		
						村上		遅郷	水衝・洗掘			左 200	欠壊	木流し工	⑰
									(小計)			(2) 600			
		4	水上沢川	村上	小俣	堤防高 (流下能力)				右 30 左 90	越水 欠壊	積み土のう工	⑱		
						(小計)				(2) 120					
		6	中継川	村上	塔ノ下	堤防高 (流下能力)				右 200	越水	積み土のう工	⑲		
						村上		荒川口	水衝・洗掘			左 100	欠壊	木流し工	⑳
						村上		半太平	堤防高 (流下能力)			右 100	越水	積み土のう工	㉑
									(小計)			(3) 400			
		7	荒川	村上	荒川	堤防高 (流下能力)				右 150 左 150	越水 欠壊	積み土のう工	㉒		
(小計)								(2) 300							
4	碁石川	1	碁石川	村上		碁石	堤防高 (流下能力)			右 640 左 640	越水 欠壊	積み土のう工	㉓		
							(小計)			(2) 1,280					

資料編

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	区域箇所 図No.		
				郡市	町村	大字		重点区間	A	B						
5	勝木川	1	勝木川	村上		北赤谷	堤防高 (流下能力)			左 100		越水	積み土のう工	㉔		
				村上		上大蔵	堤防高 (流下能力)			右 50		越水	積み土のう工	㉕		
				村上		中津原	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘			右 50		越水 欠壊	積み土のう工	㉖		
							(小計)			(3) 200						
		5	大毎川	村上		北中	水衝・洗掘			右 30		欠壊	木流し工	㉗		
				村上		大毎	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘			右 450 左 240		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㉘		
					(小計)			(3) 720								
6	葡萄川	1	葡萄川	村上		寒川	堤防高 (流下能力)			左 360		越水	積み土のう工	㉙		
				村上		寒川	水衝・洗掘			左 480		越水 欠壊	木流し工	㉚		
				村上		越沢	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘			右 470 左 310		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㉛		
				村上		中小屋	水衝・洗掘			右 520 左 620		欠壊	木流し工	㉜		
							(小計)			(6) 2,760						
		2	水無川	村上		寒川	堤防高 (流下能力)			右 30		越水	積み土のう工	㉝		
							(小計)			(1) 30						
7	脇川	1	脇川	村上		脇川	堤防高 (流下能力)			右 170 左 240		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㉞		
							(小計)			(2) 410						
8	笹川	1	笹川	村上		笹川	堤防高 (流下能力)			左 70		越水	積み土のう工	㉟		
							(小計)			(1) 70						
10	桑川	1	桑川	村上		桑川	堤防高 (流下能力)			右 50 左 350		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㊱		
							(小計)			(2) 400						
12	大川	1	大川	村上		柏尾	堤防高 (流下能力)			右 65 左 65		越水	積み土のう工	㊲		
							(小計)			(2) 130						
13	三面川	1	三面川	村上		瀬波	堤防高 (流下能力)			左 300		越水	積み土のう工	㊳		
				村上		羽下ヶ淵	堤防高 (流下能力)			右 920		越水	積み土のう工	㊴		
				村上		下新保	水衝・洗掘			左 400		欠壊	木流し工	㊵		
				村上		岩沢	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘			右 1,300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㊶		
				村上		茎太	堤防高 (流下能力)			左 200		越水	積み土のう工	㊷		
							(小計)			(5) 3,120						
		2	門前川	村上		大栗田	堤防高 (流下能力)			左 100		越水	積み土のう工	㊸		
							(小計)			(1) 100						
		3	山田川	村上		下山田	堤防高 (流下能力)			右 270 左 270		越水	積み土のう工	㊹		
							(小計)			(2) 540						
		4	小谷川	村上		天神岡	水衝・洗掘			右 20 左 20		欠壊	木流し工	㊺		
							(小計)			(2) 40						
		5	高根川	村上		中原		岩沢	水衝・洗掘			左 1,390		欠壊	木流し工	㊻
						村上		高根	堤防高 (流下能力)			右 200 左 200		欠壊	積み土のう工	㊼
							(小計)			(2) 1,790						

資料編

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	区域箇所 図No.						
				郡市	町村	大字		重点区間	A	B										
13	三面川	6	前の川	村上		猿沢	堤防高 (流下能力)	右 350		右 660		越水	積み土のう工 木流し工	52						
							(小計)	(2) 700		(2) 1,320										
		8	関口沢内川	村上		関口	堤防高 (流下能力)		右 640		左 640		越水	積み土のう工	53					
							(小計)		(2) 1,280											
		12	荒沢川	村上		荒沢	堤防高 (流下能力)				左 150		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	55					
							(小計)			(1) 150										
		14	長津川	村上		能登	堤防断面 (流下能力)				左 540		越水	積み土のう工	56					
							村上	笹平	水衝・洗掘		右 460					欠壊	木流し工	57		
									村上	釜杭	水衝・洗掘								右 880	
		(小計)		(4) 2,240																
		15	新屋沢内川	村上		石住	堤防高 (流下能力)		右 140		左 470		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	59					
							(小計)		(2) 610											
		16	薦川	村上		猿田	堤防高 (流下能力)				右 40		越水	積み土のう工	60					
							村上	布部	堤防高 (流下能力)		左 500					越水	積み土のう工	60		
									(小計)		(1) 540									
		18	小揚川	村上		小揚	水衝・洗掘				左 100		欠壊	木流し工	61					
							村上	小揚	堤防高 (流下能力)		右 480					越水	積み土のう工	62		
									(小計)		(2) 580									
29	茎太川	村上		茎太	堤防高 (流下能力)				左 200		越水	積み土のう工 木流し工	63							
					(小計)		(1) 200													
14	石川	1	石川	村上		岩船	堤防高 (流下能力)		左 300			越水	積み土のう工	64						
							村上	三日市 八日市	(右)堤防高 (流下能力)		右 370					越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	65		
									村上	下助淵 下潟端	堤防高 (流下能力) 堤防断面				右 800 左 800				右 520 左 520	
							村上	下潟端 大塚			堤防高 (流下能力) 漏水					右 1,100 左 1,100		越水 欠壊	積み土のう工 月の輪工	67
									村上	上潟端 上助淵	堤防高 (流下能力) 堤防断面					右 980 左 980				
							村上	指合			堤防高 (流下能力) 堤防断面					右 80 左 110		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	69
									(小計)	(2) 1,600	(8) 5,500				(2) 560					
		2	百川	村上		飯岡 九日市	堤防高 (流下能力)	右 600	右 1,100		左 600		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	70					
							村上	桃川	堤防高 (流下能力)							右 530		越水	積み土のう工	71
									村上	桃川	堤防高 (流下能力)									
							(小計)	(1) 600			(1) 1,100	(3) 1,210								
		3	笛吹川	村上		小口川 高御堂	堤防高 (流下能力)		右 2,300 左 2,300				越水	積み土のう工	73					
(小計)							(2) 4,600													
一級河川計							(2) 210	(2) 210	(13) 9,685											
二級河川計							(5) 2,900	(12) 12,480	(69) 22,640											
管内合計							(7) 3,110	(14) 12,690	(82) 32,325											

資料編

(2) - 3 海岸関係重要水防箇所

海岸名	位置			評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法	区域箇所 図No.
	郡市	町村	大字								
神林	村上		塩谷	洗掘	672			脚部洗掘	洗掘	ブロック投入	74
瀬波	村上		瀬波	洗掘			1,747	脚部洗掘	洗掘	ブロック投入	75
岩ヶ崎	村上		岩ヶ崎	堤防高			70	水防上注意	越波、洗掘	ブロック投入	76
吉浦川	村上		岩ヶ崎	洗掘		111	399	水防上注意 脚部洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	77
大月	村上		大月	洗掘	60	388		水防上注意 脚部洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	78
野湯	村上		野湯	水衝箇所			1,043	水防上注意	越波、洗掘	ブロック投入	79
間島	村上		間島	水衝箇所		240	160	脚部洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	80
柏尾	村上		柏尾	洗掘 堤体の強度	50	350		水防上注意 護岸脆弱	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	81
吉浦川	村上		吉浦川	水衝箇所			1,571	脚部洗掘	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	82
馬下	村上		馬下	水衝箇所			295	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	83
浜新保	村上		浜新保	水衝箇所	150		450	脚部洗掘	洗掘	ブロック投入	84
桑川	村上		桑川	水衝箇所 堤体の強度		290	796	脚部洗掘 護岸脆弱	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	85
板貝	村上		板貝	洗掘			300	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	86
今川	村上		今川	水衝箇所			400	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	87
脇川	村上		脇川	水衝箇所			150	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	88
脇川松影 浜平地先	村上		脇川	堤体の強度	354			護岸脆弱	崩壊	ブロック投入	88-1
寒川	村上		寒川	洗掘			1,249	護岸脆弱	崩壊	ブロック投入	89
芦谷	村上		芦谷	水衝箇所			400	脚部洗掘	崩壊	ブロック投入	90
寝屋	村上		出戸	水衝箇所		48	261	水防上注意	崩壊	ブロック投入	91
基石	村上		基石	水衝箇所			300	水防上注意	崩壊	ブロック投入	92
府屋	村上		府屋	水衝箇所			1,347	水防上注意	洗掘	ブロック投入	93
中浜	村上		中浜	水衝箇所	150	70	704	前面洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	94
内浦	岩船	粟島浦	内浦	洗掘		180	494	水防上注意 脚部洗掘	脚部洗掘	ブロック投入	95
合計					(6) 1436	(8) 1677	(19) 12,136				

資料編

(3) 水防上巡視を必要とする構造物

(国土交通省)

河川名	位 置					管理団体	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法		
	箇所 番号	郡市	町 村	大 字	河口からの距離									
					(自○km±○m								～	至○km±○m)
荒 川	①	村上		(左) 荒川縁新田 (右) 福田	左1.0k+70M 右1.0km+40m 旭橋	～				桁下高不足	せき上げ	巡視強化		

※ 桁下高不足…桁下高が状況河道における計画高水流量規模洪水の水位以下となる箇所

(新潟県)

水系名	河川名	位 置 郡 市	町 村	大 字	構造物名	構造物の設置者名 (管理者名)	予想される危険
三面川	長津川	村上		釜 杭	(自動転倒堰) 釜杭頭首工	三面川沿岸 土地改良区 0254-53-1713	転倒堰復元不能

資料編

資料6（1）村上市が定める災害発生危険箇所

河川災害発生危険箇所（村上市）

河川名	位置		現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
	位置	大字		重点区間	A	B			
田沢川	村上	菅沼	堤防高			右350 左350		越水	積み土のう工
滝矢川	村上	平林	堤防断面 (流下能力)			右290 左290		越水	積み土のう工

土石流発生危険箇所（村上市）

河川名	延長	流域面積	区間	水系	備考
庄右エ門川	L=1,400m	0.5Km ²	大須戸	三面川	
角岩川	L=1,300m	0.5Km ²	大須戸	三面川	
滝下川	L=1,400m	0.4Km ²	小須戸	三面川	
大沢川	L=500m	0.2Km ²	寺尾	三面川	
築城川	L=800m	0.2Km ²	中原	三面川	
塩口川	L=1,000m	0.1Km ²	布部	三面川	
ウタンソー川	L=300m	0.2Km ²	岩崩	三面川	
釜杭川	L=800m	0.5Km ²	釜杭	三面川	
角沢川	L=800m	0.1Km ²	小揚	三面川	
大沢川	L=600m	0.5Km ²	千縄	三面川	
小山川	L=600m	0.1Km ²	高根	三面川	
明神川	L=2,500m	1.7Km ²	蒲萄	三面川	
桂川	L=500m	0.9Km ²	猿田	三面川	

資料編

資料7 (1) 新潟県 緊急輸送道路一覧表 (緊急輸送道路ネットワーク計画 起・終点表)

平成21年4月1日現在

区分 1:第1次 2:第2次 3:第3次	道路種別 1:高速自動車国道 2:国道(指定) 3:国道(指定外) 4:主要地方道 6:一般県道 7:一般市道 (政令市) 8:一般市町村道 9:その他道路	路線 番号	路 線 名	緊急輸送道路の路線別延長			道路管理者別延長					
				起 点	終 点	① 路線 延長 (km) H21.4.1 共用済	② NEXCO 管理延 長	③ 国管理 延長	④ 新潟県 管理延 長	⑤ 新潟市 管理延 長	⑥ 市町村 管理延 長	⑦ 新潟県 管理臨 港道路 管理延 長
1	1	1090	日本海沿岸東北自動車道	新潟市江南区嘉木 (新潟中央JCT)	村上市猿沢 (朝日IC)	36.90	36.90					
1	2	7	国道7号	新潟市中央区蒲原町	村上市中浜 (山形県境)	108.60		108.60				
1	2	113	国道113号	村上市大道端 (国道7号)	関川村金丸 (山形県境)	25.90		25.90				
1	3	113	国道113号	聖籠町大字藤寄	村上市坂町	31.10			31.10			
1	3	113	新潟山形連絡道路 (荒川バイパス)	村上市南新保	村上市坂町 (国道7号)							
1	3	113	国道113号(乙バイパス)	胎内市乙	村上市南新保	0.50			0.50			
2	3	290	国道290号	村上市上助測 (国道7号号)	新発田市大字島潟 (国道7号)	41.70			41.70			
2	3	290	国道290号	村上市上助測	村上市殿岡							
2	3	345	国道345号	胎内市荒井浜 (国道113号)	村上市勝木 (国道7号)	47.30			47.30			
2	4	1003	新潟新発田村上線	村上市八日市	村上市八日市	1.00			1.00			
2	6	1205	高根村上線	村上市岩沢	村上市古渡路 (国道7号)	4.00			4.00			
2	6	1208	小揚猿沢線	村上市岩沢	村上市猿沢	1.80			1.80			
2	6	1286	岩船港線	村上市岩船港町	村上市大町	3.50			3.50			
2	6	1286	岩船港線	村上市上助測 (国道7号号)	村上市山居町	1.50			1.50			
2	6	1351	村上神林線	村上市羽黒町	村上市上助測 (国道7号号)	1.80			1.80			
3	9		村上市道	村上市肴町	村上市肴町 (国道345号)	0.20						0.20
3	6	1530	村上停車場線	村上市肴町	村上市大町	1.00			1.00			
3	6	1530	村上停車場線	村上市田端町	村上市田端町	0.10			0.10			
3	8		村上市道	村上市田端町	村上市三之町	1.40					1.40	
3	9		臨港道路(岩船港線)	村上市八日市	村上市岩船港町	1.50						1.50
合 計						309.80	36.90	134.50	135.30		1.40	1.70

資料編

(2) 特殊通行規制基準

東日本高速道路(株)

原因	降雨時の通行規制基準				地震時の通行規制基準			強風時の通行規制基準		津波発生時の通行規制基準		その他の通行規制基準	
規制内容	速度規制協議	通行止め			地震走行注意	速度規制協議	通行止	速度規制協議	通行止	通行止	速度規制協議	通行止	
道路名および区間	連続雨量 ※1 (mm)	連続雨量 ※1 (mm)	組合せ雨量 ※2										
			連続雨量 (mm)	連続雨量 (mm)									
日東道 中条－荒川胎内	80	160	120	40	計測震度 3.5～4.0 未満	計測震度 4.0～4.5 未満 (震度4 以上) ※3	計測震度 4.5以上 (震度5弱 以上) ※3	過去における災害の発生状況その他を勘案して、通行規制が必要と認められる場合	平均風速20m/s程度以上で、交通事故発生の危険性が認められる場合又は道路及びその他付属施設に損壊の危険が認められる場合 ※4			過去における災害の発生状況その他を勘案して、通行規制が必要と認められる場合	過去における災害の発生状況その他を勘案して、通行止めが必要と認められる場合

- ※1:連続雨量とは、雨の降り始めから降り終わるまでの累計降雨量をいい、降り終わりとは無降雨（2mm/時間以下）が6時間以上継続した場合をいう。
- ※2:組合せ雨量とは、連続降雨とその時点における時間雨量の組み合わせをいい、例えば組合せ雨量（連続120・時間40）とは、連続雨量が120mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前の雨量）の値が40mmを超えている場合が最も早く出現するケースである。
- ※3:表中の計測震度が不測の事態等により計測されなかった場合、次の震度階（気象庁発表）を代替基準として適用するものとする。（4.5以上→震度5弱以上、4.0以上 4.5未満→震度4）
- ※4:平均風速とは、10分間の風速の平均値をいう。

(注) 1:
2:

資料編

(3) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

新潟県

路線名	担当 事務 所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 交通止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
		自 都市 町字名 至 都市 町字名	延長 (km)		規制基準値 (mm)							回数	延 時間		
					通行注意	通行止	気象等観測所								
					時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量									
一般国道 345号	村上	村上市笹川 村上市寒川	6.2	3,200	なし	150	今川(道)	落石	なし	A-3	1			46	
一般国道 345号	村上	村上市笹川 村上市寒川	6.2	3,200	なし	150	今川(道)	落石	なし	A-3	1			46	
主要地方道 山北朝日線	村上	村上市越沢 村上市葡萄	5.2	500	なし	120	今川(道)	落石 土砂崩壊	(国)7号 (国)345号		1			46	
主要地方道 山北関川線	村上	村上市大代 村上市雷	2.2	1,100	なし	120	雷(道)	落石 土砂崩壊	なし		1			46	
一般県道 大栗田村上 線	村上	村上市大栗田 村上市門前	5.2	1,700	なし	120	大栗田(道)	落石 土砂崩壊	(県)大栗田 越後下関線		1			46	
一般県道 山熊田府屋 (停)線	村上	村上市塔ノ下 村上市塔ノ下	1.0	800	なし	120	村上市山北 支所(他)	落石 土砂崩壊	(国)7号		1			46	
一般県道 北中府屋 (停)線	村上	村上市荒川 村上市朴平	3.1	600	なし	120	荒川(道)	落石 土砂崩壊	(国)7号		1			46	
一般県道 鶴岡村上線	村上	村上市三面 村上市岩崩	37.3	1,900	なし	80	三面ダム (河)	落石 土砂崩壊	(国)7号		1			H9	(2)

資料編

(4) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

新潟県

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 交通止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
		自 都市 町字名 至 都市 町字名	延長 (km)							回数	延 時間		
一般国道 345号	村上	村上市笹川 村上市脇川	5.5	3,200	波浪による道路越波がある場合 落石等の発生する恐れが予想される場合	波浪 落石	(国)7号	A-3	1			46	
一般国道 345号	村上	村上市寒川 村上市寝屋	4.3	3,200	波浪による道路越波がある場合 落石等の発生する恐れが予想される場合	波浪 落石	(国)7号	A-3	1			60	
一般国道 345号	村上	村上市野潟 村上市間島	1.5	5,700	波浪による道路越波がある場合	波浪	(国)7号	A-3	1			H9	
一般国道 345号	村上	村上市金屋(旭橋) 村上市福田(旭橋)	0.5	14,100	国土交通省の荒川葛籠山水量水標が3.7mを 超えた場合	橋脚洗掘	(国)7号	A-1	1			59	
主要地方道 山北朝日線	村上	村上市葡萄 村上市葡萄	1.0	500	パトロールにより危険が予想される場合	雪崩	なし		1			46	
一般県道 村上朝日線	村上	村上市羽下ヶ淵 村上市下渡	1.0	9,400	パトロールにより危険が予想される場合	路面冠水	(国)7号 (国)345号 (県)新潟新 発田村上線		1			H5	

資料編

資料 8 (1) 村上市防災会議条例

○村上市防災会議条例

平成 20 年 4 月 1 日

条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、村上市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 村上市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて村上市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 村上市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 本市の職員で市長が指名するもの
- (5) 村上市教育長
- (6) 村上市消防長
- (7) 村上市消防団長
- (8) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な機関等から市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、40 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

資料編

○村上市防災会議運営規程

平成 20 年 4 月 1 日
訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、村上市防災会議条例(平成 20 年村上市条例第 25 号)第 5 条の規定に基づき、村上市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知は、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第 4 条 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは会長が決定する。

(説明聴取)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(特例)

第 6 条 会長は、会議が処理すべき事項のうちあらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定による専決をしたときは、次の会議において報告しなければならない。

第 7 条 会長は、臨時急施を要するときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、その承認を受けなければならない。

(部会)

第 8 条 会長は、必要な都度、その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 9 条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(異動等の報告)

第 10 条 委員は、異動が生じたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 会議の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料編

資料 8 (2) 村上市災害対策本部条例

○村上市災害対策本部条例

平成 20 年 4 月 1 日
条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、
村上市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員及びその他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代行する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部に班を置くことができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

資料編

○村上市災害対策本部運営規程

平成 20 年 4 月 1 日
訓令第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、村上市災害対策本部条例(平成 20 年村上市条例第 26 号)に基づき、村上市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関する必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)には、市長を充て、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)には、副市長、教育長及び消防団長を充てる。

2 本部長に事故があるときは、副市長、教育長、消防団長の順によりその職務を代行する。

3 本部長の下に災害対策本部会議を置く。

4 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、部長及び副部長をもって構成し、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項を協議する。

5 部長、副部長及び部員は、別表第 1 のとおりとする。

(業務分掌)

第 3 条 前条に規定する部の業務分掌は、別表第 1 のとおりとする。

2 部長は、部の業務を処理するため、あらかじめ部員の業務分掌を定めておくとともに、その体制を整備しておかなければならない。

(本部の開設及び閉鎖)

第 4 条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めるときは、活動を開始するため開設する。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、閉鎖する。

(本部開設前の措置)

第 5 条 災害に関する予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、情報総括部長は、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予警報、情報の収集及び関係各部への伝達

(2) 人員配置等についての関係各部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した当直者は、通報連絡系統図に基づき直ちに情報総括部長に通報して指示を受けなければならない。

(非常配備の基準編成等)

第 6 条 本部は、被害を最少限に防止するため、速やかに強力な非常配備体制を整える。

2 非常配備の種別、内容等の基準は、別表第 2 のとおりとする。

(現場記録の保持)

第 7 条 関係各部の部長は、この規程に基づき活動中必要と認めた現場写真を撮影して記録の保持に努めなければならない。

(災害報告)

第 8 条 災害及び被害の状況は、情報総括部において収録し、新潟県防災本部に報告するものとする。

2 関係各部長は、各業務を通じて収集した災害及び被害の状況を情報総括部長に通報しなければならない。

(災害公表)

第 9 条 災害に対する対外公表は、情報総括部が行う。

(委任)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料編

災害（被害）状況調査要領

村上市災害対策本部運営規程による災害（被害）状況調査及び報告の要領を次のとおり定める。

第1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

第2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもものとする。

第3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもものみを記入するものとする。

第4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同

資料編

法が準用される天然の河岸とする。

- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

第5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

第6 被害金額

被害金額は、施設等の原形復旧に要する概算見積額を記載することとする。

尚、被害金額を算定する必要のある項目は前記のとおりであるが、「農林水産業施設」・「公共土木施設」等は次のとおりとする。

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林野荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産施設」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とす

資料編

る。

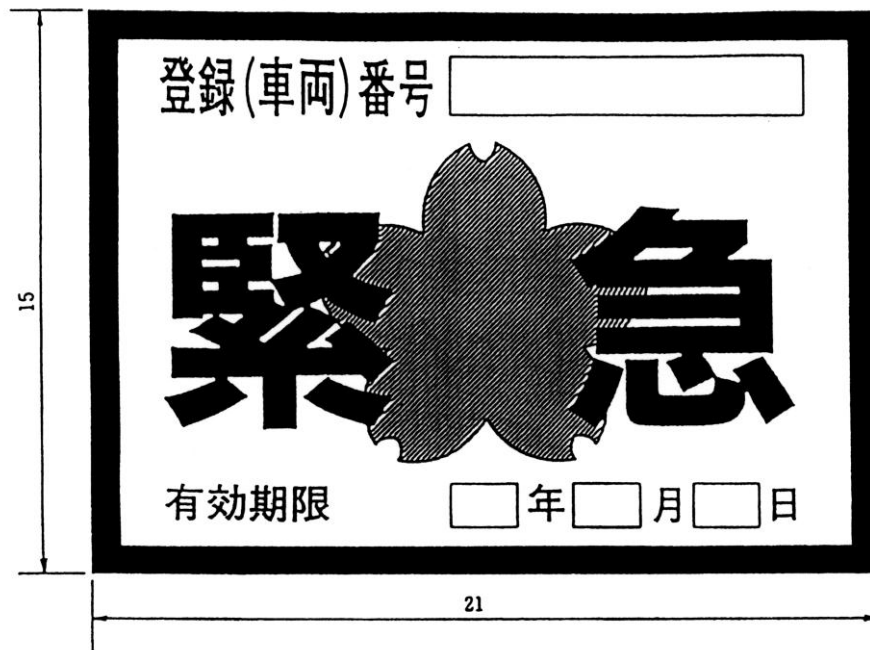
第7 報告様式

報告様式は「様式集(1)り災者台帳」および「様式(2)被害状況調査」とし、様式による記載不能なものは、適宜の用紙を用い報告すること。

○緊急通行車両等事前届出関係様式	
<p>地震防災 災害</p> <p>応急対策用 緊急通行車両等事前届出書</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>申請者住所 氏名 (電話) 印</p> <p>平成 年 月 日</p>	<p>地震防災 災害</p> <p>応急対策用 緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>平成 年 月 日 印</p> <p>公安委員会</p>
<p>番号表示されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>発地</p>	<p>(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済書を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなつたとき。</p>
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。</p>	

平成 年 月 日			
緊急通行車両確認申請書			
新潟県公安委員会 殿			
申請者住所 (電話) 氏 名 印			
番号標に表示されている 番 号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料編

○自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	T e l 防災無線 その他
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現 地 連 絡 員	部 課 係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※ 新潟県防災局危機対策課 F a x 025-281-2979

資料編

○消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電話 025 (270) 0263
F A X 025 (270) 0265

1 要請団体	発信者		
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災 (4) 自然災害
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送
4 発生場所目標	(市・町・村)	番地	
5 発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃		
6 事故概要又は 災害概要			
7 気象	天候	風向	風速 m/s 気温 °C
	視界 m (警報・注意報)	
8 出場先 臨着場	場所 (市・町・村)	番地	
	目標 (名称)	要請側病院名	
9 搬送先 臨着場	場所 (市・町・村)	番地	
	目標 (名称)	要請側病院名	
10 傷病者等	傷病者氏名	M・T・S・H	年 月 日生
	傷病名	程度 (重・中・軽) 男・女 歳	
11 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名	
12 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
13 他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	氏名
14 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分		
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。			
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 時 分		
3 活動予定時刻	時間 分		
4 必要資機材			
※ その他の特記事項			
		受信者	

○避難勧告等発令（解除）情報

送付日時： 月 日 時 分

市・町・村

避難勧告等発令（解除）情報

- 1 避難情報 避難勧告
 避難指示
 避難準備情報

2 発令・解除 月 日 時 分

3 対象地域・世帯数（対象人数）

対象世帯数計： 世帯（ 人）

○内 訳

(ふりがな) 地 域 名	世 帯 数 (対象人数)	(ふりがな) 地 域 名	世 帯 数 (対象人数)
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()

4 発令・解除の理由

発信者：所属部署・氏名

電 話： - - FAX： - -

市町村から放送局への伝達ルート及び手段

1 対象となる情報

- (1) 災害対策基本法第60条第1項、第5項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の発令・解除に関する情報
- (2) 上記(1)に準じて行う避難準備情報の発令・解除に関する情報

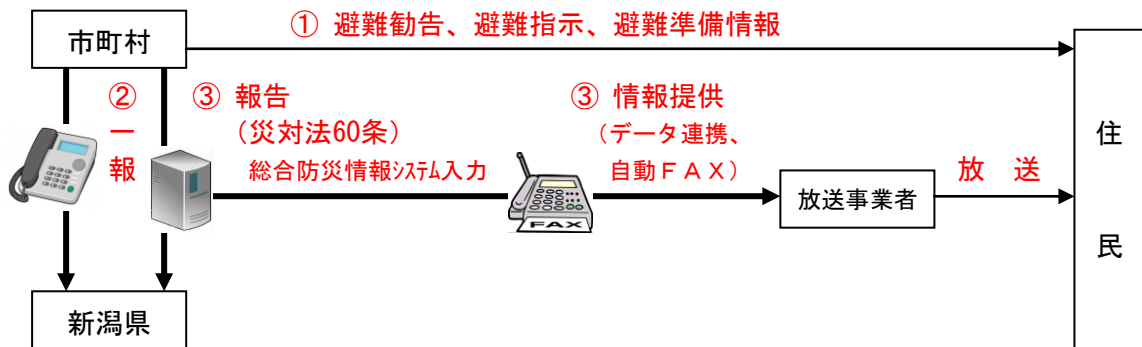
2 市町村から放送局へ情報伝達する目的

- (1) 市町村長が行う避難勧告、避難指示及び避難準備情報(以下「避難勧告等」という。)の発令・解除に関する情報を、対象住民に確かかつ迅速に伝えてもらうため、市町村から放送局への避難勧告等の情報伝達ルートを確認し、放送事業者に対して報道協力を依頼する。
- (2) 避難勧告等の発令・解除に関する情報を、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに都道府県知事に報告する。

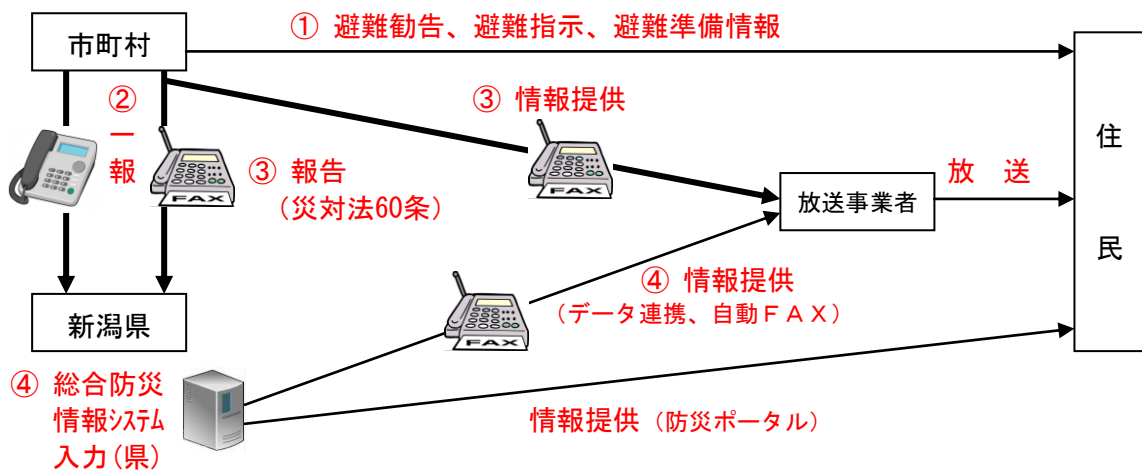
3 伝達ルート及び手段

- (1) 市町村は、避難勧告等を発令・解除したら、対象住民に市町村が有するあらゆる手段を用いて情報を伝達する。(概要図A・Bの①参照)
- (2) 市町村は、避難勧告等を発令・解除したら、速やかに新潟県(防災局危機対策課)へ電話で一報を入れる。(概要図A・Bの②参照)
- (3) 避難勧告等の発令・解除に関する情報の伝達は、原則、市町村が新潟県総合防災情報システム(以下「システム」という。)へ情報を入力することで行う。(概要図Aの③参照)市町村は、情報を入手した住民がすぐにその対象者かを判断できるよう、わかりやすい情報の発出に努める。
- (4) 避難勧告等の発令・解除に関する情報の報告・提供は、新潟県及び放送事業者がシステムからFAXを受信することで行う。(概要図Aの③、概要図Bの④参照)
- (5) システムへの情報入力ができないなど不測事態が生じた場合は、市町村は直ちに新潟県(防災局危機対策課)へ連絡するとともに新潟県及び放送事業者へ別紙様式を用いてFAXにより伝達する。(概要図Bの③参照)
新潟県(防災局危機対策課)は、報告された避難勧告等の情報をシステムへ入力し、新潟県防災ポータルで情報提供する。(概要図Bの④参照)
- (6) 極めて緊急を要する事態が生じた場合は、電話による報告・情報提供も可とする。ただし、後ほど新潟県総合防災情報システムへ同一情報を入力し牌報伝達する。

○通常の伝達ルート及び手法の概要図（A）



○不測事態が生じた場合の伝達ルート及び手法の概要図（B）



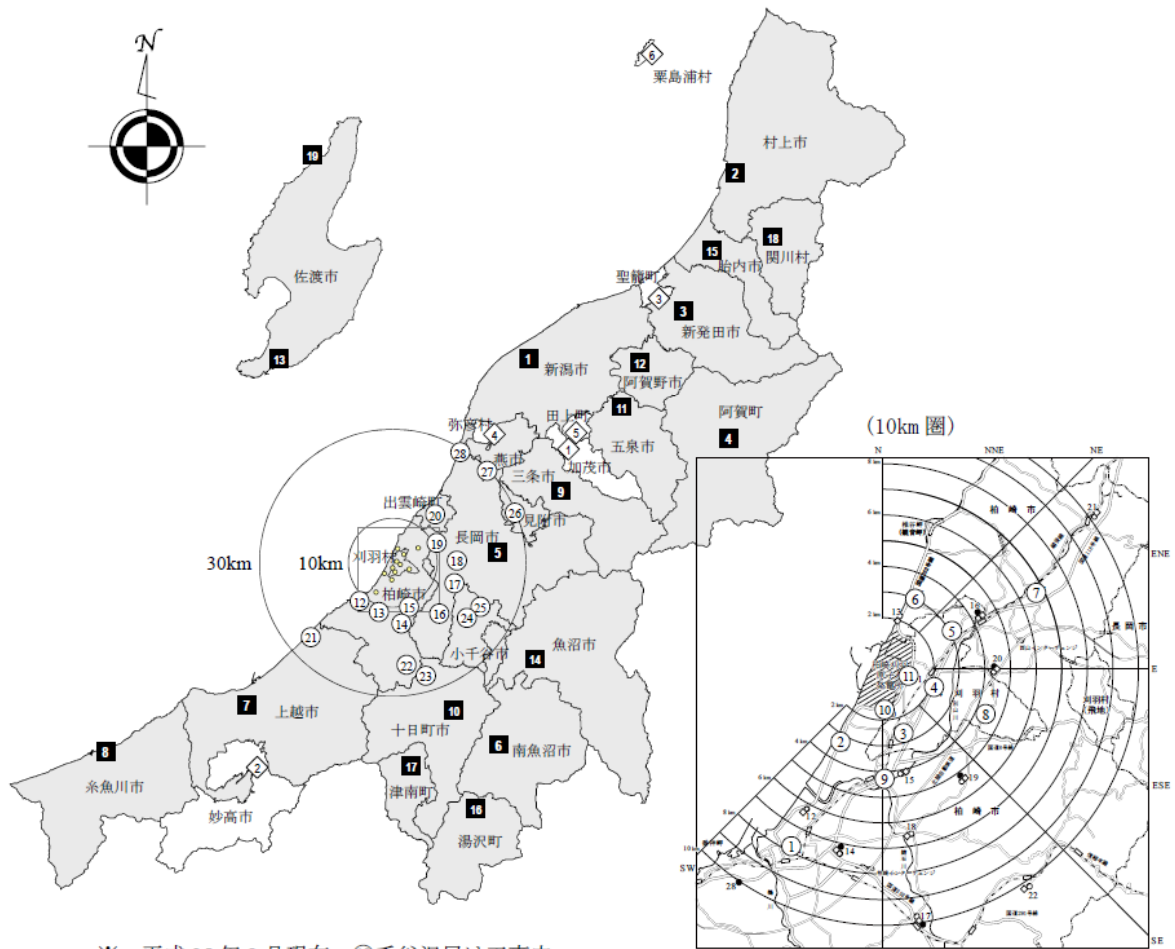
資料編

資料10(1) 村上市震度観測点一覧

平成25年4月1日現在

No.	震度観測点名称	観測点所在地	所属
1	村上市塩町	村上市塩町 5382-7	気象庁
2	村上市片町	村上市片町 5473-6	防災科研
3	村上市寒川	村上市寒川 940-1	防災科研
4	村上市三之町	村上市三之町 1-1(村上市役所地内)	新潟県
5	村上市山口	村上市山口 444 (村上市荒川支所)	新潟県
6	村上市岩船駅前	村上市岩船駅前 56 (村上市神林支所)	新潟県
7	村上市岩沢	村上市岩沢 5611 (村上市朝日支所)	新潟県
8	村上市府屋	村上市府屋 232 (村上市山北支所)	新潟県

資料10 (2) 放射線モニタリングポストの配備状況



※ 平成 25 年 8 月現在、⑯千谷沢局は工事中

No.	柏崎刈羽原発周辺環境放射線監視調査等	設置場所	No.	放射能水準調査、福島事故対応等	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○ 2	荒浜局	柏崎市	■ 2	村土地域振興局	村上市
○ 3	下高町局	刈羽村	■ 3	新発田地域振興局	新発田市
○ 4	刈羽局	刈羽村	■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○ 5	勝山局	刈羽村	■ 5	長岡地域振興局	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○ 7	西山局	柏崎市	■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○ 9	土合局	柏崎市	■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
○ 10	発電所南局	柏崎市	■ 10	十日町市役所	十日町市
○ 11	発電所北局	刈羽村	■ 11	五泉市役所	五泉市
○ 12	鯨波局 (鯨波コミセン)	柏崎市	■ 12	阿賀野市役所	阿賀野市
○ 13	新道局 (高田コミセン)	柏崎市	■ 13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○ 14	加納局 (中鯖石コミセン)	柏崎市	■ 14	魚沼市役所	魚沼市
○ 15	北条局 (北条中)	柏崎市	■ 15	胎内市役所	胎内市
○ 16	千谷沢局 (千谷沢交番跡地)	長岡市	■ 16	湯沢町役場	湯沢町
○ 17	越路局 (県道柏崎越路線)	長岡市	■ 17	津南町役場	津南町
○ 18	関原局 (歴史博物館)	長岡市	■ 18	関川村役場	関川村
○ 19	宮本局 (県道長岡西山線)	長岡市	■ 19	佐渡関岬	佐渡市
○ 20	出雲崎大門局 (出雲崎高校)	出雲崎町			
○ 21	柿崎局 (久比岐高校)	上越市			
○ 22	岡野町局 (柏崎市高柳町事務所)	柏崎市	No.	県可搬型モニタリングポスト	設置場所
○ 23	川西局 (克雪管理センター)	十日町市	◇ 1	加茂市役所	加茂市
○ 24	小千谷局 (建設機械車庫)	小千谷市	◇ 2	妙高市役所	妙高市
○ 25	妙見局 (県道小千谷長岡線)	長岡市	◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
○ 26	見附市街局 (素材応用技術支援センター)	見附市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
○ 27	分水局 (分水公民館)	燕市	◇ 5	田上町役場	田上町
○ 28	寺泊局 (コロニーにいがた白岩の里)	長岡市	◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村

資料編

資料 1 1 協定書等

新潟県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む純部事務組合（以下「市町村等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域の区分)

第2条 新潟県下を次の地域に区分するものとする。

- (1) 上越地域 上越地域消防事務組合、糸魚川地域消防事務組合
- (2) 中越地域 長岡市、新潟県柏崎地域広域事務組合、三条市、加茂市、田上町消防衛生組合、十日町地域広域事務組合、小千谷地域広域事務組合、見附市、燕市、栃尾市、南魚沼郡広域事務組合、小出郷広域事務組合、寺泊町、与板郷消防・斎場事務組合、栄町、西蒲原郡南部消防事務組合、分水町、下田村
- (3) 下越地域 新潟市、新発田地域広域事務組合、新津市、五泉市、岩船地域広域事務組合、白根地区消防事務組合、豊栄市、阿賀北広域組合、村松町、巻・潟東消防事務組合、黒崎町、亀田町、西川町、東蒲原広域消防組合、横越村
- (4) 佐渡地域 両津市、相川町、佐渡消防事務組合、南佐渡消防事務組合

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、地震、風水害、林野火災等の大規模火災、石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等の特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する等県下の消防の応援が必要なものをいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、協定市町村等の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

- (1) 要請市町村等の消防力では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合
- (2) 災害防ぎょするため、協定市町村等が保有する車両、資機材等を必要とする場合
- 2 前項ただし書きに掲げる場合で、代表消防本部が応援要請を行うことができない場合は、副代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。
- 3 第1項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、終結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村等の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）は応援隊を派遣し応援するものとする。

- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。
- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は、要請市町村等の長の指揮下で行動するものとする。

(通報及び報告)

第7条 応援を要した場合においては、要請市町村等の長は要請した旨を新潟県消防防災課に通報するものとする。

- 2 応援市町村等の長は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請市町村等の長に報告するものとする。
- 3 要請市町村等の長は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

資料編

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市町村等が負担する経費

ア 旅費及び出動手当等の人件費

イ 公務上の災害補償費

ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く）

エ 車両及び機械器具の修理費

オ 被服の損料等の経費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復旅中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 応援隊員が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資機材費

(3) 前2以外の経費負担については、関係市町村等と、その都度協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関して必要な事項は、協定市町村等の消防長並びに消防長を置かない市町村等の消防事務を主管する管理職員が協議して別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定社協議のうえ行うものとする。

附 則

1 この協定は、平成2年1月1日から施行する。

2 この協定を証するため、本書を作成し記名押印のうえ市町村等がそれぞれ1通を保管するものとする。

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期するため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具、その他職員等の派遣の種類及び数量
- (3) 必要とする期間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 協定市町村は、第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定成立の日から3年とする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次3年間有効期間を更新するものとする。

(事務局)

第8条 事務局を新潟県消防協会岩船地区支会事務局内に置く。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

別表

村上市	関川村	荒川町	神林村	朝日村	山北町	栗島浦村
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

村上市、見附市、妙高市災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期すため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、村上市（以下「甲」という。）、見附市（以下「乙」という。）、妙高市（以下「丙」という。）間で、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

(要請)

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(業務)

第4条 前項の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲、乙及び丙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

平成8年8月30日締結の村上市、見附市、新井市災害時相互応援協定については、本協定の締結をもって廃止する。

この協定を証するため本協定書3通を作成し甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月30日

甲 新潟県村上市長
乙 新潟県見附市長
丙 新潟県妙高市長

ごみ処理施設相互応援協定書

ごみの相互処理に関し、新発田地域広域事務組合、村上市、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀野市は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新発田地域広域事務組合、村上市、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀野市（以下「組合又は市」という。）が所有するごみ処理施設が自然災害その他不測の事態の発生によりご処理ができなくなっ参場合、その期間中に排出される一般廃棄物の処理について、相互の協力により適正な処理を行い、地域環境を保全することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、次のとおりとする。

組 合 及 び 市 名	施 設 名
新発田地域広域事務組合	新発田広域クリーンセンター
	中条地区塵芥焼却場
村上市	村上市ごみ処理場
豊栄郷清掃施設処理組合	豊栄環境センター
阿賀野市	阿賀野市環境センター

(対象物及び搬入量)

第3条 この協定の対象物は、一般廃棄物の可燃ごみとする。

2 搬入量は、処理を依頼する組合又は市と依頼を受ける組合又は市の協議により定めるものとし、量の把握は依頼を受ける組合又は市の計量値によるものとする。

(搬入方法及び搬入経路)

第4条 搬入方法及び搬入経路は、処理の依頼を受ける組合又は市の指示に従うものとする。

(残渣の処理)

第5条 処理により発生する残渣は、原則として、処理を依頼する組合又は市が処分するものとし、その残流量は依頼を受ける組合又は市の算定方法によるものとする。

(処理経費の負担)

第6条 処理経費の負担は、処理を依頼する組合又は市と依頼を受ける組合又は市が、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第7条 この協定に基づき相互の協力が円滑に行われるように、組合及び市相互の情報交換の場を定期的に設けるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し各組合及び市が1通を保有する。

平成20年4月1日

新発田地域広域事務組合 管理者 新発田市長
村上市長
豊栄郷清掃施設処理組合 管理者 阿賀野市長

新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時において、新潟県（以下「県」という。）並びに県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等が締結する。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん・
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、自らの業務に支障のない限り応援に努めるものとする。

5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、当該都道府県の市町村等による応援の調整を要請するものとする。この場合においては、県は、速やかに被災した市町村等と必要な調整を行うものとする。

(自主応援)

第4条 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合においても、応援の必要があると認められた市町村等は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(経費負担)

第5条 応援に要する経費は、応援を要請した市町村等が負担して応援した市町村等に支払うものとし、その額は、当該市町村等の間で協議の上、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 市町村等は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては県民生活一環境部廃棄物対策課、市町村等においては災害廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(成立等)

第9条 この協定は、複数の市町村等が同意書（別記第2号様式）を知事に提出した時に成立するものとする。（平成18年10月23日成立）

2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を知事に提出して、この協定に参加することができる。

3 知事は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

消防相互応援協定書

消防の相互応援について、山形県鶴岡市と新潟県村上市は、次のとおり協定する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法第21条の精神に則り、両市の災害の防御に関し相互に応援し、地域における消防体制の万全を期するため、これに必要な事項を定めるものとする。

(相互応援の範囲)

第2条 消防の相互応援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御に関する事
- (2) 救助、捜索に関する事
- (3) 風水害防御に関する事
- (4) その他特に応援を必要とする災害防御

(応援出動の区域)

第3条 消防の応援出動の区域は、別表第1のとおりとする。

(応援の出動)

第4条 応援の出動は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 前条の別表第1に定める第1種地域における火災防御については、別表第2の定めるところにより、応援の要請を受けることなく応援出動ができるものとする。
- (2) 別表第1に定める第2種地域における火災防御及び火災防御以外の災害防御の応援については、災害発生市の要請に基づき出動するものとする。

2 両市は、前項の規定により応援の要請を受けたときは、積雪等やむを得ない事情がない限り、応援の義務を負うものとする。

(応援消防団の指揮系統)

第5条 応援のため出動した消防団の災害防御活動は、災害発生市の指揮により行動するものとする。ただし、災害の状況その他やむを得ない事情があるときは、応援市の指揮により行動することを妨げないものとする。

(費用負担)

第6条 応援に要した費用の負担については、別表第3のとおりとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、両市で協議のうえ定めるものとする。

(協議会の開催)

第7条 この協定に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて両市の協を開催するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その両市で協議して処理するものとする。

以上協定の証としてこの証書2通を作成し、両市でそれぞれ記名押印のうえその1通を所持するものとする。

平成20年4月1日

山形県鶴岡市長
新潟県村上市長

資料編

別表第1（第3条関係）

市名	第1種地域	第2種地域
鶴岡市	鼠ヶ関、小名部、関川	第1種地域以外（両市境の山林含む）の地域
村上市	府屋、岩崎、中浜、伊呉野、小俣、大代、雷	第1種地域以外（両市境の山林含む）の地域

別表第2（第4条関係）

市町名	火災発生 集落名	応援出動する消防団等			
		消防団名	集落名	出動ポンプ	出動台数
鶴岡市	鼠ヶ関	村上市山北方面隊	府屋	自動車 全自動	1台 1台
			伊呉野	小型（軽トラック）	1台
			小俣	軽積載車	1台
	小名部	〃	雷	軽積載車	1台
	関川	〃	雷	軽積載車	1台
村上市	府屋	鶴岡市温海方面隊	鼠ヶ関	自動車 積載車	1台 1台
	岩崎	〃	鼠ヶ関	自動車 積載車	1台 1台
	中浜	〃	鼠ヶ関	自動車	1台
	伊呉野	〃	鼠ヶ関	自動車 積載車	1台 2台
	小俣	〃	小名部	積載車	1台
	大代	〃	小名部	積載車	1台
	雷	〃	関川	積載車	1台

別表第3（第6条関係）

経費区分	負担区分	被応援側 負担	応援側 負担	協議 による
1. 出動手当等の経費			○	
2. 消防ポンプ自動車等の燃料費			○	
3. 消防機械器具等の損傷に伴う補修費用のうち少額なもの			○	
4. 消防機械器具等の損傷に伴う補修費用のうち高額なもの				○
5. 消火薬剤費				○
6. 食料費、資器材		○		
7. 消防団員の死傷に伴う補償費			○	
8. 第3者または第3者の財産に損害を与えた場合の賠償金				○

災害時相互応援に関する協定書

村上市と多賀城市は、災害時における相互の応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災を受けた市(以下「被災市」という。)による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項-

(災害時における自主的活動)

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市(以下「応援市」という。)は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年10月10日

新潟県村上市長
宮城県多賀城市長

資料編

災害時における村上市と郵便局の協力に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）、村上郵便局（以下「乙」という。）及び村上市内特定郵便局（以下「丙」という。）は、村上市の地域内に発生した、地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、村上市の地域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
- (2) 甲が所有又は管理する施設及び用地の提供
- (3) 乙、丙が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲、乙又は丙が収集した被災市民の避難先及び被災情報の相互提供
- (5) 避難所等における臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙、及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めるものとする。

（村上市災害対策本部への参加）

第4条 甲は、村上市災害対策本部への職員の派遣を乙、丙に対して要請することができる。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じた場合は、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害時情報連絡体制の整備）

第6条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙、丙は、甲等の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては村上市役所総務課長、乙においては村上郵便局総務課長、丙においては村上小町郵便局長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年1月13日

甲 村上市長
乙 村上郵便局長
丙 村上市内特定郵便局代表 村上小町郵便局長

資料編

「参考」

市民生活関連情報提供に関する覚書

村上市（以下「甲」という。）と村上郵便局（「以下「乙」という。」は、乙が収集した市民関連情報を甲に提供することについて、下記のとおり覚書を取り交わす。

記

（目的）

第1条 乙が甲に市民生活関連情報を提供することにより住み良い町づくりを推進することを目的とする。

（情報の種類）

第2条 乙が甲に提供する情報の種類は、次の各号に関連するものとする。

- (1) 道路、河川、橋梁、ため池、貯水槽、消火栓及び上・下水道施設等の破損又は陥没等の状況及びその恐れが予想される個所の情報
- (2) ゴミ等環境汚染物の放置や廃棄等の情報
- (3) 火災、浸水、.及び交通事故等緊急の情報
- (4) 積雪、土砂崩壊、洪水、地震等自然状況に関する情報
- (5) その他市民生活に影響があると思われる情報

（情報の提供）

第3条 乙は、甲に対してその都度情報を別紙により提供する。

（情報提供の手段）

第4条 甲、乙間における情報提供の手段は、ファクシミリによるものとする。

（使用するファクシミリ）

第5条 甲及び乙が使用するファクシミリはそれぞれ次のとおりとする。

甲

乙

（情報提供の責任者）

第6条 この覚書による情報の取扱責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 村上市総務課長

乙 村上郵便局総務課長

（情報の非公開とプライバシー保護）

第7条 この覚書に基づく情報の収集及び情報は、甲、乙両者が了解したものを除き非公開とし、プライバシーの侵害となる情慢の収集又は提供は行わない。

（その他）

第8条 この覚書の定めのない事項及び覚書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成して甲、乙が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成10年1月13日

甲 村上市長

乙 村上郵便局長

消火活動に関する応援協定書

岩船地域広域事務組合（以下「甲」という。）と北越生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における民間協力の一環として次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災等災害現場における消火活動等において給水を維持するため、または水利等がなく緊急の必要があるときは、コンクリートミキサー車の積載水を有効に活用し、災害による被害を最小限に防止するための応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務内容）

第2条 この協定により乙が実施する業務は、災害が発生した場合、甲の要請により乙の組合に加入する事業者の所有するコンクリートミキサー車及び人員（以下「コンクリートミキサー車等」という。）を現地に派遣し、積載水を消防隊の消火活動に活用するため、消防水利の充水作業等を行う業務とする。

（出動要請）

第3条 甲は、構成市町村から出動要請を受けたとき、乙に対し日時及び場所を指定して文書、口頭等の方法により、コンクリートミキサー車等の出動を要請するものとする。

（業務等の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき出動要請を受けたときは、可能な場合において、加入する従業員を指定された場所への出動を命じ、第2条の業務を実施するものとする。この場合、出動先における充水作業等においては、甲または当該市町村の指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき出動したときは、速やかに出動責任者、出動時間、出動コンクリートミキサー車等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 乙は、前条第1項の規定に基づく業務の終了後、当該業務に要した費用を出動した市町村に請求することができる。

（損害の負担）

第6条 第4条の規定に基づき業務中に生じた損害は、当該市町村及び乙が協議して定める。ただし、災害現場までの往復途上において生じた事故等については除くものとする。

（協議）

第7条 この協定書の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、協定書の締結の日から適用する。

この協定書の締結を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年9月6日

甲 新潟県村上市塩町12番6号
岩船地域広域事務組合 代表理事 村上市長

乙 新潟県岩船郡神林村大字九日市83番地3
北越生コンクリート協同組合 理事長

資料編

災害時における救援物資提供に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 村上市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲と対策を協議するものとする。

4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙双方が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の一か月前までに甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって更新するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めがない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年2月3日

甲 新潟県村上市三之町1番1号
村上市長

乙 埼玉県桶川市加納180番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社

資料編

災害時における防災活動協力に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ村上東店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、村上市域で地震、風水害等による大規模災害が発生した時の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、災害時応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。
- (2) 乙は、乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- (4) 乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (5) 乙は、乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項(3)及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成18年6月2日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の一箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月2日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 村上市長

乙 新潟県村上市仲間町200番地 イオン株式会社ジャスコ村上東店 店長

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、村上市が社団法人村上市建設業協会に対し、市域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 村上市長（以下「甲」という。）及び社団法人村上市建設業協会長（以下「乙」という。）はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) パトロール及び情報収集
- (2) 災害対策用資材の提供及び斡旋
- (3) 市管理公共土木施設の被災状況の調査
- (4) 市管理公共土木施設における障害物の除去
- (5) 施設被害の応急対策工事
- (6) 応急仮設住宅の建設
- (7) 前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務

(応援要請の手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請を行い、その後すみやかに文書を提出するものとする。ただし、前条第1号については別に定める出動基準に基づき業務を実施するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (3) その他必要な事項、

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成20年12月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 村上市長

乙 社団法人 村上市建設業協会 会長

村上市の災害時における防災活動協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、村上市（以下「甲」という。）が定める地域防災計画および国民保護計画に基づく災害が発生した時の応援、救助等に係る防災活動の協力について、かみはやし農業協同組合（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、災害時応援活動に係る活動要員を派遣し、甲の活動応援に協力する。
- (2) 乙は、乙の所有する災害活動用資材を提供する。
- (3) 乙は、関係機関において所有する生活必需物資等を提供する。
- (4) 乙は、被災者に対し避難場所・飲料水・トイレ等を提供する。
- (5) 乙は、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供する。

2 甲及び乙は、前項に定めない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

3 応援協定の区域は原則神林地域内とする。

(支援要請の手続き)

第3条 前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、書面をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

(連絡責任者)

第4条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項(3)及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用できるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は、全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は平成21年3月1日から平成22年3月31日までとする。但し、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定の実態にういて、疑義を生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定は、平成21年3月1日から適用する。

この協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月1日

甲 村上市長

乙 かみはやし農業協同組合 組合長

災害時の応援業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、村上市地域防災計画に基づき、村上市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下、「乙」という。）との災害時における協力に、関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、村上市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策にういて、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員め指示に基づき、次の各号に掲げる双害応急対策について協力するものとする。

- (1) 市管理公共土木施設等め被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第6号 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協、定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし。以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 新潟県村上市 村上市長

乙 新潟県新潟市中央区白山浦1丁目621番地22

社団法人 新潟県測量設計業協会 会長

村上市担当者

区分	連絡担当者	記の者が不在の場合	記の者が不在の場合
会社名	新潟巧測(株)	北斗測量調査(株)	ナルサワコンサルタント(株)
職名	代表取締役	代表取締役	村上支店長
氏名	佐藤 巧	榎本 義之	本間 義彦

災害時における救援物資の供給に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と信越ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、乙が甲に対して行う救援物資としての備蓄飲料水、及び甲が指定する飲料水全般をいう。なお、災害時においては、乙の設置した緊急時飲料提供自動販売機の機内在庫製品を甲に無償提供すること。

（設置）

第3条 乙は防災活動協力にかかる自動販売機の設置に当たっては、甲の指定する場所へ設置するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分留意するものとする。

（備蓄）

第4条 乙は前条の規定により新規に自動販売機を設置した際、第2条に定める自動販売機内の機内在庫の製品の提供のほか、救援物資の備蓄品を甲に無償で提供するものとする。

2 前項の備蓄品は「サントリー天然水（南アルプス）2リットル」とし、甲の指定した場所へ納入し、甲が保管するものとする。備蓄の数量は甲乙協議の上、決定する。

3 備蓄品の賞味期限は乙において管理し、賞味期限前に該当数量を速やかに補充するものとする。

（要請）

第5条 甲は、災害時において、物資の調達及び供給を受けようとするときは、その甲に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の供給方法）

第7条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（物資の納入方法）

第8条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員または甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の対価等）

第9条 物資の対価については甲が負担するものとし、その価格は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害時による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（訓練）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（被災による制限）

第11条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

資料編

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年5月1日から平成22年4月末日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の中出がないときは、同一条件でこの協定をさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年5月1日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 村上市長
乙 長野県長野市真島1388番地
信越ペプシコーラ販売株式会社

村上市の災害時における物資等供給に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、村上市（以下「甲」という。）が定める地域防災計画等に基づく災害が発生した時における物資等の供給に関し、次のとおり防災活動の協力について、NPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は災害時、において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資等の供給を要請することができる。

(1) 乙は、乙の所有する災害活動用資材を供給する。

(2) 乙は、乙の市内店舗及び乙の関係機関において所有する生活必需物資等（別表に掲げる物資）を供給する。

(3) 乙は、乙の市内店舗において、乙の復旧業務や事業活動を妨げない範囲で、被災者に対し仮避難所・飲料水・トイレ等を提供する。

(4) 乙は、乙の市内店舗において、災害対策本部に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供する。

(5) その他甲が指定する物資

(支援要請の手続き)

第4条 前条の規定による要請は、書面をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

(物資の供給の協力)

第5条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第6条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(引き渡し及び経費の負担)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。甲は災害時において乙が災害物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。また、防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用できるよう平素から情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(履行義務の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は、全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、乙が第3条に定める全ての物資を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

資料編

(協議事項)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定の実態について疑義を生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年7月6日

甲 村上市長

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター 理事長

別表

災害時における対応可能な物資

大分類	主な品種
資材・機材等	発電機、水中ポンプ、エンジンポンプ、バキュームクリーナー、誘導灯、投光器、作業灯、ハロゲンライト、電エドラム、延長コード、バール、ヘルメット、防塵マスク、釘、針金、コーススレッド、波板、塩ビパイプ、雨どい、単管パイプ、合板、2×4材、タルキ、坑木、セメント、ブルーシート、ロープ、ガムテープ、布テープ、シール材、コーキング材、一輪車、台車、脚立、梯子、防風ネット、ダンボール箱
衣類等	軍手、ゴム手袋、長靴、雨合羽、ポケットコート、作業衣料（ズボン、ジャンパー）、下着（シャツ、パンツ、靴下）、Tシャツ、タオル、バスタオル、サンダル、スリッパ、リュック、ビニールかさ
日用品等	割箸、使い捨て食器類、鍋、やかん、ナイフ、缶きり、お玉、しゃもじ、食器、ザル、ボール、ゴム手袋、ゴミ袋、たわし、ラップ、ホイル、食器洗剤、住居洗剤、トイレ洗剤、トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、マスク、哺乳瓶、救急絆創膏、シャンプー、リンス、石鹸、歯磨き、歯ブラシ、ひげそり、バケツ、ホーキ、モップ、ブラシ、雑巾、ちりとり、洗車ブラシ、使い捨てライター、ローソク、マッチ、カイロ、蚊取り、殺虫剤、文房具、筆記用具、ホイッスル、インスタントカメラ
冷暖房機器等	石油ストーブ、灯油ポリ缶、灯油ポンプ、木炭コンロ、練炭コンロ、木炭、練炭、灯油、扇風機、ガソリン携行缶、水ポリ缶、コック付水缶
電気用品等	懐中電灯、ランタン、乾電池、ポCKETラジオ、携帯用充電器、カセットコンロ、カセットボンベ、ガステーブル、炊飯器、ポット、延長コード、タップ
寝具・収納等	毛布、布団、枕、システム畳、カーペット、ゴザ、マット、寝袋・テント、キャンピングマット、ゴムボート、衣装ケース、収納ケース
トイレ関係等	ポータブルトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、車内トイレ
外回り関係	スコップ、竹ホーキ、レーキ、PC 杓柄、清掃器、土のう袋、消石灰、ホースリール、ノズル、噴霧器、ジョーロ
	その他ホームセンター取扱商品

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、村上電気工事協同組合に対し、村上市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 村上市長（以下「甲」という。）及び村上電気工事協同組合理事長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん
- (2) 市管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査
- (3) 市管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去
- (4) 施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事
- (5) 応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な建築電気設備に関する応急業務

(応援要請の手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭又は電話により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 災害対策用資機材の備蓄及び保存の状況
- (3) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年9月1日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 村上市 村上市長

乙 新潟県村上市山辺里447番地1

村上電気工事協同組合 代表者理事長

災害時における支援活動等に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と村上スタンド部会（以下「乙」という。）は、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、村上市及び周辺地域で地震、洪水等による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合で甲が災害対策本部等を設置したとき（以下、「災害時」という。）、被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する救援の円滑化を図るため、甲及び乙が相互に協力して行う支援活動の実施に必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の従業員（以下「従業員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
 - (2) 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 乙は、従業員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、従業員に可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときの要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、乙の負担とする。

（防災情報の発信）

第5条 乙は、従業員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

（事業継続計画）

第6条 乙は、従業員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（疑義等の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議して定めるものとする。

資料編

この協定の締結を称するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月20日

甲 村上市三之町1-1 村上市 村上市長
乙 村上市八日市10-5
 有限会社 横田石油 代表取締役
村上市岩船三日市2-50
 (株)サクマエネルギーサービス 代表取締役
村上市緑町一丁目2-2
 (株)ムラネン 代表取締役
村上市田端町3-40
 宝商事(株)村上支店 代表取締役
新発田市中央町3丁目6-16
 (株)川崎商会 代表取締役
村上市柏尾1886-1
 有限会社 佐藤宮吉商店 代表取締役
村上市四日市705
 四日市燃料販売 代表
村上市
 (株)宮作 代表取締役

災害時における支援活動等に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と（株）サクマ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、村上市及び周辺地域で地震、洪水等による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合で甲が災害対策本部等を設置したとき（以下、「災害時」という。）、被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する救援の円滑化を図るため、甲及び乙が相互に協力して行う支援活動の実施に必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の従業員（以下「従業員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
 - (2) 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 乙は、従業員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、従業員に可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときの要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、乙の負担とする。

（防災情報の発信）

第5条 乙は、従業員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

（事業継続計画）

第6条 乙は、従業員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（疑義等の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議して定めるものとする。

資料編

この協定の締結を称するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 村上市三之町1-1 村上市 村上市長

乙 村上市岩船三日市2-50
株式会社 サクマ 代表取締役

災害時の協力に関する協定書

村上市（以下「甲」と言う。）と東北電力株式会社村上営業所（以下「乙」と言う。）は災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、大規模地震又は台風等の災害（以下「大規模災害」という。）発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲と乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合において、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（市町村災害対策本部への社員の派遣）

第3条 乙は、大規模災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合において、乙の派遣体制が整い次第、甲からの要請を待つことなく、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。ただし、対外的な広報業務は担当しないものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 乙は、大規模災害により大規模な停電が発生した場合において、乙は、乙の電力の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧の際の電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 甲は、なだれ、土砂災害、又は、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合において、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 大規模災害時における乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等の主な候補地は別表のとおりとし、使用する施設については、甲、乙協議のうえ決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年3月15日

甲 新潟県村上市三之町1-1 村上市長

乙 新潟県村上市二之町6-36

東北電力株式会社村上営業所 所長

別表

No.	地区	施設名	所在地	長さ×幅(m)	面積(m ²)
1	村上	村上市運動公園・村上球場	日下98-14	80×80	6,400
2	村上	岩船運動公園	八日市901-1	100×150	15,000
3	村上	三面川東河川公園	村上5448-2	100×40	4,000
4	神林	北新保運動公園	北新保680-2	120×80	9,600
5	神林	お幕場森林公園駐車場	北新保681-5	50×50	2,500
6	荒川	荒川総合運動公園	梨木234-2	170×120	20,400
7	朝日	朝日多目的グラウンド	岩沢5616	150×100	15,000
8	山北	山北多目的グラウンド	府屋160	190×100	19,000

資料編

村上市の災害時における応援業務に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と村上市岩船郡砂利協同組合（以下「乙」という。）は、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、村上市及び周辺地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援要請を求めるにあたり、必要な事項について定めるものとする。

（応援業務の種類）

第2条 応援業務の種類は次の通りとする。

- (1) パトロール及び情報収集。
- (2) 乙が常時取り扱う資材の提供及び輸送。
- (3) 応急対策及び災害復旧に必要な乙の所有する建設用重機及び大型ダンプトラックの提供。
- (4) 前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の規定による要請は、次の事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

- ① 応援の場所
- ② 被害の状況
- ③ 応援業務の内容
- ④ その他必要な事項

（応援要請の窓口）

第4条 前条の手続きを円滑に行うため、甲乙双方は連絡担当者を定めるものとする。但し、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- ① 連絡担当者及び補助者の職、氏名及び連絡方法等。
- ② 応援業務用の資材の備蓄及び機材の保有の状況。
- ③ その他必要な事項。

（履行義務の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議のうえ、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。但し、乙が第2条に定める全ての資材及び機材を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定の実態について、疑義を生じたときには、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 村上市 村上市長

乙 村上市岩船郡砂利協同組合 理事長

資料編

村上市災害応援協定に基づく資料

村上市岩船郡砂利協同組合

○平成23年4月1日現在。

① 連絡担当者及び補助者の氏名、職及び連絡方法等

氏名	役職等	連絡方法等(携帯電話番号等)	備考

② 機材の保有状況

	種類	バケット大きさ等	台数	処理能力m ² /h	備考(具体的機種名等)
重機関係	ブルドーザ				
	ショベルローダ	3.2m ² 以上クラス	8	250m ² /h～	川崎80Z、CAT950H、コマツWA350、他。
		2.8m ² クラス	2	200m ² /h	CAT938、他。
		2.0m ² 以下クラス	6	～150m ² /h	コマツWA200、他。
	バックホー	0.8m ² 以上クラス	11	180m ² /h～	コマツPC350、200、日立ZX210、200、他。
0.45m ² 以下クラス		6	～40m ² /h	コマツPC60、他。	
運搬関係	大型ダンプトラック	10tクラス	33		
	小型ダンプトラック	4tクラス	7		
		2tクラス	3		

③ その他特記事項

- ・重機の処理能力は、あくまで目安です。
- ・ダンプトラックの処理能力は、運搬距離によって変動するため記載していません。

災害時における物資供給に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）災害時における物資（レンタル機械・日用生活雑貨品等）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（供給物資）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2011年6月1日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 村上市 村上市長
乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号
株式会社アクティオ 代表取締役社長

資料編

災害時におけるLPガス供給に関する協定書

村上市以下、「甲」という。)と(社)新潟県エルピーガス協会村上支部(以下、「乙」という。)は、災害時におけるLPガスの供給に関し、次のとおり本協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生のある恐れがある場合「以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発効する。

(LPガス供給の協力要請)

第3条 災害時において甲がLPガスを必要としたときは、甲は乙に対し、LPガスの供給について要請することができる。

(LPガス供給の確保)

第4条 乙は、全条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

(LPガスの供給)

第5条 甲が乙に要請する災害時のLPガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

(LPガス供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価については甲が負担するものとする。

(指定避難所一覧の提出)

第8条 この協定の実施に際し、災害時に効率よく、且つ迅速にLPガス供給ができるよう、甲は乙に対し、当該地域の指定避難所の一覧を提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 村上市長

乙 新潟県村上市緑町二丁目3番10号

社団法人 新潟県エルピーガス協会村上支部 支部長

資料編

村上市荒川支所（以下「甲」という）と株式会社伊藤園（以下「乙」という）とは、甲乙間で平成25年3月29日締結された自動販売機設置契約に関し下記の通り覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、大規模地震や台風等の自然災害により、甚大な被害が発生し避難勧告又は避難指示が発令された場合において、甲乙契約にかかる飲料用自動販売機（以下「対象自販機」という）内の商品を被災者に無償提供することを目的とする。

設置先住所：新潟県村上市山口444番地

機 種：CVA-K36-LHPER

（商品の無償提供）

第2条 乙は、下記の場合に対象自販機内の商品を無償提供する。

① 災害の発生又は発生するおそれがある場合において、設置先の市町村長又は都道府県知事から避難勧告又は避難指示が発令された場合。

② 避難勧告又は避難指示が発令されない場合であっても、甲乙協議により商品の無償提供について合意がなされた場合。

（通知義務）

第3条 本契約に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨及び日付、数量等を乙に通知しなければならない。

（契約期間）

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書成立日より対象自販機が撤去されるときまでとする。

（特約事項）

第5条 無償提供した商品及び不正使用によるものは販売手数料の対象外とする。

（協議事項）

第6条 本覚書に定めのない事項については甲乙誠意をもって協議し決定する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成25年3月29日

甲 新潟県村上市三え町1番1号 新潟県村上市長

乙 新発田市奥山新保字矢詰381

株式会社 伊藤園 新発田営業所長

災害時の応援業務に関する協定

村上市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県部会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応援業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、下水道及び集落排水施設の災害復旧業務を速やかに、かつ、円滑に行うため、甲が災害の予防、応急対策及び災害復旧にかかる応援業務（以下「応援業務」という。）を乙に要請するにあたり必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 下水道及び集落排水管路施設の被害状況調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第3条 甲は、乙に応援業務の要請（以下「応援要請」という。）をするときは、次に掲げる事項を文書により通知する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援業務の場所
- (3) 応援業務の内容
- (4) 応援に必要な人員数、機材、車輛等の状況
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、応援業務を行うにあたり必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急の場合は、電話等により応援要請をすることができる。この場合において、甲は速やかに同項各号に掲げる事項を文書により乙に通知しなければならない。

（応援要請の窓口）

第4条 乙は、甲から応援要請があったときは、速やかに応援業務にあたる担当者及び補助員を定め、その氏名及び連絡方法を甲に通知するものとする。

（応援）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、速やかに必要な人員、機材、車輛等を甲が指定する場所に出動させ、甲の指示に従い応援業務にあたるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が応援業務に要した費用は、甲が負担する。この場合において、当該費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務を円滑に行うため、連絡責任者及び緊急連絡先等を定めるものとする。

（疑義の決定等）

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって協議のうえ決定する。

（協定の効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 村上市長
乙 新潟市中央区南長潟12番10号
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
中部支部新潟県部会長

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、村上市地域防災計画に基づき、村上市（以下「甲」という。）と一般社団法人新潟県農業土木技術協会（以下「乙」という。）との災害時における協力について、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 甲の管轄区域内の農地・農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 甲の管轄区域内の農地・農業用施設等の応急対策及び災害復1日のための測量及び設計
- (3) その他甲が必要と認める業務

(応援要請)

第4条 甲は、第2条の要請を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにし、乙に電話その他の通信手段を用いて要請を行い、後日速やかに次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 業務を興施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 要請する業務の内容
- (4) その他業務の実施に必要な事項

(協力)

第5条 乙は、甲から要請を受け允ときは、速やかに乙の会員を動員する。

(報告)

第6条 乙は、甲より要請のあった業務(以下「要請業務」という。)を実施するにあたり、随時その活動内容等経過について甲に報告するとともに、当該要請業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 要請業務の具体的実施内容
- (2) 要請業務の実施に要した人員及び期間
- (3) 要請業務を実施した場所
- (4) その他参考となる事項

(費用の負担)

第7条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、災害時における協力を円滑に実施するため、あらかじめ連絡体制及び連絡担当者を定めるものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時における協力を円滑に実施するため、常に連絡体制及び通信手段について、点検するものとする。
- 3 乙は、災害時における協力を円滑に実施できるよう、この乙の会員相互の連絡、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、その他必要事項について資料の交換をする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から平成26年3月31日をもって満了とする。ただし、満了する日の1月前までに、甲又は乙いずれか一方から、この協定を延長しない旨の意思表示をしない場合には、この協定を1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

平成25年8月1日

甲 新潟県村上市三之町1番1号 村上市長

乙 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号 新潟セントラルビル4階

一般社団法人 新潟県農業土木技術協会長

災害に係る情報発信等に関する協定

村上市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、村上市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、村上市が村上市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ村上市の行政機能の低下を軽減させるため、村上市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、村上市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、村上市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、村上市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 村上市が、村上市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 村上市が、村上市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 村上市が、災害発生時の村上市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 村上市が、村上市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて村上市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 村上市が、村上市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 村上市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、村上市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく村上市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、村上市から提供を受ける情報について、村上市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、村上市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、村上市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

資料編

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、村上市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年11月20日

村上市：

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社 代表取締役

災害時の緊急情報放送に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムラジオ新潟（以下「乙」という。）は、災害時の緊急情報放送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、村上市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村上市民に迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって村上市民の安全確保に寄与することを目的とし、また、新潟県民に村上市の状況を正確かつ迅速に周知することも併せてその目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂崩れ、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の非常の状態をいう。

(2) 「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基き乙の行う、臨時の災害の発生及び防災に関する放送をいう。

（緊急情報放送の要請）

第3条 甲は、住民への災害情報及び防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して緊急情報放送を行うことを要請するものとする。

(1) 緊急情報放送を要請する理由

(2) 緊急情報放送の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、放送の形式とその内容、時刻及び送信系統を自ら決定し、緊急情報放送を行うものとする。

（災害情報の提供）

第5条 甲は、甲の要請により乙が緊急情報放送を行う場合においては、災害の規模、被害の状況、復旧の見通しその他の緊急情報放送に必要となる災害に関する情報を速やかに乙に提供するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 緊急情報放送の要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者を置いた場合及び連絡責任者に変更があった場合は、そのつど相互に連絡する。

3 甲と乙の連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つ。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認める。

（緊急情報放送体制の解除）

第7条 甲又は乙が、緊急情報放送を実施するための体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、互いに申入れを行い、双方合意のうえで文書をもって解除する。

（費用負担）

第8条 緊急情報放送の実施に当たり乙に必要となる費用の負担については、甲乙協議検討する。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議して定める。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも解約その他の中出がない場合は、同一条件で協定期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月21日

甲 村上市三之町1番1号 村上市長

乙 新潟市幸西4丁目3番5号

株式会社 エフエムラジオ新潟 代表取締役社長

災害緊急情報放送に関する協定の細則

村上市（以下「甲」とする）と株式会社エフエムラジオ新潟（以下「乙」とする）は、災害緊急情報放送について取り交わした協定について、以下のとおり細則を定める。

（要請）

1 甲の乙に対する要請は、「村上市総務課交通防災係」から「株式会社エフエムラジオ新潟放送課」に対し、文書のFAX送信により行う。書式は別途定める。

（甲の関係者の出演）

2 甲乙内容確認のうえ、必要に応じ緊急情報放送の際に、甲の関係者自身出演する場合もある。（深夜・未明の緊急放送要請）

3 午後8時から翌日午前6時までの間に緊急放送が必要となった場合には、甲は乙の別途定める緊急連絡へ放送を要請する。

（緊急情報放送の内容、状況変化）

4 乙は甲が避難準備を発令した段階から緊急情報放送を行う。さらに被害拡大が懸念され避難勧告・避難指示発令の場合も同様とする。その場合には、「F発令時刻」「対象地区」「その世帯数」「避難先」を明確にして、FAXによる文書の伝達を行う。

5 甲は乙が災害状況の迅速、的確な放送をするために、被害が懸念される状況、被災状況、復旧の見通し等、必要とされる情報を乙に提供する。

6 乙は必要に応じて、5のとおり伝達された情報を変更があるまで繰返し放送する場合がある。よって、甲は状況の変化が生じた場合、速やかに乙に対しFAXによる文書伝達を行い、正しい情報放送に努める。

（個人の安否情報）

7 乙は原則的に個人の安否情報は放送しない。各電話会社が行う災害用伝言ダイヤルサービスを告知し、利用促進に努める。ただし、甲の要請により地区毎の避難状況を放送する場合はある。

（費用負担）

8 乙は一般のコマーシャル、パブリシティの放送とは異なり、甲の緊急情報放送について、電波料の請求は行わない。しかし、「深夜・未明の緊急放送要請」の場合には、スタッフ配置等に必要な実費を以下のように請求する。スタッフ配置人数は乙の判断とする。

- ・ 2名体制 10時間対応の場合 52,500円(税込)
 - 8時間 42,000円(税込)
 - 4時間 21,000円(税込)
- ・ 3名体制 10時間対応の場合
 - 8時間 63,000円(税込)
 - 4時間 31,500円(税込)

また、それ以外の場合は、費用について必要に応じて甲乙別途協議する。

（追加、修正）

9 この細則にない事項で必要な場合は、甲乙協議してそのつど追加、修正を行う。

以上

資料編

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、村上市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、村上市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 村上市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 村上市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・港湾等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

- 甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館
国土交通省 北陸地方整備局長
- 乙) 新潟県村上市三之町1番1号
村上市長

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する村上市民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的を開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。

2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べるができるものとする。

3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。

(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合

(2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通称産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合

(3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合

(4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合

(5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合

(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合

(7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合

(8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するときを除く。）

(9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合

(10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合

(11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合

(12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）

(13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合

(14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、ふつ、低下のおそれもないときを除く。）

(15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱があった場合

(16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合

(17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合

資料編

- (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
- (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
- (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
- (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
- (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合

3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
(現地確認)

第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。

2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。

4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(損害の補償)

第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日（一部改定 平成25年7月8日）

甲 村上市 村上市長

乙 東京電力株式会社 代表執行役社長